

令和4年度

事務事業概要



★東品川海上公園船着場（河川下水道課）



品川区 防災まちづくり部

目 次

品川区防災まちづくり部組織図	1
品川区のまちづくり行政の概要	2
事務分掌	4
他課との連携事業一覧	9
土 木 管 理 課	
1. 交通安全対策事業	13
1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営	13
2 交通安全の啓発事業等	14
3 違法駐車防止対策事業	15
4 交通安全協会補助事業	15
5 路外駐車場に関する諸届の受理	15
6 区民交通傷害保険	15
7 シェアサイクル事業	16
2. 道路等の管理	17
1 道路等の現況と管理	17
2 公園等の現況と管理	21
3 窓口業務	22
3. 区道等の監察・屋外広告物取締り	23
1 区道等の監察	23
2 屋外広告物取締り	23
4. 道路等境界確定・地籍調査	24
1 道路・公園等公有地管理	24
2 地籍調査事業	25
3 公共基準点整備事業	26
5. 道路占用等の事務・掘削調整	27
1 道路占用等の許可・指導監督	27
2 道路工事調整協議会	28
3 屋外広告物の許可	28
4 道路工事の施行承認許可・指導監督	29
5 沿道掘削工事の審査・指導監督	29
6 道路管理システムによる効率的な業務推進	30
6. 放置自転車対策事業	31
1 自転車等駐車場の設置	31
2 自転車等の放置防止対策	32
3 リサイクル事業	33
道 路 課	
1. 道路等の維持管理	34
1 路面維持管理	34
2 交通安全施設整備	35
3 電気設備等の設置管理	37
2. 路面改良事業	38
1 路面等改良費	38
2 水とみどりのみち整備事業	40

3. 道路バリアフリー事業	40
1 バリアフリー工事	40
4. 道路整備事業	42
1 都市計画道路事業	42
2 無電柱化推進事業	43
5. 橋梁等の維持管理	44
1 橋梁等の維持管理	44
6. 橋梁改修事業	44
1 橋梁改修事業	44
7. 用地取得	46
1 用地取得	46
公 園 課	
1. 水とみどりの基本計画・行動計画	47
1 計画の目標と基本方針	47
2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）	48
1 区民のみどりづくり支援	48
3. 公園・児童遊園整備事業	53
1 公園・児童遊園の新設、改修等	53
4. 公園・児童遊園の維持管理	56
1 公園・児童遊園の維持管理	56
5. 公衆便所・公園便所の維持管理	57
1 公衆便所・公園便所の維持管理	57
6. しながわ水族館	58
1 しながわ水族館運営支援	58
2 しながわ水族館リニューアル	59
河川下水道課	
1. 水辺の活用	60
1 区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発	60
2 舟運社会実験	61
3 ヒカリの水辺プロジェクト	62
4 河川・運河の利用促進	63
2. 河川および運河の水質改善、維持管理	64
1 立会川の水質改善	64
2 目黒川の水質改善	65
3. 治水対策	66
1 品川区総合治水対策推進計画の改定	66
2 雨水流出抑制の指導	67
3 雨水流出抑制助成事業	67
4 雨水利用タンク設置助成事業	68
5 防水板設置工事助成事業	68
6 津波・高潮対策事業	69
7 関係機関との連携	69
4. 下水道施設建設	70
1 排水施設建設事業	70
2 下水道管改修事業	76

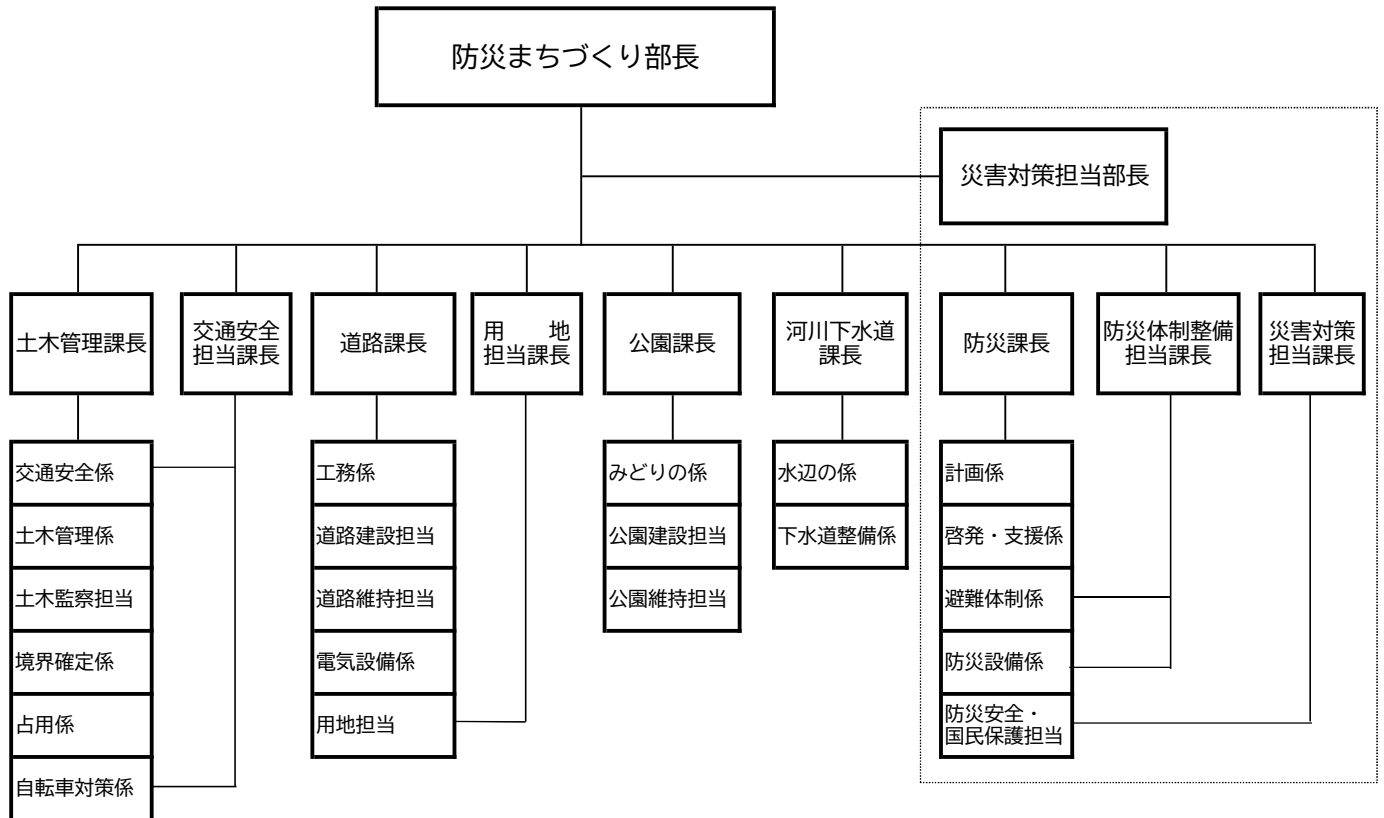
防 災 課

1. 防災会議の運営および計画の作成	79
1 防災会議	79
2 品川区地域防災計画	79
2. 通電火災の抑制	80
1 感震ブレーカーのタイプ（補助対象）	80
2 補助内容	80
3 補助実績	81
3. 防災関係組織の育成・支援	81
1 防災区民組織育成	81
2 避難行動要支援者支援	82
3 防災協議会の支援	83
4 消防団支援	84
5 防火防災対策助成	85
4. 防災普及教育	85
1 しながわ防災体験館運営	85
2 防災フェア	87
3 しながわ防災学校	88
4 高層マンションにおける防災対策の強化	90
5 地震体験車などによる防災教育	90
6 ポスターコンクールの開催	91
7 しながわ防災ハンドブック・品川区防災地図	91
8 着ぐるみ作成	92
9 子どもBOOK	92
5. 防災訓練	92
1 総合防災訓練	92
2 区内一斉防災訓練	93
3 風水害対応本部訓練	93
4 水防訓練	94
5 避難施設開設訓練	94
6 災害対策職員待機寮防災訓練	95
7 東京都・品川区合同総合防災訓練の実施	95
6. 地域との連携	96
1 事業所の地域協力	96
2 災害時協力協定	97
7. 避難所運営体制の整備	98
1 避難所運営体制の整備	98
2 災害時応急物資の確保	99
8. 帰宅困難者対策の整備	104
1 駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営	104
2 一時滞在施設の拡充	106
3 帰宅困難者用備蓄物資の確保	106
9. 初動体制の整備	106
1 職員等緊急連絡システム	106
2 災害監視業務委託	107
3 防災気象情報提供業務	107

4 災害対策本部室の機能強化	107
5 品川区強靱化計画	107
6 品川区災害廃棄物処理計画	107
7 災害時ボランティアセンター	108
10. 防災情報通信体制の整備	108
1 緊急時連絡通信機器	108
2 総合防災情報（高層等カメラ・河川監視）システム	108
3 緊急地震速報の周知	109
4 被災情報管理システム	109
5 全国瞬時警報システム（Jアラート）	109
6 防災情報配信管理システム	109
7 防災タブレット	109
8 防災行政無線	110
9 被災者生活再建支援システム	110
11. 初期消火体制強化	110
1 防火水利の整備	110
2 街頭消火器の増設	111
3 家庭用消火器のあっせん	111
4 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ更新	111
12. 医療救護体制整備	112
1 応急医薬品ランニング・ストック	112
2 医療ミニセット	112
3 医療救護体制	112
13. 国民保護	113
1 国民保護協議会	113
2 国民保護計画	113
3 国民保護に関する啓発	114
14. 自衛隊員募集事務	114
1 自衛官募集	114
2 自衛官募集に関する広報	114
15. 実際に起こった災害への対応	114
1 災害対策本部などの対応状況	114
2 弔慰金・見舞金の支給	115
16. 災害復旧特別会計	115

品川区防災まちづくり部組織図

(令和4年4月1日現在)



課名	係名	合計人数	事務職	技術職	再任用	会計年度任用
土木管理課	交通安全係	10	7	2		1
	土木管理係	8		5	2	1
	土木監察担当	3		2		1
	境界確定係	6		6		
	占用係	7	2	4		1
	自転車対策係	5	3	1	1	
	小計	39	12	20	3	4
道路課	工務係	6	1	5		
	道路建設担当	6		6		
	道路維持担当	13		10	2	1
	電気設備係	4		4		
	用地担当	4	3	1		
	小計	33	4	26	2	1
公園課	みどりの係	9	1	6		2
	公園建設担当	5		5		
	公園維持担当	9		6	2	1
	小計	23	1	17	2	3
河川下水道課	水辺の係	7	1	5	1	
	下水道整備係	6		6		
	小計	13	1	11	1	0
防災課	計画係	9	9			
	啓発・支援係	13	5			8
	避難体制係	6	5	1		
	防災設備係	3	2	1		
	防災安全・国民保護担当	5	5			
	小計	36	26	2	0	8
合計		144	44	76	8	16

※土木管理課交通安全係に防災まちづくり部長、災害対策担当部長、交通安全担当課長を含む

※防災課計画係に防災体制整備担当課長、災害対策担当課長を含む

※技術職＝土木技術、造園技術、電気技術

※用地担当課長は道路課長が兼務する。

品川区のまちづくり行政の概要

～「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を目指して～

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない状況であり、区民生活や社会経済活動において多大な影響をおよぼしております。一方、区においては、ワクチンの三回目接種などの感染抑止策を継続して取り組んでまいりました。

私たち防災まちづくり部では、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の動向をしっかりと見極めるとともに、長期基本計画の着実な実現に向けた総合実施計画の初年度を迎え、災害に強いまちづくりや区民生活を支える道路や橋、公園、河川などの適切な維持管理、有効な活用等、未来につながる施策の展開を区民の皆さんとともにより計画的な事業展開を行ってまいります。

これからも社会経済情勢の変化を的確にとらえながら、区民が望む施策展開をより効果的、効率的に進めていくために、幅広い視野のもと創意工夫、臨機応変な対応力を持ち、都市のインフラ整備や管理、区民の生命・財産に直結する災害時の対応について着実に進めてまいります。

1. 災害に強いまちづくり

区は、平成26年度に防災の基本理念を示した「品川区災害対策基本条例」を施行しました。本条例では「自助」・「共助」および「公助」の理念に基づき、区民、防災区民組織および事業者が役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図ることを目標にしています。

このため、情報伝達、初期消火、医療救護、避難所運営等の体制整備や様々な普及・啓発、防災訓練等の充実に取り組んでまいりました。

令和3年度は、新しい防災ラジオの導入による防災情報伝達力の強化や、品川区強靱化計画・災害廃棄物処理計画の策定など、災害に強いまちづくりの実現に努めてまいりました。さらに新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルを更新し、避難所における感染症対策を進めてきました。

令和4年度は、東京都との合同総合防災訓練を45年ぶりに実施し、災害時における都、警察、消防、自衛隊、事業者等関係機関との連携強化ならびに区民に対する防災意識の向上を図ります。また、平常時の備蓄物資管理および輸送を一貫して行う体制を確立し、災害時の確実な物資輸送に繋げてまいります。さらにドローンやスマホアプリ、防災ラジオの活用などによる災害時の情報収集・発信体制の強化を引き続き進めてまいります。



2. 暮らしを守る安全で快適な道路

昨年区内の年間交通事故死傷者数は976人に達し、依然として多くの方が交通事故に遭われております。区は令和3年度に策定した「第11次品川区交通安全計画」に基づいて、引き続き様々な交通安全対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、自転車の利用ニーズが高まっている昨今、歩行者の通行や災害時の緊急活動に支障をきたす放置自転車の対策を引き続き実施し、新たな交通手段としての



シェアサイクル事業を推進するなど、安全で快適な自転車の活用を今後も進めてまいります。

一方、区民が安心して道路を通行できるよう、路面の維持管理、交通安全施設の整備、街路灯のLED化を含めた建替え、道路のバリアフリー化等を進めるとともに、自転車の走行空間を整備してまいります。

さらに、交通ネットワークの形成ならびに道路の防災性および安全性の向上を図るため、都市計画道路の整備、無電柱化の推進、橋梁の点検・修繕などを実施してまいります。加えて、令和4年4月から「しなみちレポート」の本格実施により、区民要望に迅速に対応してまいります。

3. みどり豊かな都市をつくる

区内の「みどり」は、広い敷地の宅地が分割され小規模な宅地となるなど住宅地のみどりを増やすことは難しい状況ですが、令和3年度に改定した「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、みどりに関する区民満足度やみどり率の向上を図り、区民とともにみどりづくりを進めてまいります。

「みどり」は、潤いある快適な生活に不可欠なものであり、緑化の推進、公園や樹木の適切な維持管理を進めていきます。重要なみどり空間である公園については、区民の多様なニーズに応えるため、多様な手法を用いて整備や管理を進めてまいります。公園の新設や改修を行う際は、地域の声を聴くなど、みんなに愛される公園づくりを念頭に、安全で明るく快適で利用しやすい施設として整備していきます。

貴重なみどりを次の世代に引き継いでいくため、区民自らが土やみどりに積極的に関わっていただけるボランティア制度やマイガーデンの整備など、参加しやすい場や機会を提供し、品川のみどりを増やしていく取り組みも進めてまいります。

4. 豊かな都市生活を支える河川と下水道

区内には、運河や目黒川、立会川等の水辺空間は多く有するものの、区民が直接、水に親しめる空間が限られています。区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、水辺空間の整備等を進めてまいります。具体的には、河川清掃や下水道施設の整備等による河川や運河の水質改善を図ることや、区有船着場を災害時に傷病者や緊急物資の輸送に利用するとともに、平常時に舟運の活性化や水辺のにぎわい創出に活用するための管理・運営の充実に取り組んでいます。

また、近年、時間 50 ミリを超えるような局地的集中豪雨により、浸水被害が頻発しております。区では総合的な治水対策として、雨水の貯留や浸透など雨水流出抑制事業を進めるとともに、東京都から下水道事業の一部を受託し、区自ら浸水対策等の下水道工事を実施することで、浸水被害の軽減の早期実現を図っています。



事 務 分 掌

土木管理課

交通安全係

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 交通安全対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 交通安全の啓発に関すること。
- 7 交通安全対策会議および交通安全協議会に関すること。
- 8 違法駐車等の防止に関すること。
- 9 路外駐車場の届出に関すること。
- 10 部内他課、係に属しないこと。

土木管理係

- 1 区道、公園等の財産管理に関すること。
- 2 区道等の認定、変更および廃止に関すること。
- 3 公園、児童遊園および公衆便所の設置、変更および廃止に関すること。
- 4 道路台帳等の補正および閲覧ならびに道路幅員等の証明に関すること。

土木監察担当（主査）

- 1 区道、河川、公園等の不法使用の監察取締りおよび不法占用の除去に関すること。
- 2 違反広告物の取締りに関すること。

境界確定係

- 1 区道、公園等の境界の確定に関すること。
- 2 地籍調査に関すること。
- 3 公共基準点の設置および管理に関すること。

占用係

- 1 区道、河川、公園等の占用許可等に関する事。
- 2 区道（電線共同溝を含む。）、河川、公園等の占用工事等に係る指導監督に関する事。
- 3 道路工事調整協議会に関する事。
- 4 屋外広告物の許可に関する事。
- 5 占用料、使用料、手数料および道路復旧費の徴収に関する事。
- 6 道路工事施行承認に関する事。
- 7 沿道掘削の届出に関する事。

自転車対策係

- 1 放置自転車対策等の企画、調整および調査に関する事。
- 2 自転車等の放置防止に係る指導および啓発に関する事。
- 3 駐輪場等の整備および維持管理に関する事。
- 4 大規模店舗等に係る駐輪場の設置の届出および指導に関する事。
- 5 放置自転車の撤去、保管および返還に関する事。

道路課

工務係

- 1 橋梁の計画修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 2 課内他係に属しない事。

道路建設担当（主査）

- 1 道路（電線共同溝を含む。）施策の企画、調整および推進に関する事。
- 2 都市計画道路事業等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 電線共同溝の設計および工事に関する事。
- 4 土木工事等の適正施行に係る基準に関する事。
- 5 土木技術の積算基準等に関する事。

道路維持担当（主査）

- 1 区道（電線共同溝を含む。）、橋梁等の維持管理に関する事。
- 2 区道（電線共同溝を含む。）、橋梁等の維持修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 交通安全施設等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 4 区道の改修、掘削道路復旧等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 5 擁壁等の土木構造物の調査、設計および工事に関する事。
- 6 課内他係に属しない事業の調査、設計および工事に関する事。

電 気 設 備 係

- 1 街路灯（私道防犯灯を含む。）、公園、児童遊園、公衆便所等の電気設備の調査、設計、工事および維持管理に関すること。

用 地 担 当（主査）

- 1 土地、建物等の取得および調整に関すること。
- 2 用地の取得に伴う物件の移転その他損失補償に関すること。
- 3 公共事業の施行に伴う移転資金の融資あっ旋に関すること。

公 園 課

みどりの係

- 1 みどりの施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 緑地の保全および緑化の推進に関すること。
- 3 樹木の保存に関すること。
- 4 施設（学校等を除く。）の樹木の維持に関すること。
- 5 緑化の調査、設計および工事に関すること。
- 6 花とみどりの相談に関すること。
- 7 しながわ水族館との連絡調整に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

公 園 建 設 担 当（主査）

- 1 公園施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所に係る調査、設計および工事に関すること。

公 園 維 持 担 当（主査）

- 1 公園、児童遊園および公衆便所の維持管理に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。

河 川 下 水 道 課

水 辺 の 係

- 1 水辺の活用に係る企画、調整および推進に関すること。
- 2 河川および運河の浄化等に関すること。
- 3 河川の維持管理に関すること。
- 4 河川の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。
- 5 治水対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 雨水流出抑制の指導および調整に関すること。
- 7 防水板設置工事等の助成に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

下 水 道 整 備 係

- 1 下水道施設建設事業に関すること。

防 災 課

計 画 係

- 1 災害対策の計画および連絡調整に関すること。
- 2 防災会議および災害対策本部に関すること。
- 3 災害時協力協定に関すること。
- 4 区民の生活再建に関すること。
- 5 課内他係に属しないこと。

啓 発 ・ 支 援 係

- 1 防災知識の普及および啓発ならびに防災意識の高揚に関すること。
- 2 地区における防災活動の推進および防災区民組織に関すること。
- 3 地域の初期消火器材等の配備および保守に関すること。
- 4 避難行動要支援者の対策に関すること。

避 難 体 制 係

- 1 避難所、避難場所および防災活動広場に関すること。
- 2 帰宅困難者等の対策に関すること。
- 3 備蓄物資に関すること。

防災設備係

- 1 職員の防災体制の整備に関すること。
- 2 防災情報通信体制の整備に関すること。
- 3 街頭消火器、防災貯水槽および給水施設に関すること。

防災安全・国民保護担当(主査)

- 1 職員の災害時における初動対応の訓練および研修に関すること。
- 2 消防団に関すること。
- 3 消防署および警察署および自衛隊との連携に関すること。
- 4 小災害援護に関すること。
- 5 国民保護に係る計画、訓練および連絡調整に関すること。
- 6 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。
- 7 国民保護協議会に関すること。
- 8 国民保護に係る知識の普及および啓発ならびに国民保護に係る意識の高揚に関すること。
- 9 自衛官の募集に関すること。



しながわ防災体験館

他 課 と の 連 携 事 業 一 覧

【土 木 管 理 課】

事 業 名	連携事業内容	連携課名
地籍調査事業	事業予定箇所の情報収集等	都市計画課 都市開発課 防災課
河川占用等の許可	河川占用等の許可に係る指導・監督	河川下水道課
シェアサイクル事業	本格実施	都市計画課 文化観光課
通学路の設定・変更	道路の安全確認後、通学路の設定・変更	教育総合支援センター 道路課
ゾーン30の啓発・周知	各警察署との情報共有・路面表示	道路課
通学路安全・安心プログラム	通学路の安全・安心総点検の実施	地域活動課 道路課 庶務課 教育総合支援センター
受動喫煙防止	道路・公園における「受動喫煙」への対応	企画調整課 道路課 公園課 地域活動課 健康課

【道 路 課】

事 業 名	連携事業内容	連携課名
橋梁改修事業	橋梁の架替、維持管理	都市開発課
	(仮称) 勝島人道橋	都市計画課 東京都港湾局
交通安全施設整備	道路標識、カーブミラーおよび防護柵等の安全施設の整備、維持管理、改善	土木管理課
道路バリアフリー事業	バリアフリー特定道路整備計画	都市計画課
人孔蓋枠等整備	執行委任 下水道局協定に伴う受託費歳入事務	河川下水道課 建築課
デザインマンホール	マンホールカードの配布・広報	文化観光課
交差点改良事業	キララ舗装、すべり止め舗装、自発光式ブロック設置等	土木管理課
自転車走行空間の整備	自転車の走行帯のカラー化等	土木管理課
都市計画道路整備事業	補助205号線整備事業(Ⅲ期区間)	都市計画課 土木管理課
	補助163号線整備事業(Ⅲ期区間)	都市計画課 都市開発課 土木管理課
水とみどりのみち整備事業	道路整備工事	河川下水道課 土木管理課
無電柱化推進事業	無電柱化に関わる設計・工事	土木管理課 木密整備推進課
雨水流出抑制事業	品川区総合治水対策推進計画	河川下水道課
旧東海道石畳舗装等修繕	旧東海道品川宿の歴史を伝える景観整備	都市計画課

【公 園 課】

事 業 名	連携事業内容	連携課名
公園・児童遊園の維持管理	運動施設の管理に伴う利用調整事務 公園等の占用許可に係る事務 公園撮影申請における区の広報活動確認事務 受動喫煙防止対策	スポーツ推進課 土木管理課 文化観光課 地域活動課 健康課
しながわ花海道の維持管理	運河の内部護岸上部維持管理協定等に係る調整事務	河川下水道課 道路課 東京都港湾局
公園・児童遊園整備	しながわ区民公園再整備	防災課 施設整備課
	子供の森公園改修	子ども育成課 河川下水道課
	戸越公園	施設整備課 保育課 環境課
	八潮北公園（管理事務所改築等）	施設整備課 スポーツ推進課
	公園・児童遊園便所の洋式化	子ども育成課 障害者福祉課
公園バリアフリー事業	やさしいまちづくり推進計画	道路課 都市計画課
緑化活動支援事業	園芸講座・緑化指導認定	環境課
	生垣助成	建築課
	みどりのボランティア支援	区有施設の管理所管課
	生物多様性地域戦略策定業務	環境課
施設植栽・花壇維持管理	区有施設植栽管理	区有施設の管理所管課
	街角花壇維持管理	区有施設の管理所管課
しながわ水族館運営支援	プロモーション事業	広報広聴課 文化観光課
	施設管理 動力制御盤・電灯盤類更新工事	施設整備課

【河 川 下 水 道 課】

事 業 名	連携事業内容	連携課名
河川維持管理 (水質改善)	東京都事務処理特例条例に基づく立会川・目黒川の維持管理（水質改善）	環境課 土木管理課 道路課
水辺空間の整備と利活用	区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発	文化観光課 土木管理課 道路課 公園課 防災課
	舟運社会実験	商業・ものづくり課 文化観光課
	ヒカリの水辺プロジェクト	企画調整課 総務課 人権啓発課 文化観光課 子ども家庭支援センター 健康課 保健予防課 都市計画課 環境課 土木管理課 道路課
	河川・運河の利用促進	文化観光課 土木管理課 公園課
排水施設建設事業	第二戸越幹線整備事業	子ども育成課 土木管理課 道路課 公園課
	立会川幹線雨水放流管建設事業	企画調整課 人権啓発課 高齢者福祉課 土木管理課 公園課 施設整備課
	浜川雨水排水管建設事業、勝島地区雨水管整備事業	土木管理課 道路課
下水道管改修事業	下水道管老朽化対策事業（再構築事業）、下水道管耐震化推進事業	土木管理課 道路課

【防 災 課】

事 業 名	連携事業案内	連携課名
医療救護体制	災害医療連携会議	健康課
避難所管理	避難所運営マニュアル更新支援、学校避難所連絡会議、学校避難所訓練	避難所となる施設の管理所管課または学校 地域活動課
避難行動要支援者	品川区避難支援個別計画作成名簿の更新・配付、支援体制づくりの手引きの配付	高齢者福祉課 障害者福祉課 保健センター
感震ブレーカー普及	感震ブレーカー設置助成	木密整備推進課
防災普及教育	高層マンション防災対策の強化	住宅課 地域活動課
防災訓練	地区総合防災訓練、区内一斉防災訓練、各部訓練	庁内全課
防災協議会	各地区防災協議会の運営	地域活動課

土木管理課

1. 交通安全対策事業（交通安全係）

区内における交通事故の死傷者数は、平成12年をピークに減少傾向にありましたが、令和3年は死者2人、負傷者974人と、多くの方が交通事故により死傷されています。区では、区内各警察署等と連携し、参加体験型の交通安全教育や、記憶に残る効果的な交通安全啓発活動を幅広い年代に実施することにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めています。



また、子どもや高齢者・障害者等の歩行者空間を確保するため、道路および交通安全施設整備（p35 参照）に係る調整を図るとともに、交通規制や交通違反の取締り強化等の申入れのほか、地域と一体となった各種施策により安全・安心な交通環境の実現を目指しています。

区内の交通事故(人身事故)件数・死傷者数

(各年末集計)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	761件	786件	767件	762件	902件
死者	4人	3人	2人	5人	2人
重傷者	23人	39人	40人	53人	79人
軽傷者	839人	854人	822人	776人	895人
死傷者	866人	896人	864人	834人	976人

1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営

交通安全に関する総合的な施策の大綱である第11次品川区交通安全計画（令和3年度から5ヵ年計画）に基づき、交通安全実施計画（単年度計画）を作成するため、品川区交通安全対策会議を開催しています。

また、区民が安心して暮らせる安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため、品川区交通安全協議会を設け、通学路の交通安全および防犯の観点から安全確保を図るため、通学路安全・安心プログラムを実施し、春と秋に交通安全運動を展開しています。



★根拠法令 交通安全対策基本法、品川区交通安全対策会議条例、品川区交通安全協議会規約、品川区高齢者交通安全教育推進委員会設置要領

会議等の名称	委員等の数(人)	年間開催数(回)
品川区交通安全対策会議	25	1
品川区交通安全対策会議幹事会	30	1
品川区交通安全協議会	62	2
品川区高齢者交通安全教育推進委員会	14	1

* 令和4年度予算額 149千円

2 交通安全の啓発事業等

高齢者や、幼児・児童、および自転車利用者を対象とした啓発等に重点を置き、区内警察署等と連携して交通事故防止に努めています。

★根拠法令 交通安全対策基本法



(1) 交通安全教育（令和3年度実施状況）

事業名（対象）	事業の概要	所轄署	会場（参加数）
スタントマンを活用した自転車安全教室（小・中学生、一般区民）	スタントマン実演による事故原因、注意点の説明等	荏原 品川	宮前小（120名） 八潮高校（416名）
高齢者交通安全講習（高齢者）	事故事例の紹介、交通安全講習、自転車シミュレータ実技講習等	—	—
自転車安全教室（園児・小学生とその親等）	自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーの講義と自転車シミュレータによる実技講習等	荏原	戸越小（121名）

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施回数を大幅に縮小した。

補完対策として、品川区ホームページや広報しながら、ツイッターなどを活用して啓発活動を行った。

(2) イベント・表彰等

春と秋の全国交通安全運動、交通安全区民のつどい、自転車安全利用キャンペーン、交通安全功労者表彰等



(3) 啓発用消耗品の作成・配付

冊子類：品川区交通安全実施計画、交通しながら、幼児用交通安全教育本、お元気だより、ヒヤリハット地図

その他：交通事故防止のための啓発用立看板・電柱幕の設置、通学路用バリケードの配付、新入学児童用黄色い帽子の配付など

(4) 自転車安全利用指導員

指導員を交差点等に配置し、自転車の交通ルールやマナーの啓発・指導を行う

* 令和4年度予算額 22,654千円

3 違法駐車防止対策事業

指定4路線での違法駐車をなくすため、各交通安全協会の協力を得て、啓発・監視など違法駐車防止活動を毎月4回、年間48回実施しています。

★根拠法令 品川区違法駐車等の防止に関する条例

違法駐車防止活動における指導・啓発件数

指定重点路線名(所轄署)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
池上通り(品川)	1,380	1,357	1,305	849	907
区役所通り(大井)	335	338	407	263	255
八ツ山通り(大崎)	726	791	807	629	856
補助26号線(荏原)	793	922	957	507	597
合計	3,234	3,408	3,479	2,248	2,615

* 令和4年度予算額 1,800千円

4 交通安全協会補助事業

区内の各交通安全協会(品川・大井・大崎・荏原・東京湾岸)に対して補助金を交付し、交通安全事業の促進を図っています。

★根拠法令 品川区交通安全協会補助金交付要綱

* 令和4年度予算額 4,900千円

5 路外駐車場に関する諸届の受理

駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上あり、かつ駐車料金を徴収する駐車場の諸届について構造・設備が基準を満たしているか、管理規定が適正か審査・指導を行っています。

6 区民交通傷害保険

東京都の条例により令和2年4月から自転車の損害賠償責任保険が義務化されました。品川区では、令和元年7月から区民交通傷害保険事業を実施しております。

今後も交通事故発生時の被害者等の負担軽減を図るため区民交通傷害保険を広く周知していきます。

- (1) 募集期間 令和4年5月2日から6月30日
- (2) 保険期間 令和4年7月1日から令和5年6月30日
- (3) 対象 品川区に在住および在勤・在学者(令和4年7月1日現在)

* 令和4年度予算額 621千円



7 シェアサイクル事業

品川区シェアサイクル事業は、まちの散策、観光スポットへのアクセス性、通勤・通学やお買い物などの新たな交通手段として、平成29年10月から開始しました。現在区は12区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、大田区、渋谷区、目黒区、中野区、練馬区、杉並区）と広域連携し、区をまたいでの利用が可能です。

また、区は、運営事業者と災害協定を締結し、災害時の応急活動等に活用する体制を整備しています。さらに法人会員となり、区職員の日常業務の移動手段としても活用しています。



区内ポート設置状況

内容	令和4年4月1日現在
ポート	88カ所
ラック	761ラック

＊ 令和4年度予算額 504千円



2. 道路等の管理（土木管理係）

特別区道や区立公園を適正に管理するため、路線の認定、道路区域の決定や公園設置等の手続き、およびこれら施設の台帳整備、窓口業務を行っています。

★根拠法令 道路法、都市公園法、品川区立公園条例など

1 道路等の現況と管理

（1）路線の認定・変更

道路は、一般交通の用に供する道であり、住民の生活を支える最も重要な社会基盤施設です。このため、常に安全かつ円滑に通行できるように管理しなければなりません。区が特別（品川）区道[以下区道という]として管理するために最初に行われる手続きが「道路の路線認定」です。これは、区の事業として整備した道路や再開発事業等により整備された道路を、新たに区道とする場合に、区議会の議決を経たうえで路線として認定し、告示するものです。

これにより、道路管理者である品川区は、その道路の維持管理を開始します。

また、認定された路線で起・終点等の大幅な変更や廃止をする場合は、路線の変更・廃止を同様の手続きで行います。

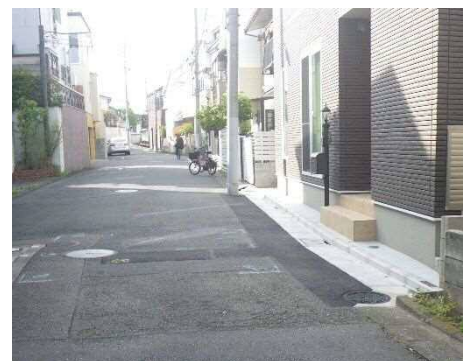
★根拠法令 道路法第 8 条、第 9 条、第 10 条

（2）区域決定（変更）・供用開始

認定路線の道路区域を具体的に決定し、道路整備の後、供用を開始することで、道路を一般の通行に開放します。

また、細街路拡幅整備事業等による道路の部分的な拡幅等については、区域を変更し供用の開始を行っています。

★根拠法令 道路法第 18 条



細街路拡幅整備事業による拡幅状況

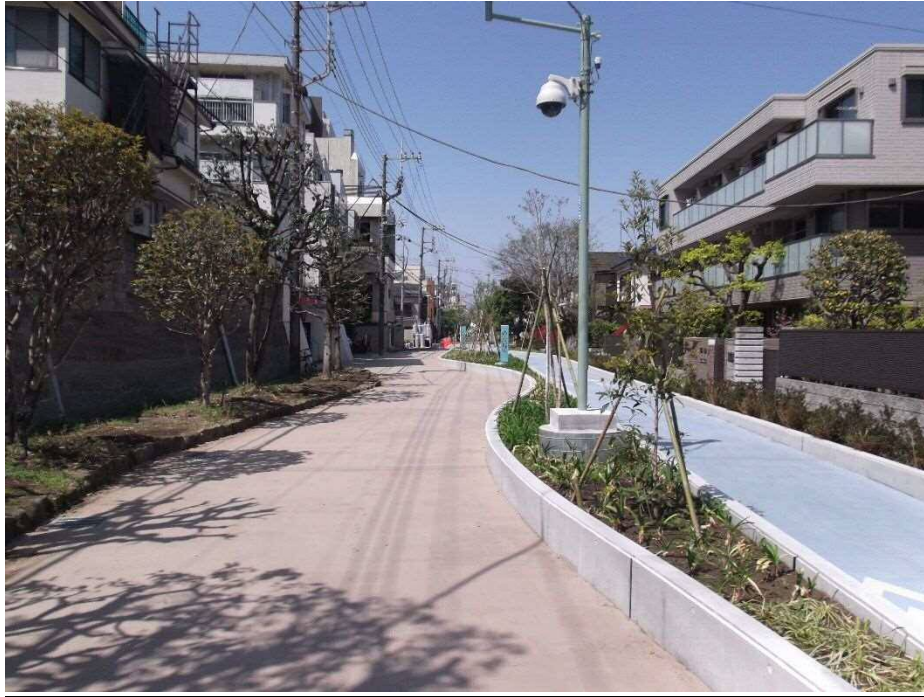
（3）道路台帳等補正

道路を円滑に管理するためには、道路とそれ以外の土地とが区分けされている必要があります。このことは、沿道の方にとっても道路領域が明確になるため重要です。このため、道路管理者は道路台帳を調製、保管し、閲覧に供することが法令により義務づけられており、区では区道の道路台帳を管理しています。

道路は随時、認定・廃止・区域変更・および道路工事等による形態変更が行われていることから、変更箇所について補正業務を実施しています。

平成 22 年度からは区条例等に基づき区有通路や法定外公共物の台帳整備も進めています。

★根拠法令 道路法第 28 条、品川区有通路条例第 3 条
品川区法定外公共物管理条例施行規則第 3 条



立会川緑道

道路の現況（品川区内）

				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般国道			延長(m)	16, 539	16, 539	16, 539	18, 714	18, 714
			面積(m ²)	456, 306	456, 306	456, 306	489, 343	489, 343
都 道			延長(m)	25, 940	25, 940	25, 845	25, 928	25, 928
			面積(m ²)	741, 976	741, 976	739, 643	742, 240	742, 285
自動車 専用道			延長(m)	17, 351	17, 351	17, 351	17, 351	17, 351
			面積(m ²)	567, 065	585, 773	567, 065	567, 837	574, 945
特別 区道	車道 幅員 別	5.5 m 未満	延長(m)	188, 471	188, 625	188, 798	188, 230	188, 127
			面積(m ²)	832, 470	834, 319	836, 144	835, 292	835, 667
		5.5 m 以上	延長(m)	130, 546	130, 457	130, 436	130, 633	130, 812
			面積(m ²)	1, 037, 429	1, 038, 203	1, 040, 557	1, 043, 434	1, 045, 092
		13.0 m以	延長(m)	8, 532	8, 478	8, 400	8, 378	8, 378
			面積(m ²)	175, 892	175, 006	173, 795	173, 237	173, 237
		19.5 m以	延長(m)	1, 076	1, 065	1, 065	1, 065	1, 082
			面積(m ²)	38, 555	38, 163	38, 214	38, 219	38, 648
		合計	延長(m)	328, 625	328, 625	328, 699	328, 306	328, 399
			面積(m ²)	2, 084, 346	2, 085, 691	2, 088, 715	2, 090, 182	2, 092, 644
合計			延長(m)	388, 417	388, 455	388, 434	390, 299	390, 392
			面積(m ²)	3, 846, 964	3, 849, 693	3, 851, 729	3, 889, 602	3, 899, 217

※東京都道路現況調書の数値による。令和 3 年度数値は令和 5 年 3 月公表予定

(4) 車両制限令にかかわる許可

区道において、車両諸元の最高限度（車両制限令第 3 条）を超える車両の通行申請があった場合、車両の構造（寸法・重量等）または車両に積載する貨物が特殊であるなど、やむを得ないと認めるときは、申請に基づいて経路・時間等について必要な条件を付して、通行を許可しています。

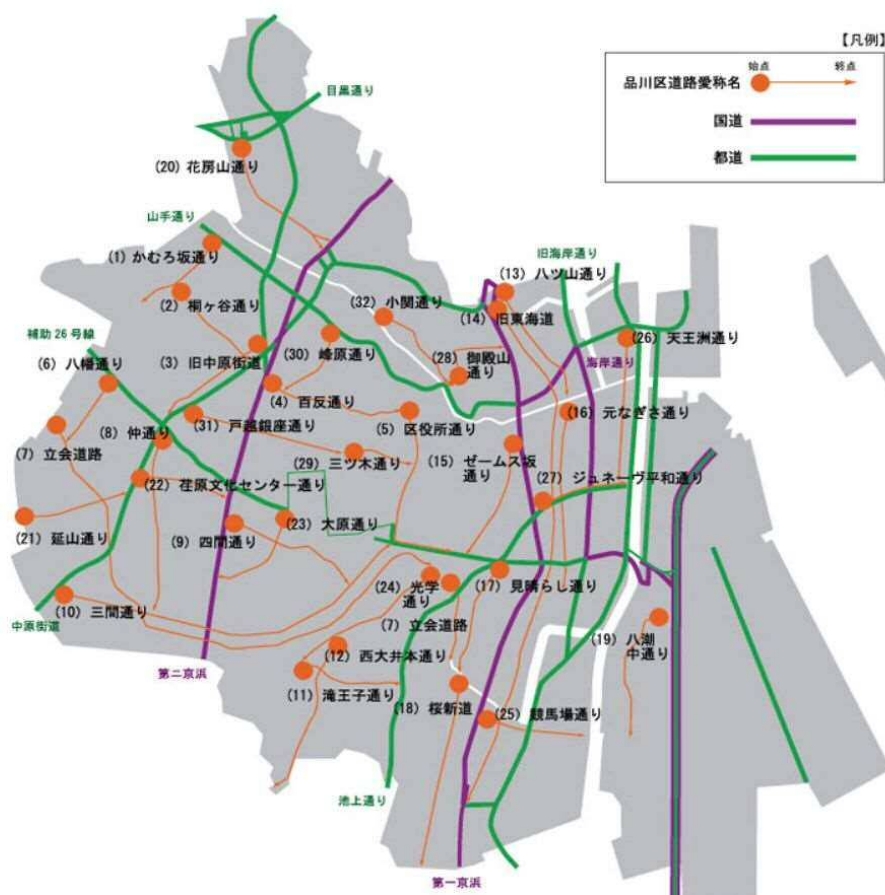
★根拠法令 車両制限令第3条

許可件数 (台数)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	1,350 (9,031)	1,049 (6,214)	781 (3,793)	1,236 (6,371)	1,387 (8,636)

（５）道路愛称名の普及活動

道路について、区民に愛着を持ってもらうために、昭和 60 年と平成 7 年に合わせて 32 の路線に從來から地元で呼ばれていた名称をはじめとして、道路愛称名を定めました。

この愛称名を地域住民へ周知するため、各路線には案内標識の設置や電柱広告にも表示しています。また、品川区のホームページにも掲載しています。



※品川区HP上の「品川区道路愛称名」で名称部分をクリックすると、そのいわれなどが分かります。

(6) 品川区有通路の管理

区では、道路法適用外で一般交通の用に供される道のうち、区が当該土地の所有権等を有し設置したものを、品川区有通路として適正な管理に努めています。なお、平成22年4月の区有通路条例の一部改正により、認定外道路¹と公共溝渠²の一部および立体通路の81路線を、区有通路に指定替えをし、管理しています。

★根拠法令 品川区有通路条例

(7) 法定外公共物の管理

区では、平成22年4月に法定外公共物管理条例を施行し、認定外道路と公共溝渠（区有通路に指定替えしたものを除く）を、法定外公共物として管理しています。

これは、平成14年から国有財産特別措置法に基づき、区が認定外道路や公共溝渠等の財産を取得したことに伴い、これらの施設を機能別に再整理し、より一層適正な管理を図るために行ったものです。

★根拠法令 品川区法定外公共物管理条例



認定外道路の例

区有通路・法定外公共物の現況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区有通路	路線数	127	127	127	127	127
	延長(m)	8,738	8,738	8,738	8,738	8,738
	面積(m ²)	26,587	26,621	26,687	26,732	26,790
法定外公共物	路線数	203	202	202	202	203
	延長(m)	10,978	10,662	10,646	10,646	10,582
	面積(m ²)	19,478	18,619	18,594	18,567	18,465
合 計	路線数	330	329	329	329	330
	延長(m)	19,716	19,400	19,384	19,384	19,320
	面積(m ²)	46,065	45,240	45,281	45,299	45,255

＊ 令和4年度予算額 25,771 千円

¹ 認定外道路：大正8年4月に旧道路法が施行された際、認定されなかった里道で、国有財産法上の公共用財産として管理されることとなった道路。

² 公共溝渠：河川法および準用河川の適用を受けない水路。かつて用排水路の機能をもっていたが、現在はその機能が廃滅し多くは通路化している。

2 公園等の現況と管理

公園等の設置・変更・廃止の手続きを行うとともに、「公園台帳」を整備し、公園の適正管理に努めています。

また、公園管理者以外の者に施設の設置や管理に関する許可事務を行っています。

★根拠法令

都市公園法第2条の2、第5条、第17条

品川区立公園条例第2条

品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例第3条

公園等の現況

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)
区立公園	144	517,290	145	517,537	145	517,537	145	517,537	146	519,094
緑地	4	795	4	795	4	795	4	795	4	795
区立児童遊園	68	59,804	68	59,804	69	59,840	69	59,840	70	60,232
特定児童遊園 (防災広場)	38	15,153	39	15,342	39	15,342	39	15,747	40	15,873
特定児童遊園 (水辺広場)	10	44,656	10	44,656	10	44,656	10	44,656	10	44,656
特定児童遊園 (開放広場)	2	1,294	2	1,294	2	1,294	1	552	2	929
計	266	638,992	268	639,428	269	639,464	268	639,127	272	641,581



荏原西公園

3 窓口業務

(1) 土木相談等

複数の係に関わる大型開発事業や開発指導要綱に係る建築計画等に関し、土木の総合窓口として相談を受け、関係する係との調整事務を行っています。

(2) 資料閲覧および各種証明書発行

道路幅員や民有地と公有地の境界確認等の問い合わせに、区では台帳図書、境界図等の閲覧およびコピーサービスを行っています。また、道路幅員、道路区域、境界確定ならびに極少道路¹の各種証明書を発行しています。

さらに、平成 21 年度より道路台帳平面図、平成 25 年度から公園調書のインターネット公開を実施しています。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
諸証明 手数料	件数	624	691	726	690	646
	金額(円)	187,200	207,300	217,800	207,000	193,800
私用 コピー料	件数	17,822	17,722	17,562	15,038	16,078
	金額(円)	1,524,600	1,510,600	1,479,200	1,275,300	1,355,600
道路地図 頒布	件数	35	41	34	43	33
	金額(円)	24,300	26,900	25,600	32,200	28,200
合 計	件数	18,481	18,454	18,322	15,771	16,757
	金額(円)	1,736,100	1,744,800	1,722,600	1,514,500	1,577,600

(3) 土木施設管内図等の作製・頒布

道路等管理業務に必要な下記の道路地図を作製し補正しています。また、区民等の頒布要望に応え、これらの地図を販売しています。

作製地図（6 種類）	縮尺	頒布価格
品川区土木施設管内図（頒布）	1/10,000	1,000 円/枚
品川区特別区道路線番号図（頒布）	1/10,000	1,000 円/枚
品川区道路舗装種別図（頒布）	1/5,000	1,000 円/枚
品川区管内図（頒布）	1/20,000	100 円/枚
品川区管内図（頒布）	1/10,000	200 円/枚
品川区道路愛称名図（インターネット公開）	1/15,000	閲覧のみ

※販売件数等は 3.(2)の表中参照

*** 令和 4 年度予算額 6,298 千円**

¹ 極少道路：道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて特に指定した道路。

3. 区道等の監察・屋外広告物取締り(土木監察担当)

区道等の不正使用の監察取締りや不法占用の是正指導を行っています。また、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例に違反する屋外広告物の取締りを行っています。

★根拠法令 道路法、都市公園法、河川法、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例等

1 区道等の監察

区道等は、一般交通の用に供される公共の施設であり、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為は、速やかに是正されなければなりません。

立看板・商品陳列等による区道等の不正使用に対する是正指導や、道路を正しく利用してもらうため、交通管理者(警察)、商店街と連携して定期的に合同パトロールや啓発活動を実施しています。



合同パトロール状況

2 屋外広告物取締り

屋外広告物は、都市の美観を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例により規制されています。

公道、公園等の公共施設や電柱等に掲出された違反となるはり紙の除却は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が行っています。また、違反広告物除却のボランティア(しながわ景観美化隊)を募り、区長から委嘱を受けた23団体、221名が違反はり紙の除却活動を行っています。



屋外広告物の撤去状況

* 令和4年度予算額 8,746千円

区道等の不正使用に対する指導数および違反広告物等の除却件数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指導数	商品せり出し	897	630	617	403	273
	路上生活者	0	1	0	0	0
	不法占拠等処理	79	82	82	10	22
	放置屋台	0	2	1	1	0
	その他	269	488	767	374	368
除却枚数	違反はり紙等	71,006	52,368	50,842	45,595	29,965

4. 道路等境界確定・地籍調査（境界確定係）

品川区では、隣接土地所有者より申請のあった道路・公園等との境界を確定することや公共基準点等の保守管理を行っています。また、平成16年度から地籍調査事業を推進しています。

1 道路・公園等公有地管理

道路、公園等の境界および区域を明確にし、境界石（杭・プレートによる境界を示す標識）にて表示することにより、適正な管理を図ります。

＊ 令和4年度予算額 20,725千円

★根拠法令 品川区防災まちづくり部所管公有地境界確定事務取扱要綱
道路区域標示事務取扱要領、品川区有通路条例
品川区法定外公共物管理条例、道路法、民法

（1）境界確定実績

区が所有している道路、公園等と隣接する土地との境界を定めます。（単位：件）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
民間等 ¹	道路	211	234	247	229	211
	公園	6	5	9	5	12
管理者 ²	道路	4	7	8	4	3
	公園	1	1	3	1	1
合 計		222	247	267	239	227

（2）道路区域決定実績（道路法18条）

道路法が適用される道路の範囲を定めます。（単位：件）

件 数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	13	5	7	8	9

（3）支障境界石等申請

公園や道路等に設置されている品川区の境界石が工事等により移動する恐れがある場合、申請に基づき工事着手前に立会い、工事しゅん工後、申請者立会いのもと再度確認します。（単位：件）

件 数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	229	107	169	157	207



境界を示す標識（プレート）



道界を示す標識（プレート）

¹ 民間等：土地所有者または東京都、国による申請。

² 管理者：道路、公園等の管理者による申請。

2 地籍調査事業

平成16年度から、災害時の早期復旧やまちづくりに寄与するため、地籍調査事業¹を開始しました。令和3年度は国の第7次国土調査事業十箇年計画のもと、北品川二丁目、北品川五丁目で官民境界等先行調査²の測量工程を実施しました。

令和4年度は、引き続き同じ二つの地区で官民境界等先行調査の立会工程を行う予定です。

* 令和4年度予算額 23,209千円

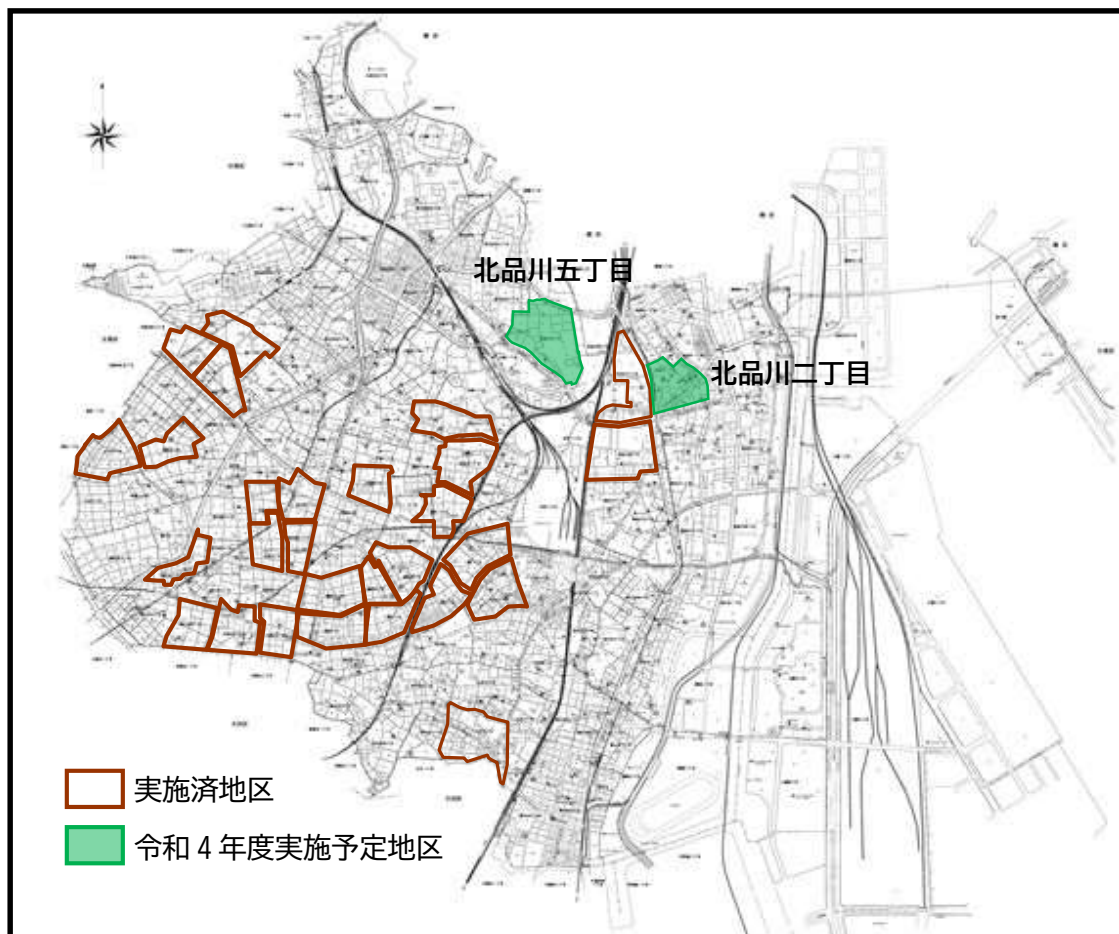
★根拠法令 国土調査法、国土調査促進特別措置法



地籍調査の立会い状況



地籍調査の境界を示す標識（プレート）



¹ 地籍調査事業：土地の状況を正確に把握することにより境界紛争等の防止や災害発生時の早期復旧等に役立たせるため、一つ一つの土地について所有者・地番・地目・境界・面積の調査を行い「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業。

² 官民境界等先行調査：一つ一つの土地の調査に先行して、道路等(官有地)との境界を調査、測量するもの。

3 公共基準点整備事業

公共基準点は、民間や公共の建設に係る事業において土地の位置や地盤高さなどの基準となります。また、道路台帳の整備、境界測量、公共事業等の各種測量の基準として使用するため設置し、標識により示した点です。品川区が管理する主な公共基準点は2級・3級基準点、街区基準点になります。

★根拠法令 測量法第34条、国土調査法第3条

(1) 2級基準点

2級基準点は国や都が設置した基本基準点・1級基準点に基づき、おおむね500m間隔で建物の屋上や公園等に設置した標識です。



測量実施状況

(2) 3級基準点

3級基準点は2級基準点に基づき、おおむね200m間隔で道路・公園等の公共施設にした標識です。

2級および3級基準点の設置数 (単位:点)

2級基準点	3級基準点
48	311



2級基準点標識
(3級基準点も同形状)

(3) 街区基準点

街区基準点は、国土交通省が地籍調査の基礎的データを整備する都市再生街区基本調査において、国土調査法に基づき設置した基準点です。

平成18年度に国土交通省から品川区に移管されました。

移管を受けた街区基準点の数 (単位:点)

街区三角点 ¹	街区多角点 ²
8	47



街区多角点標識

(4) 基準点管理

品川区では、公共基準点の設置にあたり、施設管理者から使用許可および占用許可を受け、基準点の保持を図っています。

また、基準点の成果を維持するため、現況調査および亡失箇所の復元を実施しています。

(5) 使用承認

基準点に関する資料を閲覧、使用する場合は、品川区公共基準点運用基準に基づいて申請していただきます。

¹ 街区三角点：街区基準点の種類で2級基準点相当の基準点。

² 街区多角点：街区基準点の種類で3級基準点相当の基準点。

5. 道路占用等の事務・掘削調整（占用係）

道路を通行以外の目的で使用する（「道路占用」といいます）は、原則として禁止されています。しかし、電気・電話・上下水道・ガス等の施設や建築用足場など、区民の生活上必要不可欠なものの設置については、国道、都道、区道を管理するそれぞれの道路管理者が一定の基準により道路占用を認めています。

★**根拠法令** 道路法、品川区道路占用料等徴収条例、品川区道路占用規則
都市公園法、品川区立公園条例、法定外公共物管理条例
河川法、特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

1 道路占用等の許可・指導監督

区では、道路法に基づき申請のあった道路占用について、内容を審査し、道路交通への支障等を考慮し許可しています。

また、道路の掘削・復旧工事が伴う占用工事については、道路の保全を図ることから指導監督を行っています。

公園、河川、法定外公共物についても、法令に基づく道路と同様の占用制度があり、各々の基準に基づき占用許可を行っています。また、その占用工事の指導監督を行っています。

主な占用状況

（令和3年度実績）

種 別	数 量		種 別	数 量		種 別	数 量
地下電線	332,950 m		埋 設 管路類	上水道	433,866 m	河川占用	214 件
架 空 線	959,137 m			下水道	361,088 m	法定外 公共物	172 件
電 柱	東電	8,556 本		合計	2,379,685m		
	NTT	4,084 本	電柱 広告	添架	367 枚	掘削工事	大規模
	合計	12,640 本		巻付	2,800 枚		121 件
埋 設 管路類	ガス管	275,585 m	袖看板	955 個	掘削工事		小規模
	東電	502,762 m	足場等	986 m ²			1,643 件
	NTT	783,119 m	公園占用	453 件			
	その他	23,265 m	(内ロケーション等 ¹ 206 件)				

※埋設管路類（上水道・下水道）および公園占用のうち区の文化観光事業によるもの（令和3年度は37件）は占用料金免除となるため、歳入予算には含まれない。

＊ 令和4年度予算額(歳出) 6,968千円

＊ 令和4年度予算額(歳入) 1,655,421千円

¹ ロケーション等：写真および動画撮影。

2 道路工事調整協議会

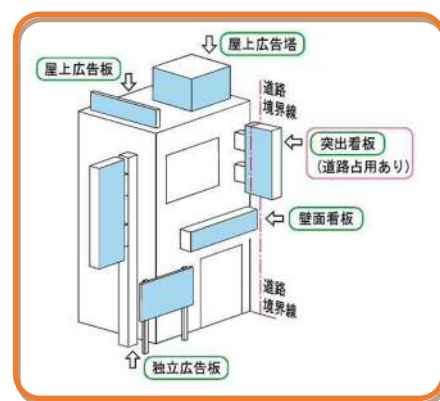
道路工事には、道路管理者が行う工事（区道であれば区の道路工事）の他に道路管理者以外が行う工事があります。その中でガス管や水道管などを埋設し、工作物、物件等の占用の許可が伴う工事が占用工事です。区では、非効率な道路の掘り返しや、工事による道路交通および近隣住民への影響を最小限にするために関係者と道路工事の時期や優先順位などを調整する会議を年4回開催しています。

今年度の協議会開催予定

- ・ 6月（第2四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 9月（第3四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 12月（第4四半期分および長期道路工事調整協議会）
- ・ 3月（令和5年度年間分道路工事調整協議会）

3 屋外広告物の許可

屋外広告物は、都市の美観を維持し、落下や倒壊などによる区民への危害を予防するため、屋外広告物法と東京都条例により規制されています。対象となる広告塔、広告板、電柱利用広告等の許可事務等については、区が窓口となり、都の条例に基づいた事務の一部（設置・変更等の許可、手数料の徴収等）を行っています。



★根拠法令 屋外広告物法

東京都屋外広告物条例

特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

主な屋外広告物許可の推移

種 別 \ 年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
広告塔	数量(基)	36	33	39	33	20
	総数(基)	102	105	111	104	108
広告板	数量(基)	1,775	2,472	3,048	3,095	3,601
	総数(基)	4,067	5,655	7,289	6,788	8,841
電柱利用広告	数量(枚)	4,360	4,171	3,940	3,507	3,342
標識利用広告	数量(枚)	158	156	144	134	90
車体利用広告	数量(台)	1,957	2,259	2,356	1,055	1,036

※広告塔および広告版の数量（基）は当該年度中に許可等（更新含む）をした物件数、
総数（基）は当該年度時点で許可されている物件数

4 道路工事の施行承認許可・指導監督

占用工事の他、道路管理者以外の者が道路工事を行う場合は、道路管理者の施行承認を得て行うこととなっています。新たに設けるための歩道の切下げ工事や、支障となるガードパイプ撤去等の工事に要する費用については、申請者が費用を負担し、区の指導監督のもと承認工事を行なっています。



歩道切下げ工事例
(車の出入りのため、歩道のブロックを斜めにする等の工事)

★根拠法令 道路法（第 24 条等）

＜承認工事の例＞

- ・ 車庫を設けるため、支障となるガードパイプの撤去および歩道の切下げ工事
- ・ 建築工事等に伴い、道路に影響を与えた箇所の修繕工事

道路工事施行承認申請実績

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	221	180	220	226	237

5 沿道掘削工事の審査・指導監督

品川区は、区が管理する道路の全ての沿道を「沿道区域¹」に指定しています。

この沿道区域で、建築工事等に伴う一定規模以上の掘削工事が行われる場合は、道路構造や、交通が受ける影響を予防するため、沿道区域の土地等の管理者に、沿道掘削届の提出を求めています。

区では、この届出に基づき、土留め構造等について審査し、当該管理者に対して指導監督を行っています。

★根拠法令 道路法（第 44 条等）

品川区沿道区域指定の基準に関する条例



沿道掘削届実績

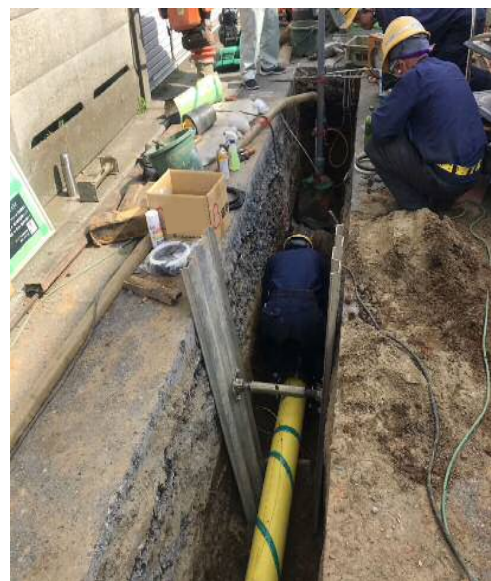
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	104	69	71	86	82

¹ 沿道区域：道路に接する民有地等の敷地において、接する道路の幅員 1/2 の奥行き範囲内を区域とする。

6 道路管理システムによる効率的な業務推進

区内では、占有企業者¹等による道路工事が数多くまた、複数区にまたがる工事が実施されています。そのため、東京 23 区一体で、一般財団法人道路管理センターが構築・運営している道路管理システムや電線共同溝システムを用いて、道路の占有工事等にかかわる業務や占有物件の管理を行っています。

これらのシステムを利用することにより、道路の占有許可等を、迅速に実施し効率的な道路工事調整を行っています。



各所で行われる占有企業者による道路工事

¹ 占有企業者：上下水道、鉄道、電気、電話、ガスなどの公益企業者

6. 放置自転車対策事業（自転車対策係）

駅周辺の広場や道路等に、通勤、通学、買い物等に利用する自転車やバイクが無秩序に放置され、全国的な社会問題となっています。区においても、駅周辺に1,084台/日（令和3年10月調査）の自転車等が放置されており、歩行者への通行妨害、災害時の緊急活動の阻害、道路機能の低下、都市環境の悪化等の要因となっています。

そのため区では、自転車等駐車場の整備や放置自転車等の撤去・保管・返還・指導啓発等の事業を実施しています。



駅周辺の道路における放置状況



放置自転車等撤去状況

★根拠法令

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例

＊ 令和4年度予算額 494,440千円

1 自転車等駐車場の設置

区営自転車等駐車場については、現在、区内18駅に26箇所設置しています。駅周辺での適地の確保が困難な状況にありますが、再開発等のまちづくりの機会をとらえて、整備を促しています。また、増加するチャイルドシート付電動アシスト自転車受け入れのため、ラック設置幅の拡幅や平置きスペース確保等の整備を、順次、実施しています。



ラック設置幅拡幅整備（西大井駅）



平置きスペース整備（立会川駅）

区内の自転車等駐車場における収容可能台数 (単位：台、〔 〕は箇所数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
区 営	8,833〔26〕	8,675〔26〕	8,623〔26〕	8,623〔26〕	8,587〔26〕
民 営	6,764〔37〕	6,782〔38〕	7,648〔47〕	7,653〔52〕	7,595〔52〕
計	15,597〔63〕	15,457〔64〕	16,271〔73〕	16,276〔78〕	16,182〔78〕

※平成 29 年 4 月 1 日大森駅に地下機械式駐輪場を開設

2 自転車等の放置防止対策

区では、自転車等駐車場を設置した駅周辺地域を放置禁止区域に指定し、放置された自転車等については、撤去や指導啓発・警告を行い、放置自転車等の解消に努めています。なお、令和 2 年 4 月から武蔵小山駅周辺の自転車・バイク放置禁止区域を拡大し放置自転車等の指導および撤去活動を強化しています。

また、区では、八潮北保管所および不動前保管所において、撤去した自転車等の保管・返還業務を行っています。返還業務の利便性・効率性向上のため庁舎と保管所をオンラインで結ぶ撤去自転車管理システムを稼働させているほか、保管所の返還業務時間も年末年始を除く毎日午前 10 時から午後 7 時に設定しています。

撤去台数と撤去後の措置状況の推移

(単位：台)

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	10,850	107	10,957	9,644	39	9,683	8,674	34	8,708
返 還	7,178	63	7,241	6,347	15	6,362	6,033	14	6,047
処 分	3,346	38	3,384	2,933	0	2,933	2,206	0	2,206
リサイクル	425	0	425	361	0	361	319	0	319

	令和 2 年度			令和 3 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	7,712	69	7,781	8,361	55	8,416
返 還	5,571	31	5,602	6,282	24	6,306
処 分	2,063	71	2,134	1,629	0	1,629
リサイクル	204	0	204	177	0	177



リサイクル販売例

※撤去した自転車については、年度内にすべての返還等の手続きが実施できないことから、撤去台数と返還、処分及びリサイクルの合計台数が異なる

※処分自転車は海外（東南アジア）に輸出され、再生利用されている

撤去自転車等に対する返還の推移

(単位：%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
返還率	66.1	65.7	69.4	72.0	74.9

<保管所>

八潮北保管所 品川区八潮1丁目3番1号 TEL03-3790-8820
不動前保管所 品川区西五反田3丁目11番14号 TEL03-5436-8885
返 還 日 毎日（年末年始を除く）
業 務 時 間 午前10時 ～ 午後7時
保 管 料 自転車 3,000 円 バイク 5,000 円



八潮北保管所



不動前保管所

3 リサイクル事業

区では、撤去自転車を再生自転車として区民に販売する団体（ふれあい作業所、東京都自転車商協同組合品川・荏原支部）など、広範囲にリサイクルを実施しています。

撤去自転車に対するリサイクル自転車の内訳

（単位：台）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
区内リサイクル分	425	361	319	204	177

道

路

課

1. 道路等の維持管理

道路のうち、区道として認定された路線は条例に定められた幅員・構造などの基準に従い、区が管理を行います。

★根拠・法令 道路法、河川法、電気事業法、区条例¹

1 路面維持管理（道路維持担当＜維持＞）

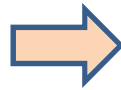
（1）路面の維持管理

区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保するため、路面の維持補修および清掃作業等を行っています。また平日の巡回点検に加え、区役所閉庁時（土日祝日等）にも巡回点検を行っています。

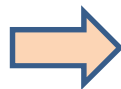
【主な作業内容】 ① 小規模な路面のひび割れ、段差等の維持修繕

② 側溝²・柵の維持修繕、^{しゅんせつ}浚渫³ ③ 路面の清掃

【側溝の修繕（水たまりの解消）】



【植栽ますの修繕（柵設置）】



* 令和4年度予算額 620,317千円

（2）しなみちレポートの導入

令和4年4月より、しなみちレポートを導入し、ICTおよびAIを活用した2つのサービスを利用して、区民サービスの向上、道路管理の効率化を目指しています。

①区民協働投稿サービス

スマートフォンアプリによる区民投稿から情報を収集し、道路の損傷や不具合の迅速な補修等を行い区民サービスの向上を目指します。

¹ 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

² 側溝：道路の端にあり、道路の雨水を集め、下水道管とつながっている柵へと誘導するもの。

³ 浚渫：柵や管などを掃除し、ゴミや泥などを排除すること。

②道路損傷検出サービス

道路点検パトロール車両に搭載したスマートフォンで路面状況をAI解析し、異常があれば画像で検出される機能により効果的な点検を実施しています。本システムにより検出された路面のひび割れ等は現地を確認し、損傷状況に応じて補修作業等を行っています。

しなみちレポートで区道の安全・安心を提供

① 区民協働投稿サービス



道路の損傷や不具合を発見



スマートフォンから投稿



区が投稿箇所の調査・補修



対応状況を把握

② 道路損傷検出サービス



* 令和4年度予算額 21,410千円

(3) 街路樹等の維持管理

道路環境の整備と街の緑化を推進するために、街路樹や植樹帯を配置し、適時、剪定・除草・支柱取替および害虫防除等を行っています。

* 令和4年度予算額 202,350千円

2 交通安全施設整備（道路維持担当＜安全＞）

(1) 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等）の維持修繕

区民を交通事故から守るとともに、車両等の運転者に対しても安全で安心な道路環境を確保するため、防護柵（ガードレール等）¹、反射鏡（カーブミラー）²、道路標識、区画線、ゾーン30路面表示、スクールゾーンカラー表示³等を適正に管理しています。

* 令和4年度予算額 6,305千円

¹ 防護柵：歩行者や道路沿いの建物を保護し、歩行者・自転車のみだりな横断を抑制する目的で設置された柵。

² 反射鏡：交差点において、建物などにより死角となる方向の道路の様子を手前から見えるように設置された鏡。

³ スクールゾーンカラー表示：小学校の通学路において、登校時（7:30～8:30）の安全確保のために車両の進入禁止規制をしているエリアの入口部分の路面に設置している法定外標示。

(2) 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等）の整備

防護柵（ガードレール等）、反射鏡（カーブミラー）、道路標識、区画線などの交通安全施設は、道路本体の機能を補完するものです。また、歩行者などの安全な通行空間を確保するため、路側帯等のカラー標示を行い、車両から歩行者などを認識しやすくすることにより、交通環境の向上を図っています。

さらに、自転車走行環境整備が完了している各路線の連続性を持たせる区間の整備を行い、自転車の通行区間を明確にすることで、交通安全の向上を図ります。

自転車走行環境整備



(イメージ図)

＊ 令和4年度予算額 77,805千円

(3) 交差点改良

交通事故発生の恐れがある交差点を中心に、夜間高視認性舗装¹（キララ舗装）工事、すべり止め舗装²工事、自発光式のブロック³設置などの安全対策を行います。

交差点改良年度別実績

(単位：箇所)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
整備数	14	6	9	5	4



＊ 令和4年度予算額 17,500千円（20箇所）

¹ 夜間高視認性舗装：夜間に車のヘッドライト等により反射する材料を混入した舗装。

² すべり止め舗装：すべりにくくするための微細な材料を混入した舗装。

³ 自発光式のブロック：太陽電池により、夜間赤色に点滅するブロック。

3 電気設備等の設置管理（電気設備係）

（１）街路灯、私道防犯灯の維持管理

区が管理する街路灯（橋梁灯、歩道橋灯含む）および私道防犯灯が、安定して機能するよう、ランプ類の取替え、小破修理等の維持管理を行っています。

街路灯維持管理年度別管理基数

（単位：基）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
管理総数	18,812	18,820	19,015	19,196	19,212
街路灯等	13,449	13,477	13,687	13,910	13,960
私道防犯灯	5,363	5,343	5,328	5,286	5,252

（各年度末現在）

＊ 令和 4 年度予算額 135,690 千円

（２）街路灯等の整備

老朽化した街路灯、私道防犯灯の建て替えに合わせて、地球環境保全の立場から、本年度は 2,140 基をＬＥＤ型街路灯に建て替えていきます。

また、これまでの実績として、令和 4 年 3 月末現在で 12,083 基、設置率 62.9%がＬＥＤ型街路灯に建て替え等を行っています。

街路灯建替年度別実績

（単位：基）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
建替数	1,809	1,725	1,610	1,789	1,118

（各年度末現在）

災害時消えない街路灯



ＬＥＤ型街路灯



＊ 令和 4 年度予算額 224,880 千円

2. 路面改良事業

人や車が、日々、安全で快適に利用できるようするため、品川区舗装修繕計画に基づく舗装や側溝の改修および地球温暖化防止対策などを行っています。

★根拠・法令 道路法

1 路面等改良費（道路維持担当＜工事＞）

（1）路面・側溝改良工事

車両通行による振動・騒音の軽減、また、車両の走行の安全性、快適性を確保するため、老朽化した道路の舗装の打替えや側溝改修を計画的に行っています。

令和4年度は、路面改良 5,000 m²、側溝改良 1,000mを行います。

（2）掘さく道路復旧工事

区が改修工事を予定している路線で、各占用企業者に先行して工事を行わせ仮舗装をします。その後、本復旧工事を区が受託し、道路改修工事に併せて施工します。

（3）人孔蓋枠等整備工事

区道改修工事等の際、東京都下水道局から人孔蓋枠¹等の高さ調整および導水管補修²工事を受託し、道路改修工事と一体的に施工します。これにより工期を短縮し、沿道への影響を少なくすることができます。

（4）雨水流出抑制工事

治水対策として歩道の透水性を高めるとともに雨水浸透枥³を設置し、雨水を地下に浸透させ、雨水が短時間に下水道管や河川に流れ出ることを抑制して都市型水害⁴の軽減を図ります。令和3年度末までの整備個数は、4,821 個です。

令和4年度は、雨水浸透枥 20 個を設置する予定です。

雨水浸透枥設置数年度別実績

（単位：個）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置数	11	15	16	12	41

¹ 人孔蓋枠：地下にある下水道管を管理するため、作業員が地上から出入りするように地面に設置した蓋とその枠。

² 導水管補修：下水を流すため、陶器や塩化ビニール等で作られた管の補修。区の工事では主に塩化ビニール製を使用する。

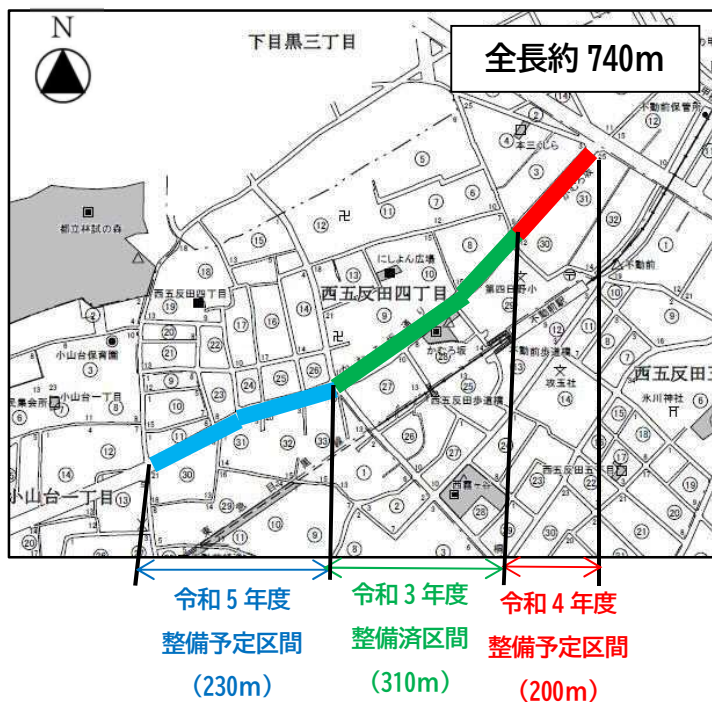
³ 雨水浸透枥：雨どい等から流入する雨水を受け、側面や底面の孔（あな）から、雨水を地中へ浸透させる構造の枥（ます）。

⁴ 都市型水害：大都市特有の水害で、街がアスファルトやコンクリートに覆われているため、降った雨が下水道管や河川に一気に集中して起こる水害。

(5) かむろ坂根上対策整備工事

サクラの根上りによる歩道段差を解消するため、令和3年度から3ヶ年により段階的に段差解消工事を行っています。

根上りは土中の酸素不足による現象で、その対策には、大規模な土壌改良が必要でした。今回、従来工法のほかに、全国初となる低コストの新工法を継続的に試験実施し、その有効性を比較、検証します。



説明会の様子 しながわのチカラ「かむろ坂のさくらを守る新たな挑戦」:

<https://www.youtube.com/watch?v=IELGhge8irQ>



(6) 旧東海道石畳舗装の修繕工事

旧東海道の石畳舗装の段差が生じているため、品川宿周辺整備景観計画の目的に沿った修繕工事を行います。

* 令和4年度予算額 512,425千円

2 水とみどりのみち整備事業（道路建設担当）

（1）立会川緑道整備工事

区民にとって身近で安全な歩行空間を構築するため、歩行者と自転車利用者が共に安全に通行できるよう整備しています。

令和4年度は、約140mの整備を行います。



* 令和4年度予算額 109,800千円

3. 道路バリアフリー事業

福祉のまちづくりの一環として、誰もが安心して安全に通行できるよう歩道や側溝の段差改善、視覚障害者誘導用ブロック等の設置を行い、歩行環境の向上を図っています。

★根拠・法令 道路法・区条例¹

1 バリアフリー工事（道路維持担当＜工事＞）

（1）バリアフリー工事

- ・側溝段差解消 40箇所 歩道平坦化 10箇所
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置 100m

バリアフリー工事年度別実績

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
側溝段差解消	9箇所	13箇所	30箇所	21箇所	20箇所
歩道平坦化	22箇所	28箇所	79箇所	6箇所	18箇所
視覚障害者誘導ブロック設置	184.7m	343.8m	1,202.2m	18.0m	20.0m

¹ 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、
品川区道路の移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

(2) 東五反田一丁目バリアフリー特定道路の整備

道路の面的なバリアフリー重点整備として、国土交通大臣が令和元年に指定したバリアフリー特定道路未整備区間のうち、早期整備が可能な東五反田一丁目バリアフリー特定道路を整備するため調査・設計を行います。

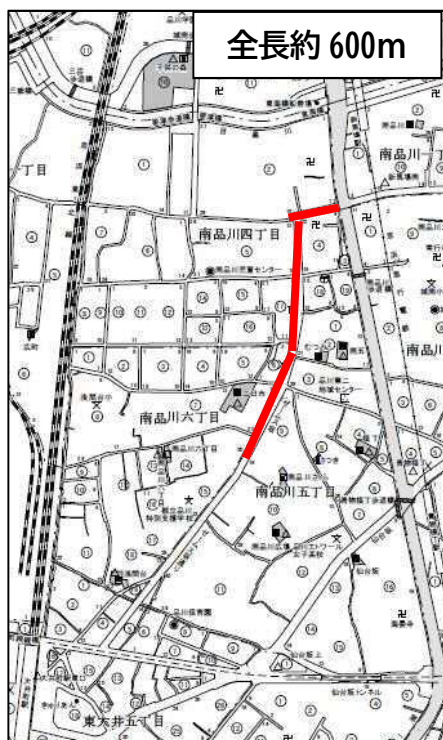


(3) ゼームス坂下区間歩道の段差解消

ゼームス坂下区間について、大井町駅周辺地区バリアフリー計画に基づき整備した坂上区間と、品川健康センターや新馬場駅へのバリアフリー動線を連続化するため、令和4年度に設計を行います。

(4) 大井三丁目歩道の段差解消

住宅の車庫が多い大井三丁目の歩道について、車庫の出入口の高さが一定でないことによる、狭い歩道の急勾配を解消するため、バリアフリー化を行います。



* 令和4年度予算額 64,027千円

4. 道路整備事業

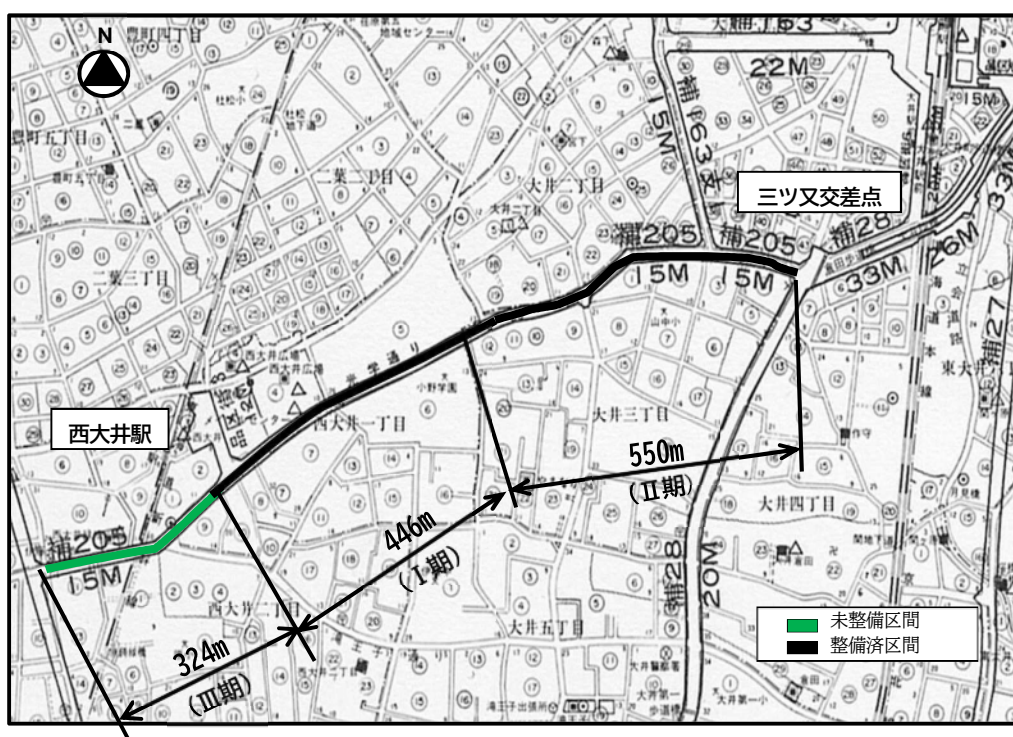
★根拠・法令 道路法、都市計画法、電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1 都市計画道路事業（道路建設担当・用地担当）

（1）補助 205 号線整備事業

補助 205 号線は、区を中心核である大井町駅周辺と西大井地区を結ぶ横断軸道路として整備するとともに、沿道地域の都市基盤の整備、交通安全、防災対策の向上を図るための地区幹線道路としても整備を進めています。

令和 4 年度は、未整備区間（Ⅲ期）の整備に向けて、東京都や鉄道事業者等の関係機関と協議を行っていきます。



* 令和 4 年度予算額 5, 0 1 6 千円

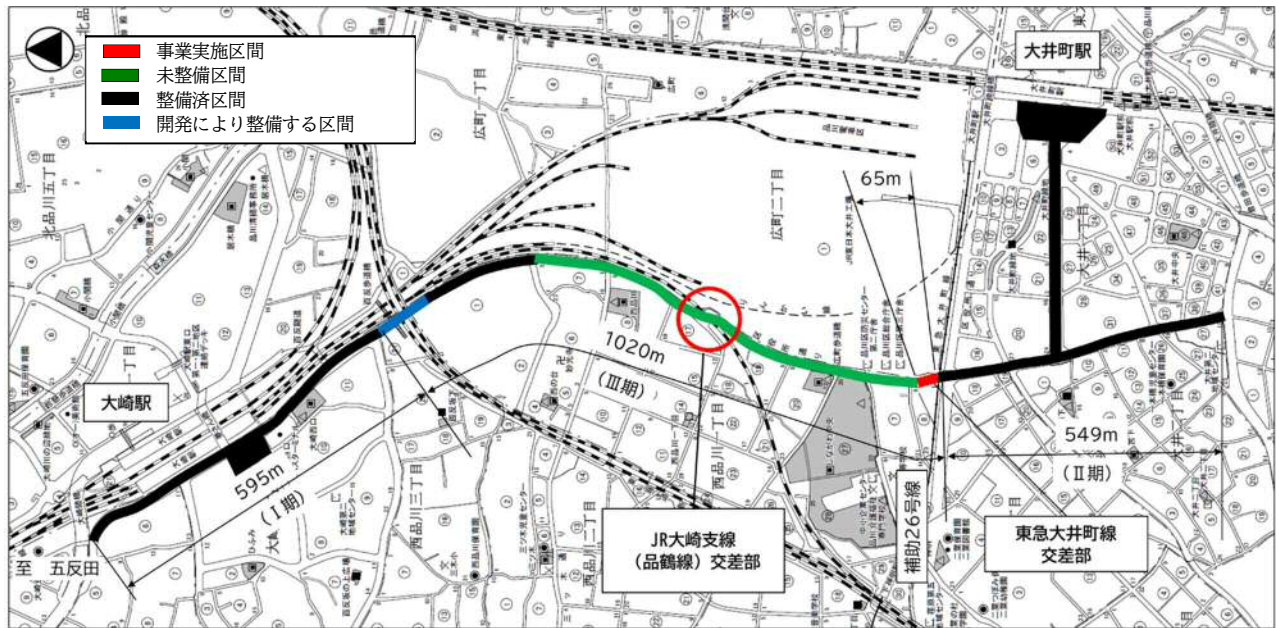
（2）補助 163 号線整備事業

補助 163 号線は、五反田・大崎・大井町を結ぶ区の重要な都市軸道路であり、補助 26 号線の開通により、その整備は急務の課題となっています。

既に、大崎駅周辺のⅠ期区間と大井町駅前および 26 号線から 205 号線までのⅡ期区間は、整備が完了しています。

Ⅲ期区間約 1,020mのうち、東急大井町線高架下から区役所前の約 65m の区間については、大井町線高架橋架替工事、電線共同溝整備工事を実施し、令和 4 年度は電線企業者の入線工事等と並行して道路整備工事を実施します。

また、未整備区間のうち、大崎支線交差部について概略修正設計を行い、事業認可取得に向けた検討を行います。



* 令和4年度予算額 198,316千円

2 無電柱化推進事業（道路建設担当）

区道の無電柱化を推進するため、品川区無電柱化推進計画に基づき、防災性向上のために特に重要で整備効果の高い2路線について事業を進めています。

令和4年度は、競馬場通りの詳細設計および補助26号線の支障移設工事を実施します。



* 令和4年度予算額 42,790千円

5. 橋 梁 等 の 維 持 管 理

★根拠・法令 道路法、河川法

大崎駅西口エレベーター

1 橋梁等の維持管理（工務係・道路維持担当＜維持＞・電気設備係）

河川等に架かる橋や横断歩道橋等の橋面¹舗装・橋桁²塗装・高欄³の維持補修を行います。また、バリアフリーを推進するために設置した大森駅歩道橋エスカレーター、大崎駅東口・西口・新西口・八潮橋・西五反田歩道橋・百反歩道橋・勝島歩道橋にある各エレベーターの日常点検や運行管理を行っています。



*令和4年度予算額 53,563千円

6. 橋 梁 改 修 事 業

★根拠・法令 道路法、河川法、港湾法

1 橋梁改修事業（工務係）

区は、令和2年度に更新した橋梁長寿命化修繕計画⁴に基づき、橋梁のきめ細かな点検と先を見通した修繕工事を行います。

令和4年度は3橋の補修工事と4橋の補修・撤去設計を実施します。

また、勝島運河に架橋を予定している新たな人道橋の詳細設計を行います。

橋梁改修事業年度別実績

（単位：橋）

年度 項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補修工事	3	8	2	9	3
耐震工事	4	—	—	—	—

注：補修工事と耐震工事を同時期に施工している場合はそれぞれに計上

¹ 橋面：橋の表面で、人や車などが通行するところ。

² 橋桁：橋の横側や裏側などの部分。橋をさびや腐食から守るために表面は塗装されており、劣化への対策として、一定期間で塗装をやり直す必要がある。

³ 高欄：橋を渡る人や車が、下に落ちないようにするための柵や手すり。欄干。

⁴ 橋梁長寿命化修繕計画：当初設定されていた設計耐用年数を、効率的・効果的な対策により延命化させることなどを定めた計画。

(1) 橋梁長寿命化の推進

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対象橋梁の補修工事を行います。

【補修工事（断面修復工）】・・荏川橋



【補修工事（伸縮装置取替工）】・・品川橋



【令和4年度 主な工事箇所】 補修工事



* 令和4年度予算額 238,398千円

7. 用地取得

★根拠・法令 土地収用法等

1 用地取得（用地担当）

区民福祉の向上に資する公共施設の整備拡充のため、主管課の依頼に基づき用地の取得を進めています。

用地取得年度別実績

年度 項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
取得件数	26 件	16 件	13 件	13 件	23 件
取得面積	5,905.49 ㎡	1,736.47 ㎡	349.53 ㎡	14,105.30 ㎡	7,050.80 ㎡
取得金額	1,932,714 千円	26,100 千円	352,291 千円	3,964,208 千円	2,030,513 千円

【取得事例】

令和 3 年度取得 都市計画公園事業（天王洲公園）



令和 2 年度取得 西大井三丁目国家公務員宿舎



公

園

課

1. 水とみどりの基本計画・行動計画

平成 24 年 6 月に策定した「水とみどりの基本計画・行動計画」を令和 4 年 3 月に改定しました。

★根拠・法令

都市緑地法、品川区みどりの条例

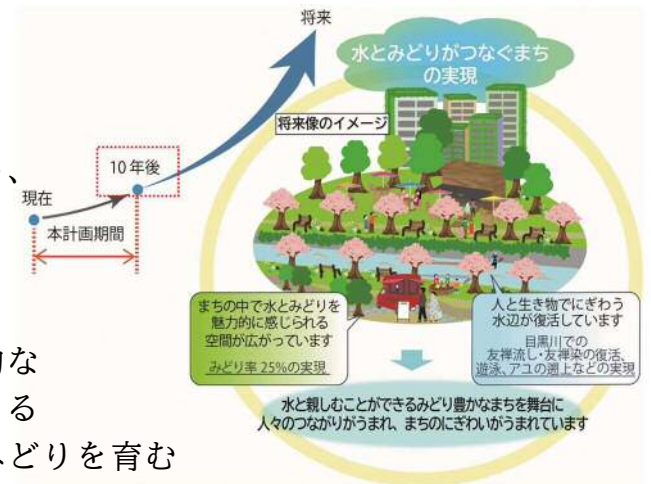
1 計画の目標と基本方針

(1) 将来像

区民や事業者等と連携し、多様な手法で『水とみどりがつなぐまち』の実現を目指し、区民が住み続けたいと感じる、水とみどりに親しむことができるみどり豊かなまちを次世代につないでいきます。

(2) 基本方針

- ・ 方針 1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる
- ・ 方針 2：身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する
- ・ 方針 3：品川らしい水とみどりを継承し、まちづくりに活かす
- ・ 方針 4：様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる
- ・ 方針 5：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む



(3) 計画の目標

みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます。

■みどりに関する数値目標

- ①みどりのきれいさやみどり空間の区民満足度 80% (現状 52.0%)
- ②みどり率 21.7% (現状 21.1%)
- ③NPO やエリアマネジメント等の地域団体による利用を促進、管理する公園数 22箇所 (現状 10箇所)

■水辺に関する数値目標

- ①水のきれいさや水辺空間の区民満足度 50% (現状 31.3%)
- ②親しめる水辺が多いと感じる区民の割合 50% (現状 28.5%)
- ③区有船着場の利用回数 450 回/年 (現状 150 回/年)

2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）

★根拠・法令

都市緑地法、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略、品川区みどりの条例、品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱、品川区屋上緑化等助成要綱、品川区みどりと花のボランティア実施要綱、品川区マイガーデン設置要綱

1 区民のみどりづくり支援

（1）緑化活動支援事業（みどりの係）

①園芸講座

緑化の啓発・普及を図るため、花苗の寄せ植えなどの園芸講座を開催します。

1 回 25 名 × 2 回開催

* 令和4年度予算額 175千円

②みどりのモデル地区

地域緑化の一層の推進を図るため、町会・自治会を単位として「みどりのモデル地区」を指定し、住民の自主的緑化活動を支援します。

* 八潮パークタウン潮路南第二ハイツ自治会（平成30年4月1日指定）

* 令和4年度予算額 1,397千円

③緑化指導認定事務

「品川区みどりの条例」に基づき、面積 300 m²以上の敷地に建築行為等を行おうとする者に対して、緑化計画書の提出を義務付け、緑化について指導することで、区内の緑を確保していきます。

また、優れた緑化が行われた物件に対して「品川区緑化大賞」、「品川区緑化賞」を贈り顕彰することにより、区民ならびに事業者の緑化に対する意識の向上を図ります。



緑化賞〔令和3年度受賞物件〕

緑化計画書認定実績

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
認定件数（件）	103	95	103	98	99
接道部緑化 認定延長（m）	5,458	6,575	6,215	6,190	5,130
敷地内緑化 認定面積（㎡）	143,846	168,694	90,861	139,487	81,260
屋上緑化等 認定面積（㎡）	4,632	9,954	7,444	10,671	6,201

＊ 令和 4 年度予算額 7 2 2 千円

④街なみ緑化助成事業

・生垣助成（品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱）

地域の緑化を推進し、街なみの景観を向上することを目的とし、道路に接する箇所に生垣や樹木を希望する方に助成金を交付しています。

これまでの助成制度はブロック塀等の除去と緑化が一体となっていました。平成 30 年 12 月より建築課が道路沿いのブロック塀等の除去助成を始めたことから、令和元年度（平成 31 年度）からは生垣などの緑化に特化した助成制度となります。



生垣助成実績

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数（件）	4	2	7	2	8
緑化延長（m）	21.8	11.3	32.8	11.6	38.0

・屋上緑化等助成（品川区屋上緑化等助成要綱）

既存建物や新築建物の屋上等を緑化する方に、工事費用の一部を助成します。（緑化計画書の提出が求められている物件については、基準を上まわった部分が助成対象となります）



屋上緑化等助成実績

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数（件）	3	2	0	2	3
緑化面積（㎡）	11	11	0	8	83.3

＊ 令和 4 年度予算額 3, 7 5 0 千円

⑤みどりのボランティア支援（品川区みどりと花のボランティア実施要綱）

区が管理する花壇の花苗の植付けや管理、公園・道路の清掃などについてボランティア活動をしていただいている地域の方々を支援し、区民の手による緑化と花のあるまちづくりを後押ししています。



みどりと花のボランティア登録団体数等

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録団体（団体数）	164	178	171	170	175
登録者数（人）	1,401	1,413	1,381	1,381	1218

＊ 令和 4 年度予算額 1 1, 1 3 6 千円

⑥みどりの保存事業

緑を守る施策の一環として「品川区みどりの条例」の規定に基づき、区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、所有者の同意を得て保存樹木に指定し、基本剪定や害虫駆除など維持管理の一部を区が実施しています。

また、区が指定した保存樹木の枝折れ、落下等により事故が発生し、所有者が法律上の賠償責任を負った場合に備えて保険にも加入しています。

※ 保存樹木等の指定基準

- ・ 樹木 地上 1.5mの高さにおける幹回りが、1.2m以上の立木
- ・ 樹林 樹林の面積が 300 ㎡以上あるもので、保存樹木の基準に該当する樹木を 1 本以上含むもの
- ・ 生垣 高さが 0.9m以上で、その長さが 30m以上あるもの



保存樹と保存樹林の指定数

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保存樹（本）		275	281	277	282	324
保存樹林	箇所	21	21	21	21	21
	m ²	89,316	89,316	89,316	89,316	89,316

* 令和 4 年度予算額 72,248 千円

⑦愛される桜を伝える事業

日本人にとって桜は古来から様々な名歌に詠まれ、現代ではお花見文化で親しまれるなど、区民にとっても愛着のある存在です。

しかし、高齢化等による幹の空洞化の発生により、安全管理のうえで伐採せざるを得ないことがあります。今までは植替えには購入した若木を用いてきましたが、接ぎ木により地域に愛されている桜のDNAを伝承していきます。

権現桜伝承プロジェクトスケジュール



* 令和 4 年度予算額 1,802 千円

⑧緑化相談

庭木やベランダの鉢植えなど植物に関する相談を行っています。

⑨生物多様性地域戦略策定

生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「品川区生物多様性地域戦略」を策定します。

* 令和 4 年度予算額 7,800 千円

(2) みどりとふれあう場所づくり（公園維持担当）

①マイガーデンの運営（品川区マイガーデン設置要綱）

区民が土に触れ、野菜等の収穫を楽しみながら緑化を進めるマイガーデン（区民農園）の運営を行っています。

また、令和 3 年 8 月から西五反田 6 丁目にて新たにマイガーデンを開園しました。

利用期間：4月から翌年2月の11カ月
 利用料：2,000円／月
 区画数：32区画（南大井）
 16区画（西五反田）



マイガーデン西五反田

応募状況

○マイガーデン南大井

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区画数（区画）	32	32	32	32	32
応募倍率（倍）	3.1	2.5	2.9	4.0	4.6

○マイガーデン西五反田

年度	—	—	—	令和3年度	令和4年度
区画数（区画）	—	—	—	16	16
応募倍率（倍）	—	—	—	6.5	※継続使用

※マイガーデン西五反田は令和3年9月開園のため、当初利用者が令和4年度も継続使用をしています。

＊ 令和4年度予算額 1,486千円

（3）施設植栽・花壇維持管理（みどりの係）

①区有施設植栽管理

区有施設の樹木の健全な発育とみどりを良好な状態に維持するため、剪定、施肥、害虫駆除等の樹木管理を行います。

＊ 令和4年度予算額 14,421千円

②街角花壇維持管理

うるおいや、やすらぎのある街なみを創造するため、多くの区民が行き交う街角に、花壇を設置（15か所）し、四季折々の花を植えています。



＊ 令和4年度予算額 4,271千円

3. 公園・児童遊園整備事業

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例
都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 公園・児童遊園の新設、改修等（公園建設担当）

品川区長期基本計画に示す都市像「次代につなぐ環境都市」の実現のため、住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある公園の整備を進めます。また、身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを目指します。

本事業における公園等の施工実績

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新設面積 (㎡)	188	130	0	406	2,664
改修面積 (㎡)	32,545	17,872	26,730	39,384	5,650

(1) 新設事業

①(仮称)旗の台六丁目公園整備(整備工事)

周辺に公園等がない旗の台六丁目地区に取得した用地において、公園を新設します。令和 2 年度に近隣住民を対象にワークショップを実施し、地域にふさわしい魅力的な公園の整備に反映するため、幅広く意見を収集しました。令和 3 年度に実施した基本・実施設計および用地取得に続き、令和 4 年度は整備工事を実施し、年内の開園を予定しています。



整備予定図



整備前状況

(北側区道より南向きに見る)

(2) 改修事業

①しながわ区民公園北側ゾーン整備(第1期、第2期)(改修工事)

しながわ区民公園は開園から約30年が経過し、施設の老朽化や多様な利用ニーズへの対応などの課題に対応するため、3つのゾーン分けて段階的に再整備を行っています。中央ゾーン、南側ゾーンについては工事が完了しました。

北側ゾーンは、桜の広場や周囲の園路等を改修・更新する第1期工事と、少年野球場やテニスコートの更新や少年サッカー場の新設など、運動施設を整備する第2期工事を実施します。



- ・源氏前公園・特定児童遊園改修（改修工事）
- ・鹿島庚塚児童遊園(西側)改修（改修工事）
- ・八潮北公園改修（野球場等改修工事、管理事務所改築工事）
- ・戸越南公園改修（設計・工事）
- ・戸越公園改修（基本設計）
- ・西五反田公園改修（実施設計）
- ・荏原中央公園改修（実施設計）
- ・公園施設長寿命化計画（更新）
- ・公園・児童遊園便所洋便器化（設計・工事）
- ・公園・児童遊園便所LED化（工事）



大井坂下公園



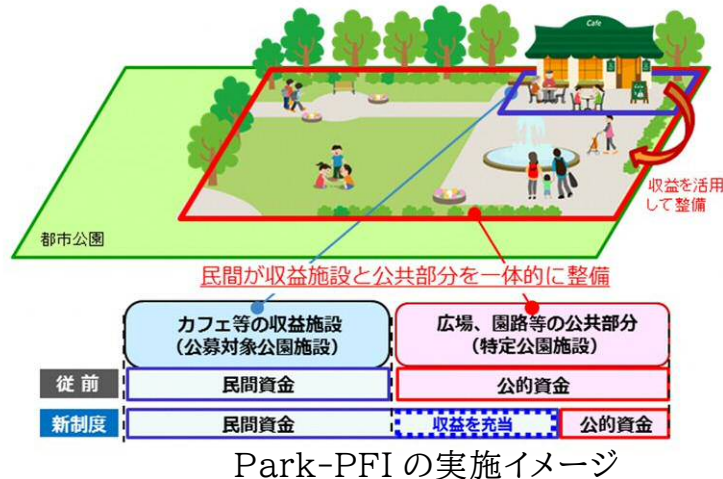
鹿島庚塚児童遊園(東側)

* 令和4年度予算額 1,988,056千円

(3) Park-PFI 導入に向けた調査・検討

区内都市公園の活性化や魅力向上と、民間のビジネスチャンス拡大との両立を図るため、飲食店、売店等の公募対象公園施設内への設置および管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備や改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度(Park-PFI)を活用するため、制度導入に向けた調査・検討を行います。

令和4年度は、現地調査や参入意欲のある事業者からのヒアリングを実施し、規模が大きく特色のある公園を選定して7園程度対象公園の絞り込みを行い、令和5年度に事業者の選定、同6年度より事業実施を予定します。



・Park-PFI 導入に向けた調査・検討(委託)

* 令和4年度予算額 15,000千円

(4) 公園バリアフリー事業

子どもから障害者、高齢者まで、だれもが安心して利用できるように、福祉対応型の水飲み設置、園路の整備、階段・傾斜路への手摺設置など、公園内のバリアフリーを図ります。

また、子どもたちが安心して公園を利用できるよう、公園内の見通し改善や遊具周辺に安全対策を行います。

公園バリアフリー整備実績

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
整備箇所数(箇所)	1	2	2	0	2

・東海公園改修(設計・工事)

* 令和4年度予算額 62,348千円



浅間台公園



荏原西公園

4. 公園・児童遊園の維持管理

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例
都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 公園・児童遊園の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

区内の公園・児童遊園・緑地等 272 箇所（令和 3 年度末）を、常に良好な状況で利用できるように維持管理しています。



戸越公園遊具



しながわ中央公園

（1）施設維持管理

遊具やベンチ、管理施設等の点検を行い、必要な補修を行うとともに、園内の清掃、ごみ収集等を実施しています。

- ・公園、運動施設管理委託 39 箇所
- ・清掃委託等 （ふれあい作業所 175 箇所、かもめ工房 15 箇所、シルバー人材センター 24 箇所、福祉工場しながわ 1 箇所、エリアマネージメント 5 箇所、施設管理 2 箇所）

（2）樹木維持管理

園内の樹木の生育を良好に保ち、必要な肥料や草取り等を実施し管理しています。

（3）公園等の電気設備の維持管理

公園等の電気設備を安全、かつ正常に保つために維持管理しています。

- ・ナイター設備 天王洲野球場
品川南ふ頭公園野球場
八潮北公園テニスコート・野球場等
しながわ中央公園グラウンドおよびテニスコート
しながわ区民公園テニスコート
- ・時計設備 243 基

(4) 公園、児童遊園の照明維持管理

夜間の必要な照度（明るさ）を保つため、照明を維持管理しています。老朽化した公園灯のLED型照明への取替え工事は、令和元年度で完了しました。令和4年度は、天王洲公園野球場（AB面）ナイター照明LED化工事を計画しています。

(5) 防犯カメラの整備

地域住民の安全安心と公園における安全対策の強化を図るため、防犯カメラを設置しています。防犯カメラはポケットパークのような小規模な公園を除いたほぼ全ての公園に整備され、良好な維持管理、保守点検を行います。

(6) ミストで涼しくおもてなしパーク

区立公園5カ所（しながわ区民公園、西大井広場公園、東品川公園、東品川海上公園、文庫の森）にミストを設置し、熱中症対策とあわせて涼しさでおもてなしをします。（7月～9月実施）

5. 公衆便所・公園便所の維持管理

★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 公衆便所・公園便所の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

(1) 施設維持管理

区民が快適で安心して利用しやすい便所となるよう、163箇所の便所について日常の維持管理をしています。また、毎日1～2回行っている清掃について、駅前等の利用者の多い公衆便所では3回実施しています。

・公衆便所 35 箇所、公園便所 107 箇所、児童遊園 21 箇所（令和3年度末現在）

(2) 公園等便所修繕

便所施設の破損が生じたときに、継続して使用できるよう修繕を行なっています。また併せて、バリアフリー化や洋式化も行っています。

* 令和4年度予算額（公衆便所分）	57,808千円
（公園・児童遊園便所分）	51,310千円

6. しながわ水族館

★根拠・法令

都市公園法、水族館等施設の運営事業に関する基本協定

しながわ水族館は、平成3年10月19日、「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として、しながわ区民公園内に開館しました。入館者数は令和4年3月末で「1,990万人」を超えています。

1 しながわ水族館運営支援（みどりの係）

令和3年度はコロナ禍による緊急事態宣言のため、4月下旬から5月まで休館、6月より開館し、入館時に検温や消毒を徹底し、管内の滞留人数に注意し営業しました。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意し、品川区の観光資源として、区民の方はもちろん様々な方に、安全に配慮しながら楽しんで頂けるような企画や展示を行っていきます。

入館者数

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入館者数（人）	440,179	440,505	380,500	195,644	332,369
区民割引利用者数(人)	24,548	27,305	26,131	23,242	30,174



カワウソ（シュラとニコ）

2 しながわ水族館リニューアル（みどりの係）

令和2年度に実施した「しながわ水族館顧客満足度満点プロジェクト」のリニューアルに向けた提案を受け、令和3年度にリニューアルの方向性を取りまとめました。令和4年度はリニューアルに向けた検討、運営事業者・設計者選定のための準備を進めていきます。

(1)方向性

①次世代水族館の方向性

- ・長期基本計画における政策の柱を推進する役割を果たす
- ・品川の歴史や文化を発信する都市型観光拠点
- ・しながわ区民公園と一体的な魅力向上

②イルカ展示とイルカショーの終了

- ・新たな計画ではイルカ展示とイルカショーを終了する

③建設場所

- ・しながわ区民公園内（勝島の海周辺）

④施設規模

- ・中規模（延床面積約 5,000 ㎡）
- ・年間利用者数想定（初年度 100 万人、5 年後想定 60 万人）

⑤主な展示理念

- ・しながわ区民公園の自然と調和し、水中感あふれる展示
- ・品川の水辺の立地を活かした、歴史を感じられる展示
- ・品川らしさのある体験学習の展開
- ・品川の情報発信と区内他施設との連携
- ・区民アイデアを取り入れた展示



しながわ水族館全景

* しながわ4年度予算額 317,530千円

河川下水道課

1. 水辺の活用（水辺の係）

区民が水とふれあい、水に親しむとともに、水辺のにぎわいを創出し、来訪者にも心地よく過ごしていただくために、区民、他自治体と連携・協議して、水辺空間の整備と利活用を進める取り組みを行います。

1 区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発

7 か所の区有船着場を整備し、点検や清掃、補修などの維持管理を実施しています。さらに、防災機能としての役割だけでなく、舟運活性化や水辺のにぎわい創出につながる環境の向上に向け、区有船着場の管理・運営の効率化や、区有船着場を分かりやすく案内するための誘導サインや位置サインなどの整備を推進しています。

令和4年度は、区有船着場の管理・運営の効率化に向けた検討を進めるとともに、各区有船着場に統一した案内サインを設置します。

また、河川や運河においてマナーを守らない船舶等への対策として、目黒川に航行マナー啓発のための標識設置や、舟運関係者と連携した安全航行啓発活動を実施します。

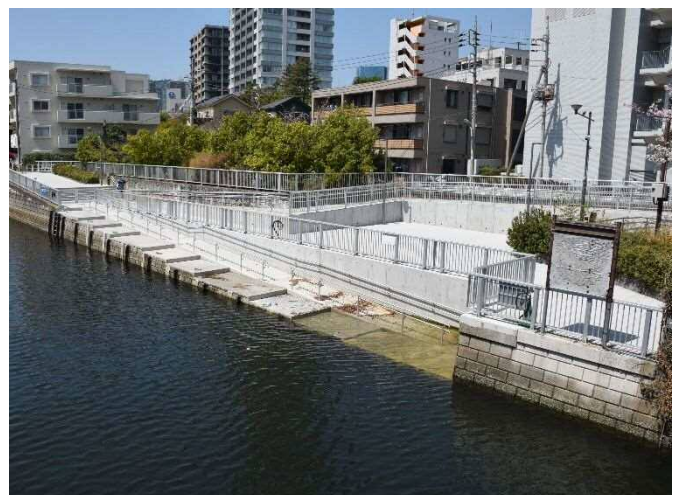
区有船着場一覧

名 称	住 所
しながわ水族館船着場	勝島2丁目（勝島南運河）
東海橋船着場	北品川3丁目（目黒川）
品川天王洲船着場	東品川1丁目（天王洲運河）
五反田ふれあい水辺広場船着場	東五反田2丁目（目黒川）
東品川二丁目船着場	東品川2丁目（京浜運河）
五反田船着場	西五反田1丁目（目黒川）
東品川海上公園船着場	東品川3丁目（天王洲南運河）

区有船着場位置図



東品川海上公園船着場（令和3年度整備）



東海橋船着場（令和3年度改修）



区有船着場案内サイン



航行マナー啓発活動状況

* 令和4年度予算額 80,340千円

2 舟運社会実験

住む人と働く人、地域と来訪者を結び、水辺のにぎわい・活性化を図るため、令和4年度は、五反田船着場および東品川二丁目船着場を活用した舟運の社会実験を行い、東京都と連携しながら舟運事業の活性化を図ります。

社会実験では、交通手段としての有効性や利用者のニーズ等を把握するため、利用者へアンケートなどを行います。



五反田船着場

東品川二丁目船着場

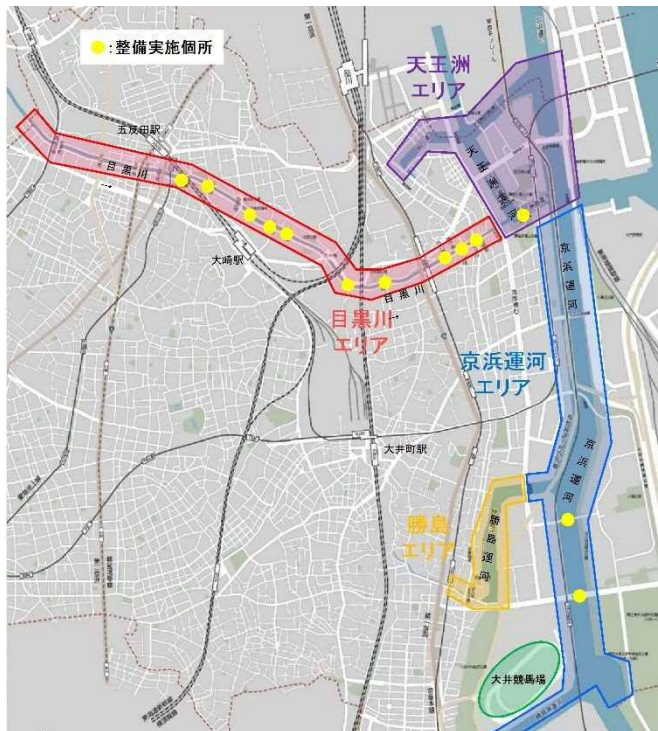
* 令和4年度予算額 52,130千円

3 ヒカリの水辺プロジェクト

区内の水辺が多くの人でにぎわう観光・交流の軸となることを目指し、平成30年度から令和2年度までに目黒川や京浜運河・天王洲南運河に架かる13の橋にライトアップ施設を整備しました。

四季をイメージした色でライトアップするとともに、ピンクリボンデーなど社会運動への支援・賛同を示すアウェアネスカラーや、イベント等と連携した特別演出を行います。併せて、ライトアップ施設の清掃などの維持管理も実施します。

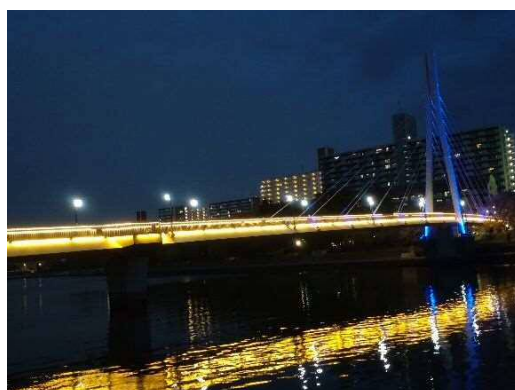
また、ライトアップで発生するCO₂排出量対策として、高知県と連携したカーボンオフセットを引き続き実施します。



名 称	エリア	整備年度
新 品 川 橋	目黒川	平成30年度
品 川 橋	目黒川	平成30年度
荏 川 橋	目黒川	平成30年度
要 津 橋	目黒川	令和2年度
三 嶽 橋	目黒川	令和2年度
森 永 橋	目黒川	令和元年度
小 関 橋	目黒川	令和2年度
鈴 懸 歩 道 橋	目黒川	令和2年度
山 本 橋	目黒川	令和元年度
ふれあいK字橋	目黒川	令和元年度
か も め 橋	京浜運河	令和元年度
勝 島 橋	京浜運河	令和元年度
ア イ ル 橋	天王洲	令和2年度



ライトアップイベント(冬の桜)との連携



ウクライナの平和への願い



カーボン・オフセット証明書

* 令和4年度予算額 12,715千円

4 河川・運河の利用促進

目黒川を区民等に一層親しんでもらえるよう、平成30年度より、河川敷地占用許可準則を活用したケータリングカーによるランチ等の提供やイベントを占用事業者である地域のエリアマネジメントの運営により実施しています。

令和4年度も引き続き、占用事業者と連携しながら地元を主体とした水辺空間のより一層の活用を図ります。

また、令和4年度は、回遊性および東品川海上公園へのアクセス性向上のため、新東海橋から目黒川水門までの天王洲運河沿いを水辺広場として整備します。

さらに、令和3年度に改定した「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、水辺の魅力向上に向けた検討を実施します。



目黒川ナイトクルーズ（令和4年1月）



天王洲地区における水辺広場の整備

* 令和4年度予算額 62,467千円

2. 河川および運河の水質改善、維持管理（水辺の係）

水辺空間の利活用を促進し、区民と水とのふれあいを回復するため、水辺の環境改善の一環として、河川や運河等の水質改善を進めます。

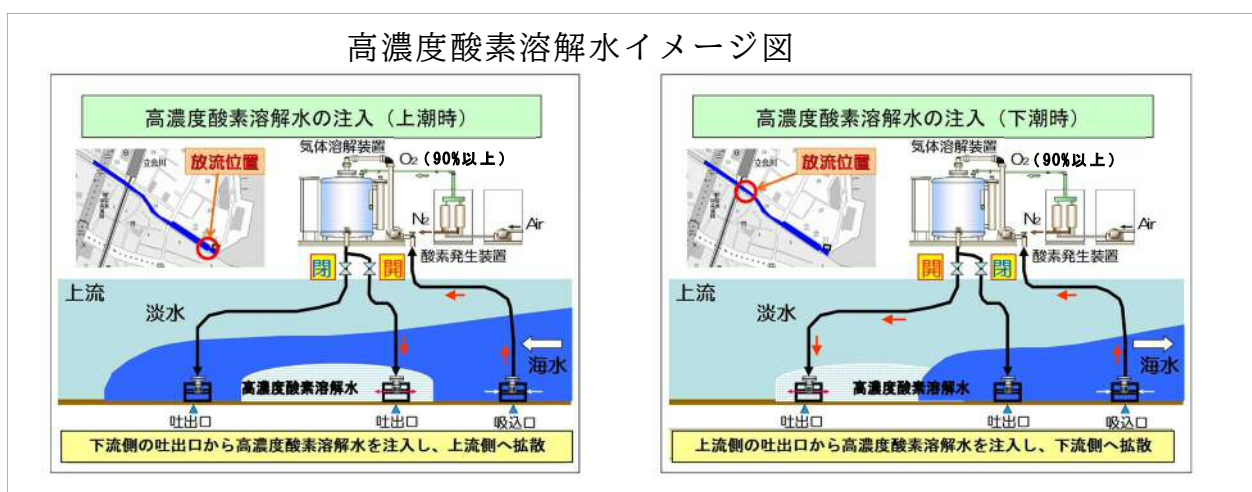
また、河川の清掃や、護岸および河川管理施設の経年による損傷・劣化の状況を確認するための点検や調査を実施します。

1 立会川の水質改善

（1）高濃度酸素溶解水による水質改善対策

立会川の水質悪化の一因となっている川底付近の酸素不足を解消するため、平成 20 年度から高濃度酸素溶解水による水質改善の取り組みを進めています。高い濃度の酸素を溶解させた水を川の中に流すことで、川底の酸素量を増やし微生物等の活性化を促し水質を改善させます。

高濃度酸素溶解水イメージ図



＊ 令和 4 年度予算額 38,540 千円

（2）河川清掃等

立会川等の河川環境を改善するため、浮遊ゴミの除去や護岸部の洗浄等の清掃作業、堆積した土砂等の浚渫、護岸の補修に向けた設計等を行います。

河川清掃回数の実績

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
主な作業の実施数	河川清掃	26	23	24	21	25
	オイルフェンス	7	3	3	4	0
	軽作業	2	1	8	5	5
	船着場等清掃	26	26	26	41	38
	その他	0	1	0	1	0
作業総数（回）		61	54	61	72	68

＊ 令和 4 年度予算額 66,300 千円

(3) 河川・運河美化の啓発

河川・運河の美化に向けた啓発活動として、7月7日の「川の日」にあわせて、周辺住民や東京都と連携し、立会川および勝島運河の環境美化運動を実施することで、地域住民の意識の高揚を図ります。



平成 30 年度活動状況

* 令和 4 年度予算額 2 7 0 千円

2 目黒川の水質改善

(1) 目黒川浚渫・障害物撤去等

目黒川を良好な状態に維持するため、区が維持管理を分担している護岸部分の浚渫作業を東京都と調整を図りながら継続的に進めるとともに、目黒川内に残置されている杭やコンクリートガラ等障害物の撤去作業を行います。

目黒川浚渫量の実績

(単位：㎡)

年度	平成 24～28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
浚渫量 (うち土砂の量)	1,160 (386)	172 (57)	224 (74)	370 (123)	93 (31)	125 (41)

※特別区事務処理特例条例に基づき、都が行うべき事業の一部を特別区が行っており、目黒川の浚渫では、河川中央部を東京都が、両岸からおおむね 2m の範囲を品川区が分担。

* 令和 4 年度予算額 1 2 2, 3 7 2 千円

(2) 城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保し水質を向上させることを目的として、平成 7 年 3 月から、新宿区にある落合水再生センターでの処理水(再生水)を、世田谷区池尻四丁目の池尻北広場付近から目黒川に導水する事業を実施しています。

平成 13 年度から送水経費の一部として、区は、年間 460 万円を負担していますが、東京都の全額負担で事業を実施することを求めて、関係区である目黒区・世田谷区と連携して継続的に東京都に働きかけていきます。

* 令和 4 年度予算額 4, 6 0 0 千円

3. 治水対策（水辺の係）

品川区では、雨水流出抑制対策を計画的に推進するため、平成3年に「品川区総合治水対策推進計画（平成25年改定）」を策定し、道路や区有施設に、雨水浸透ますの設置等を実施するとともに、一定規模以上の建築物を建築する事業主に対し、雨水の貯留または地下浸透に係る施設整備を指導しています。個人住宅等についても助成事業を活用し、区民の理解と協力を求めつつ、積極的な働きかけを行っています。

- 「東京都における総合的な治水対策のあり方について」（東京都） 昭和61年7月
- 「目黒川流域の総合的な治水対策暫定計画」（東京都） 平成元年5月

- 「品川区総合治水対策推進計画」（品川区） 平成3年3月

- 「東京都豪雨対策基本方針」（東京都） 平成19年8月
- 「目黒川流域豪雨対策計画」（東京都） 平成21年11月
- 「渋谷川・古川流域豪雨対策計画」（東京都） 平成21年3月

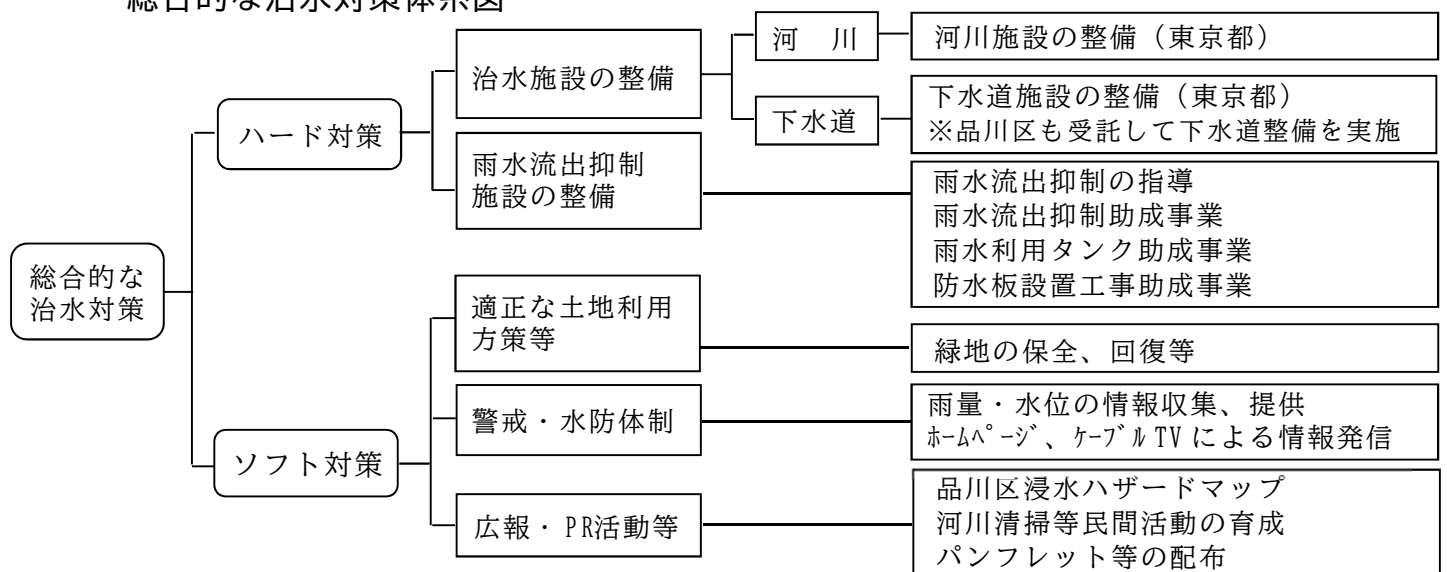
- 「品川区総合治水対策推進計画（改定）」（品川区） 平成25年3月

- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（東京都） 平成26年6月
- 「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」（東京都） 令和元年11月
- 「渋谷川・古川流域豪雨対策計画（改定）」（東京都） 令和4年3月

1 品川区総合治水対策推進計画の改定

令和4年度は、東京都豪雨対策基本方針並びに目黒川流域豪雨対策計画、渋谷川・古川流域豪雨対策計画の改定を受けて、これらの上位計画等との整合を図りつつ、さらなる豪雨への対策強化を図るため「品川区総合治水対策推進計画」を改定します。

総合的な治水対策体系図



2 雨水流出抑制の指導

集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、浸透ますや透水性舗装の整備とともに、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」（平成 25 年度制定）に基づき、大規模な民間施設の新築・改築等を行う場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透管・透水性舗装等）の設置を指導しています。

地域別、開発面積別当たりの対策量

施設・地域別		敷地面積当たりの対策量	
民間施設	東品川 2、5 丁目 勝島、八潮、東八潮	敷地面積に係わらず	300 m ³ /ha
	上記以外の品川区全域	敷地面積 500 m ² 以上 敷地面積 500 m ² 未満	600 m ³ /ha 300 m ³ /ha
公共施設		敷地面積に係わらず	600 m ³ /ha

雨水流出抑制指導実績

年 度	昭和 63～平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指導件数	2,163	75	75	87	92	76

※平成 25 年度以前は「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」に基づき指導

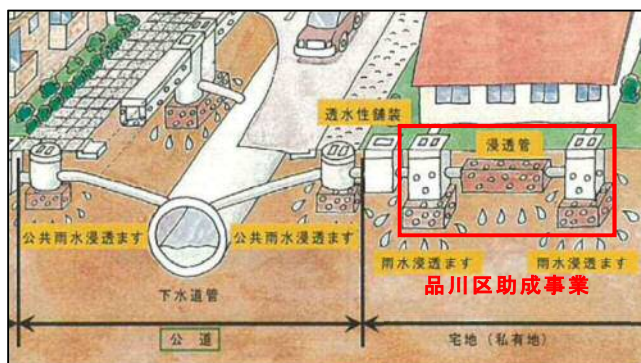
3 雨水流出抑制助成事業

宅地内の雨水浸透施設の設置に要する経費の一部を平成 13 年度より「品川区雨水浸透施設設置助成要綱」に基づき、助成しています。

設置者の費用負担を少なくし、宅地内への雨水流出抑制施設の拡充を図り、さらなる治水力の向上を目指します。

雨水流出抑制施設設置助成実績

年 度	平成 13～28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	31	4	2	1	0	1



* 令和 4 年度予算額 1, 0 3 6 千円

4 雨水利用タンク設置助成事業

都市の貴重な水資源である雨水を利用することは、浸水被害の軽減のみならず、水循環の保全・回復や省エネ・省資源等の観点からも有効な対策です。

区では、平成 18 年度より「品川区雨水タンク設置助成要綱」に基づき、雨水利用タンクの購入費用と設置工事費用の合計の 1/2（限度額 5 万円）を助成しています。（ただし、設置工事費用の助成額は 1 万 5 千円が上限です。）



タンク設置例

雨水利用タンク設置助成実績

年 度	平成 18～28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	170	3	9	7	11	8

※平成 18 年度より、雨水利用タンクの購入費用の助成を行ってきましたが、区民のさらなる設置の促進を図るために、平成 23 年度より助成内容を拡充し、設置工事費用も助成の対象としました。

* 令和 4 年度予算額 5 1 8 千円

5 防水板設置工事助成事業

浸水被害の軽減を目的に、昭和 62 年度より「品川区防水板設置等工事助成要綱」に基づき、住宅・店舗・事務所の出入口等に防水板を設置する区民等に対し、費用の一部を助成しています。

平成 26 年度から、津波や高潮のおそれのある地域において浸水被害の軽減を図るため、区内標高 5 メートル以下に立地している建物に対し、助成対象を拡大しました。助成額は防水板設置等に要した工事費のうち、品川区民である個人の場合はその 3/4、品川区内に登記がある法人の場合はその 1/2（限度額 100 万円）とし、より一層の普及を図っています。（品川区内に住民票、登記がない場合、限度額は 50 万円です。）



防水板設置例

防水板設置工事助成実績

年 度	昭和 62～平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	149	3	3	3	6	3

* 令和 4 年度予算額 2, 7 5 6 千円

6 津波・高潮対策事業

立会川では、高潮時の水位上昇による堤内地への溢水被害を抑制するため、樋門が完成するまでの暫定的な対策として溢水防止板を整備しました。

また、東日本大震災では大規模な津波が発生したことから、平成24年度に東海道線から海側と目黒川沿いに海拔表示板を設置して、津波・高潮対策への意識向上を図ってきました。

令和4年度は、設置から約9年が経過して老朽化した海拔表示板（140箇所）の取替えを実施します。



老朽化した海拔表示板



溢水防止板設置状況

＊ 令和4年度予算額 1,241千円

7 関係機関との連携

(1) 目黒川

目黒川の河川環境の改善促進のため、東京都への働きかけを行います。

- ・ 目黒川環境整備促進流域三区連絡会 （品川区、目黒区、世田谷区）
- ・ 城南五区下水道・河川連絡協議会 （品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区）

＊ 令和4年度予算額 40千円

(2) その他

浸水被害の軽減等のため、国や都に下水道整備、河川改修および高潮対策等について要望します。

- ・ 特別区下水道事業促進連絡会
- ・ 東京河川改修促進連盟
- ・ 東京高潮対策促進連盟
- ・ 東京都総合治水対策協議会

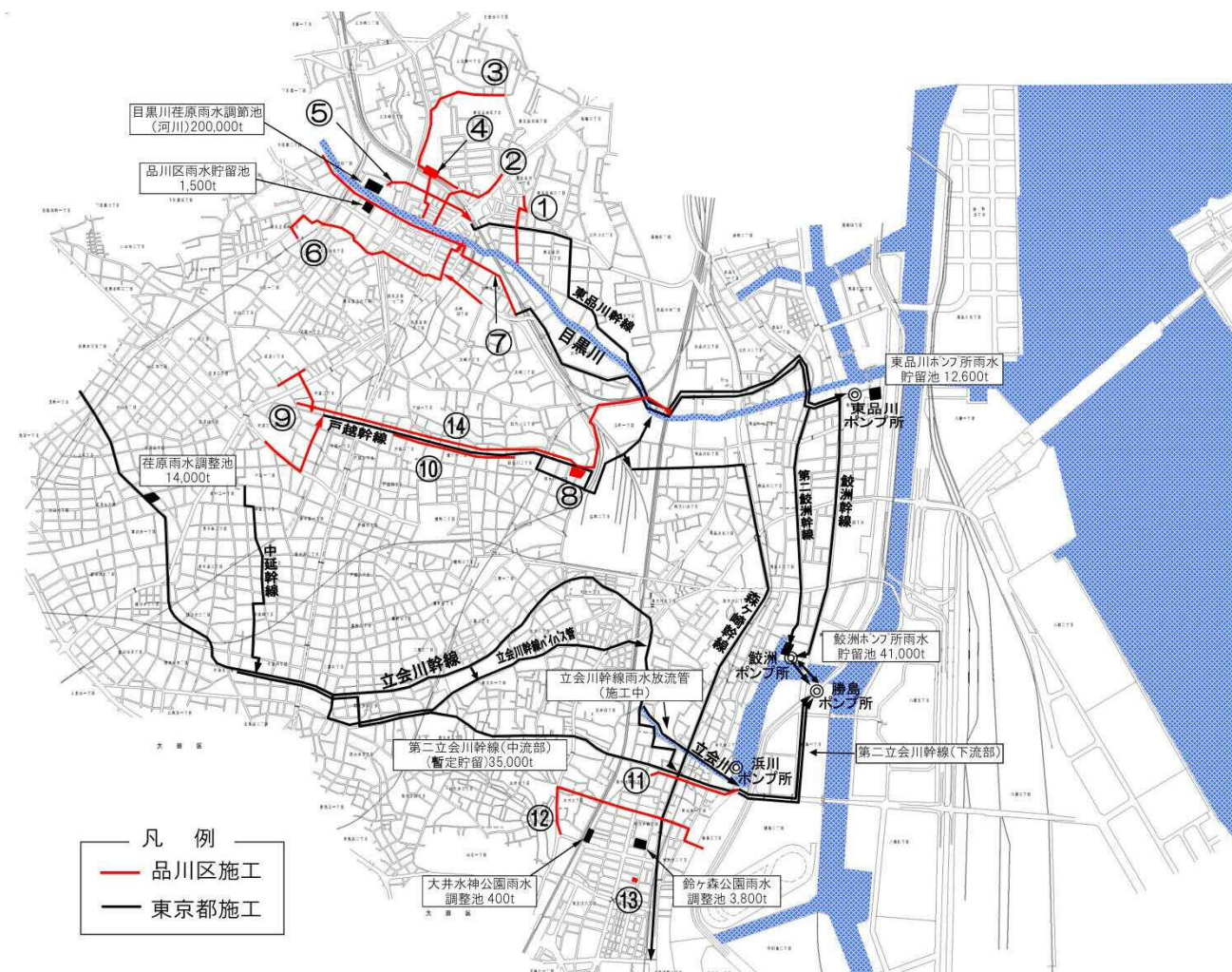
＊ 令和4年度予算額 320千円

4. 下水道施設建設（下水道整備係）

東京都区部における下水道事業は、東京都が一体的に事業を実施していますが、区内の下水道事業を整備促進する観点から、品川区では事業の一部を受託し、東京都と連携して下水道事業を推進しています。

1 排水施設建設事業

品川区は、昭和 62 年度より東京都から目黒川沿い、立会川周辺、戸越・西品川地区の浸水対策事業等の一部を受託し、下水道管、貯留施設等を整備しています。

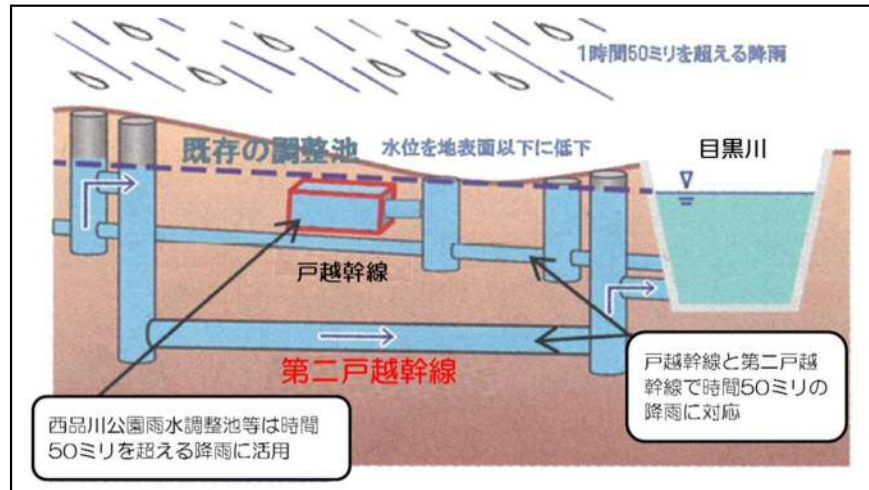


品川区施工による主な下水道と雨水の貯留施設

番号	施設名等	施工年度	番号	施設名等	施工年度
①	目黒川雨水バイパス管第1ルート	S62～S63	⑧	西品川公園雨水調整池 2,400 t	H13～H14
②	目黒川雨水バイパス管第2ルート	S63～H3	⑨	戸越幹線貯留管（上流部） 1,100 t	H15～H17
③	目黒川雨水バイパス管第3ルート	H3～H10	⑩	戸越幹線貯留管（中流部） 6,000 t	H19～H22
④	目黒川左岸調整池 6,175 t	H3～H10	⑪	浜川雨水排水管 ※実施中	H24～R4
⑤	東品川幹線関連雨水管	H7～H11	⑫	勝島連雨雨水貯留施設 4,900t	H24～H29
⑥	目黒川右岸雨水バイパス管	H12～H16	⑬	立会川幹線雨水放流管（東京都施工）に伴う月見橋の家・総務部分室仮移転施設 ※実施中	H24～R10
⑦	目黒川右岸低地部排水施設（暫定貯留）	H16～H21	⑭	第二戸越幹線 ※実施中	H29～R8

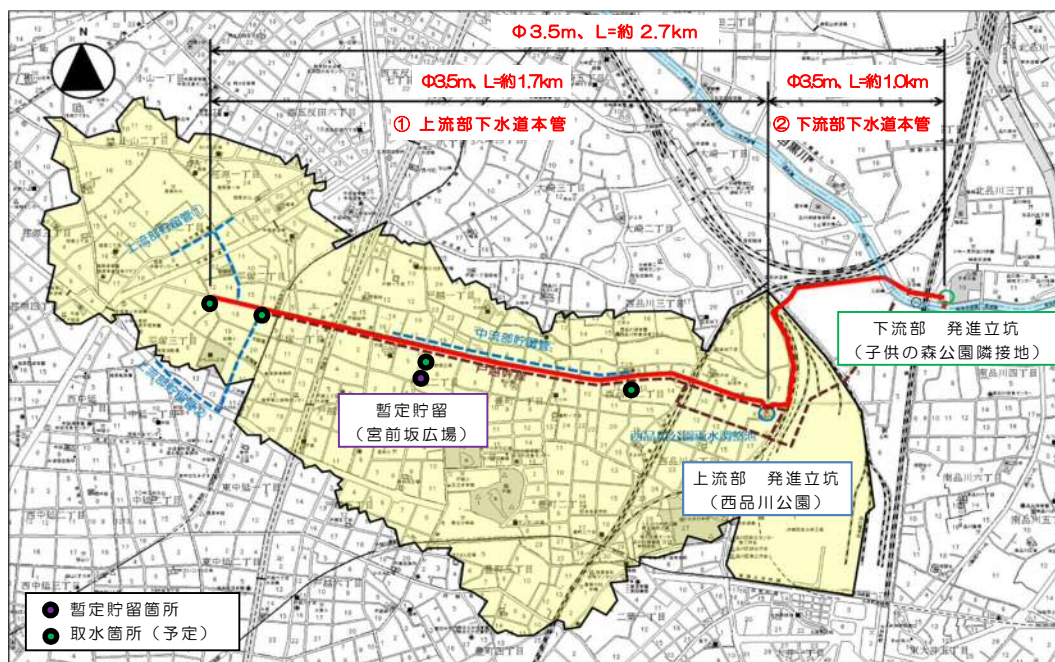
(1) 第二戸越幹線整備事業

東京都豪雨対策基本方針（改定 平成 26 年 6 月）により 50 mm 拡充対策地区に位置付けられている戸越・西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備し、既設の戸越幹線と併用することで時間 50 mm の降雨に対応します。また、これまでに整備した貯留管、調整池の活用により時間 50 mm を超える降雨に対しても浸水被害を軽減できるようになります。

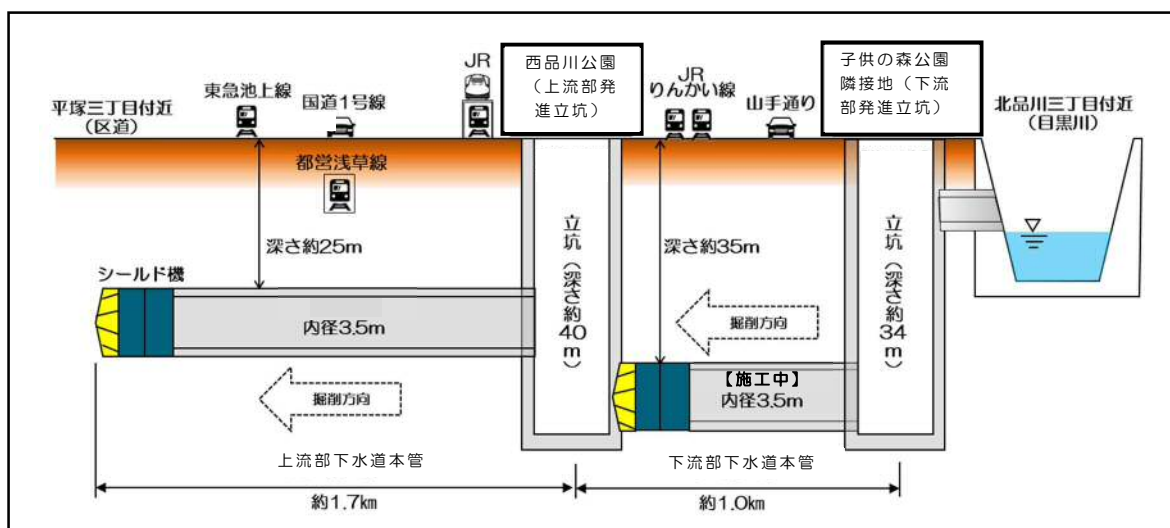


整備イメージ図

令和 4 年度は、上流部下水道本管に接続する取水管を整備します。また、区立子供の森公園の隣接地では、築造した発進立坑から区立西品川公園に向けシールド掘進を開始するとともに、特殊人孔の築造に着手します。



整備箇所図

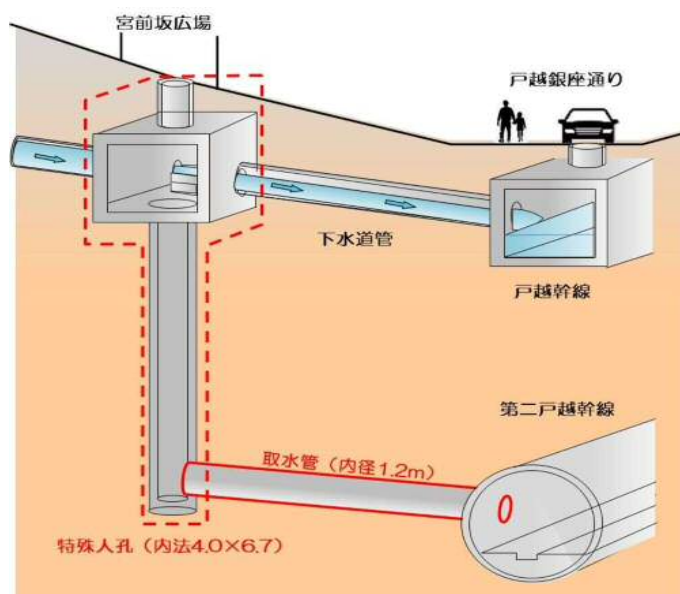


全体断面図

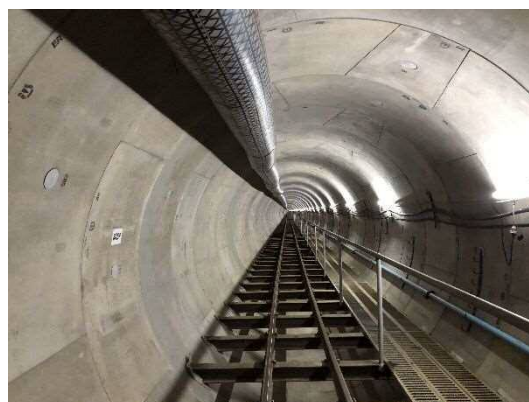
① 上流部下水道管整備

全体工事期間 : 平成 29 年度～令和 8 年度 (見込み)

令和 4 年度の : 区立西品川公園、区立宮前坂広場および区立三ツ木公園
工事内容 : 使用し、取水管を整備



取水箇所概略図



上流部下水道本管内

② 下流部下水道管整備

全体工事期間 : 令和元年度～令和 6 年度 (見込み)

令和 4 年度の : 区立子供の森公園の隣接地を使用し、特殊人孔 (直径約
工事内容 : 11m 深さ約 34m) と本管 (シールド工事: 内径 3.5m、
延長約 1.0 km) を整備



泥土圧式シールド掘進機



シールド掘進機 現地組立状況

* 令和4年度予算額 2,544,849千円

(2) 立会川幹線雨水放流管建設事業

東京都が実施する立会川幹線雨水放流管建設事業の事業用地の確保のために移転した区有施設（月見橋の家・総務部分室）の仮設施設の賃貸借事務等を行っています。

立会川幹線雨水放流管は、大雨時に立会川へ放流される雨水を取り込み、勝島ポンプ所へ送水する管であり、立会川周辺の浸水被害の軽減と勝島運河の水質改善に寄与します。

全体事業期間 : 平成24年度～令和10年度（見込み）

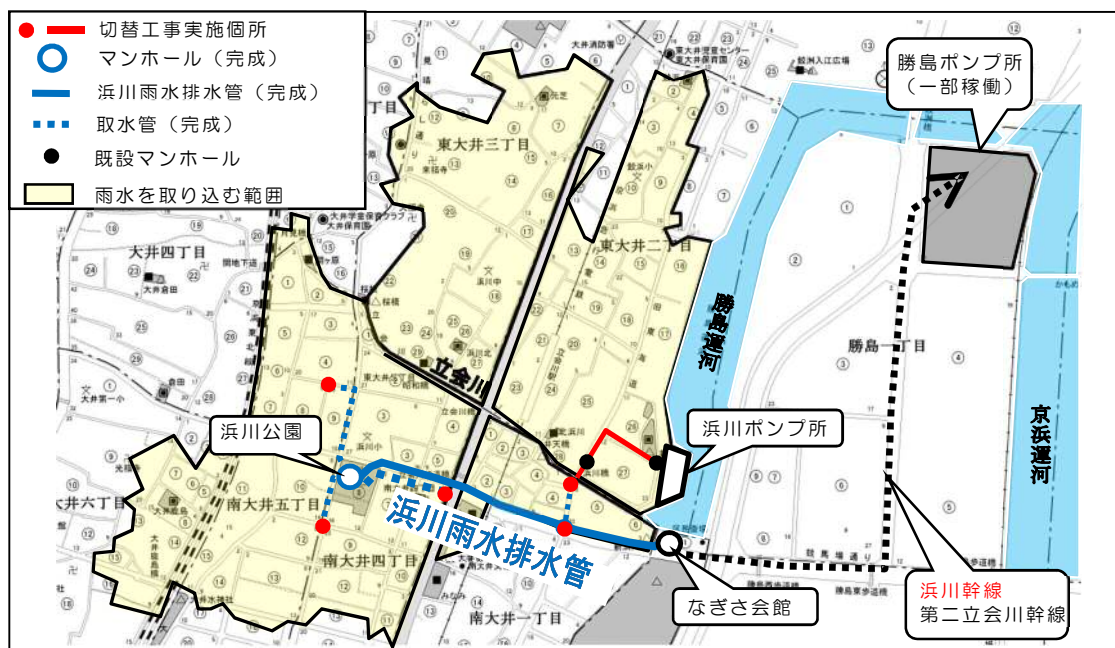
令和4年度の事業内容 : 仮移転した仮設区有施設のリース料および施設周辺の地域交流強化支援

* 令和4年度予算額 49,812千円

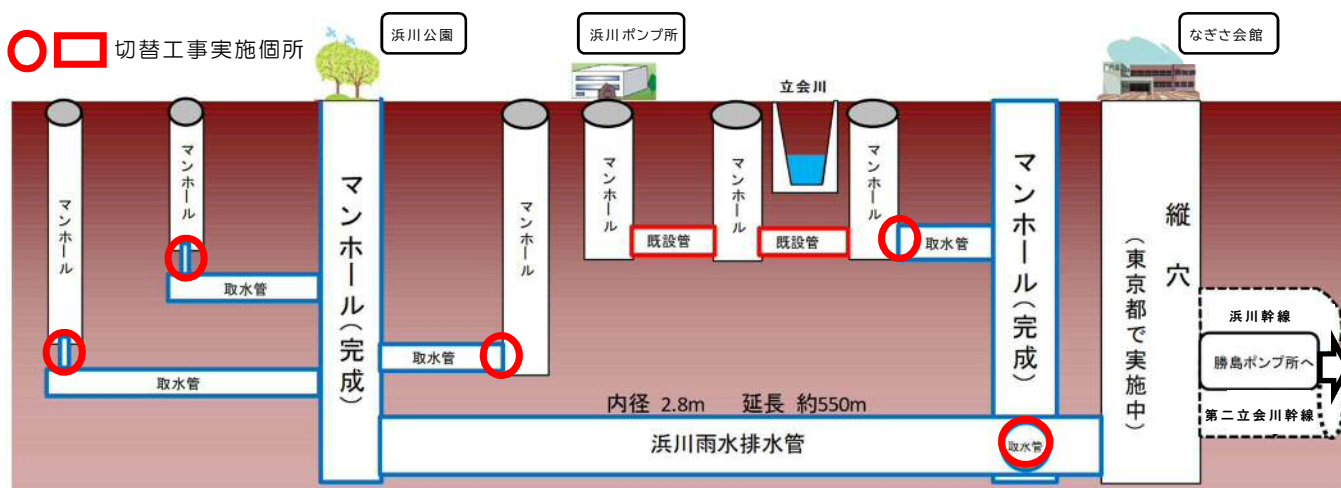
(3) 浜川雨水排水管建設事業

浸水被害が多く発生している立会川沿岸（東大井二、三丁目および南大井四、五丁目周辺）において、雨水排除能力の増強を目的とした「浜川雨水排水管」を建設しています。平成26年度に区立浜川公園からなぎさ会館横のマンホール（現在東京都により事業実施中）までシールド工法により排水管を完成させ、平成27年度より排水管に雨水を取り込むための取水管、既設マンホールの改造を行いました。令和4年度は、昨年度に引き続き、既設マンホールに設置した仮壁の撤去等を行い、雨水の取り込みを開始します。

本事業の完成により、地域の浸水対策（1時間50ミリの降雨に対応）が実現することに加え、現在、勝島運河に流入している雨水を勝島ポンプ所へ流入させ、京浜運河へ放流することで勝島運河の水質改善にも寄与します。



整備箇所図



整備イメージ図

* 令和4年度予算額 51,125千円

(4) 勝島地区雨水管整備事業

勝島地区（勝島一～三丁目）の下水道は分流式（汚水と雨水を別々の下水道管で集める方式）ですが、雨水管が未整備のため宅内および道路等の雨水は、道路排水用の管きょを通じて運河へ放流されています。近年、都市化が進んだことにより雨水流入量が増え、大雨時に道路冠水が発生しています。

本事業では、勝島地区の雨水を勝島ポンプ所に流して京浜運河に放流するため、勝島ポンプ所につながる浜川幹線に接続する排水管を新たに整備し、浸水被害の軽減を図ります。

令和4年度と令和5年度の2か年で雨水管整備の実施設計を行い、令和6年度の工事着手を目指します。



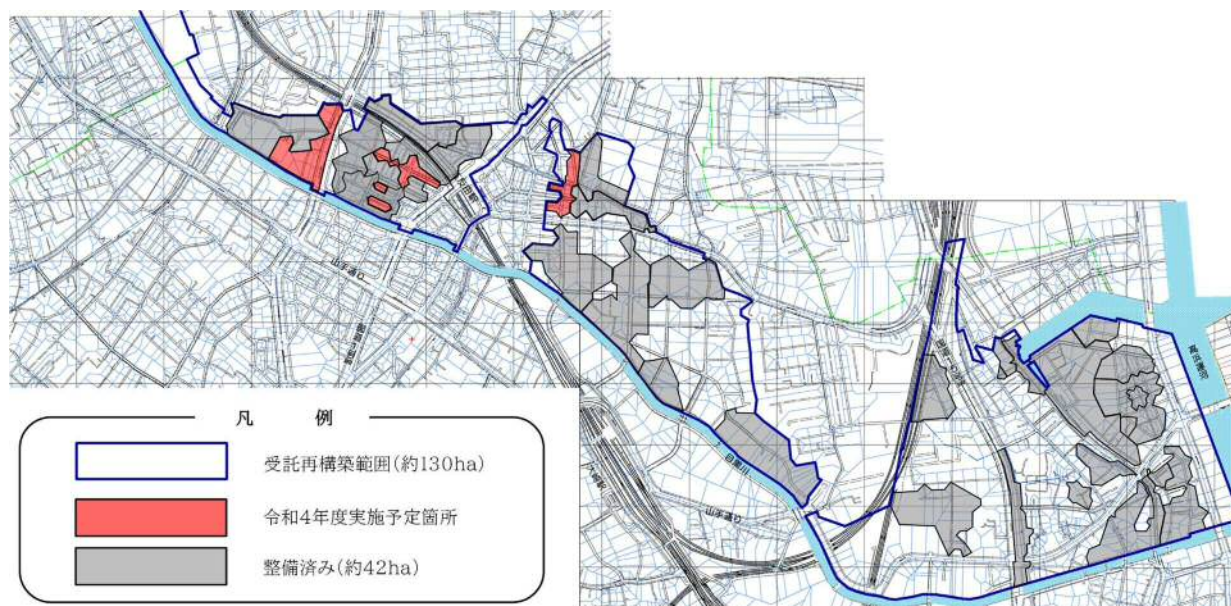
整備箇所図

* 令和4年度予算額 15,026千円

2 下水道管改修事業

(1) 下水道管老朽化対策事業（再構築事業）

下水道管整備後、50 年程度が経過した目黒川左岸部において、下水道管の老朽化に伴う道路陥没の防止と排水能力の増強を図ることを目的に下水道管の再構築工事を行います。



実施箇所図

令和 4 年度は、東五反田一丁目地区、西五反田二丁目地区、西五反田三丁目地区で再構築工事を行います。

工事は、主に既設下水道管内面を樹脂材等で被覆・補強する「管きょ更生工法」で行い、一部、道路を掘って管きょを布設替えする「開削工法」で実施します。また、道路管理者が管理する雨水ます等と一体的な改修を図ることで、道路の掘り返しを少なくし、区民生活や交通への影響を最小限に抑えます。

東五反田一丁目地区
(約 0.8ha)



西五反田二丁目地区
(約 0.9ha)



西五反田三丁目地区
(約 1.7ha)



令和 4 年度実施箇所図（詳細）

施工実績

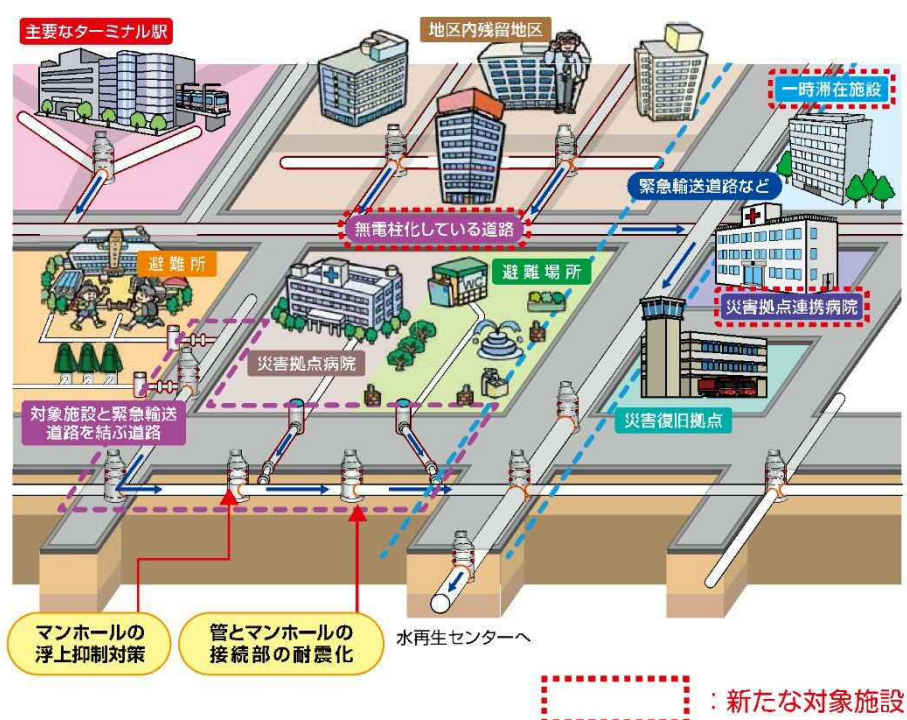
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
施工面積	約 2.3ha	約 2.9ha	約 7.1ha	約 5.2ha	約 3.8ha

* 令和 4 年度予算額 582,789 千円

(2) 下水道管耐震化推進事業

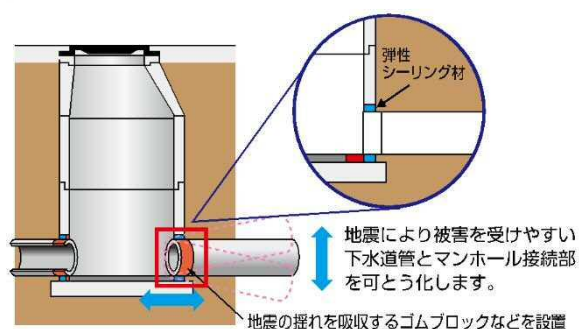
下水道機能を確保するため、避難所など震災時に人が集まる施設や災害復旧拠点から排水を受け入れる下水道管を対象に耐震化を実施し、平成 30 年度に完了しました。また、交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などでマンホールの浮上抑制対策を実施しました。今後は、一時滞在施設や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管を対象に追加し、耐震化を推進するとともに、無電柱化路線および区指定の啓開道路・障害物除去道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施します。

令和 4 年度は実施設計を行い、令和 5 年度より工事を開始します。

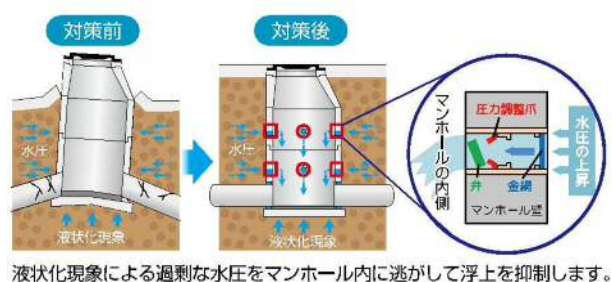


下水道管耐震化のイメージ

下水道管とマンホールの接続部の耐震化



マンホールの浮上抑制対策



※災害復旧拠点：災害時に職員が常駐し復旧指導にあたる首都中枢機関や区役所、警察署等の東京都地域防災計画における指定拠点、重症緊急患者が入院治療をする東京都指定二次救急医療機関等を指す

※一時滞在施設：帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

* 令和4年度予算額 31,326 千円

防

災

課

1. 防災会議の運営および計画の作成（計画係）

1. 防災会議

防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置された機関で、品川区地域防災計画をはじめ、防災に関する重要事項を決定します。

（1）組織および所掌事務

防災会議は、区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など60人の委員で構成されています。

防災会議は、次に掲げる事項を担当します。

- ・ 品川区地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・ 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・ 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- ・ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に関する事務。

（2）開催状況

年度	月日	議題
平成29年度	12月5日 3月23日	地域防災計画の修正
平成30年度	3月27日	浸水予想区域（大雨浸水・高潮浸水）、広域避難場所の見直し、災害時の停電対策（非常用電源の確保）など
令和元年度	1月30日	災害対策本部（風水害）の新設、風水害における避難施設、土砂災害（特別）警戒区域の指定 など
令和2年度	1月29日 （書面開催）	風水害時の避難施設の見直し、要配慮者利用施設の指定 など
令和3年度	1月22日 （書面開催）	災害対策本部組織の改正、風水害時の避難情報の変更、避難行動要支援者の避難方法の変更など

2. 品川区地域防災計画

品川区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成が義務づけられた計画で、災害時、区および防災関係機関などがその有する全機能を有効に発揮するため、区の地域における震災および津波・風水害などに係る災害の予防、応急対策および災害復旧対策を定めた計画であり、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産の保護を目的としています。

今年度も法改正などに合わせて修正するとともに、令和5年度の大規模な修正に向けて、これまでの災害における課題の反映や計画の構成の見直しなどの検討を行い、課題の洗い出し等をする予定です。

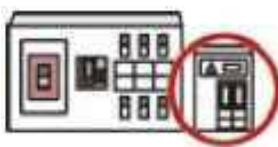


* 令和4年度予算額 12,054千円

2. 通電火災の抑制（防災設備係）

震災時の通電火災（電気に起因する火災）を抑制するため、平成 28 年度より木造住宅を対象に感震ブレーカー（分電盤タイプ）設置費用の一部を補助してきました。令和元年度より、感震ブレーカーのさらなる普及促進を図るため、既存の分電盤タイプの補助制度に加え、簡易タイプ（アース付コンセント接続型）を補助対象とし、「高齢者・障害者等世帯」に対する補助率を高めました。

1. 感震ブレーカーのタイプ（補助対象）

種類	分電盤タイプ		簡易タイプ
	内蔵型	後付型	アース付コンセント接続型
			
特徴	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断	分電盤に感震機能を外付けするタイプ。センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断	アース付コンセントへ設置し、揺れを感知すると分電盤タイプと同じ仕組みでブレーカーを切って電気を遮断

※簡易タイプ（おもり玉・パネ式）の感震ブレーカーは、防災用品のあっせんとして取り扱っています。

2. 補助内容

【既設木造住宅】

対象世帯	対象機器	補助内容	件数
一般	分電盤タイプ	総費用の 2/3 (上限 5 万円)	50 件
	簡易タイプ	総費用の 2/3 (上限 2 万円)	50 件
高齢者・障害者等	分電盤タイプ	総費用の 5/6 (上限 8 万円)	80 件
	簡易タイプ	総費用の 10/10 (上限 3 万円)	60 件

【新築木造住宅】

分電盤タイプの設置費用を、一律 1 万円で補助（3 件）

※補助対象地域（不燃化推進特定整備地区）

- ①西品川一丁目（追加）二・三丁目地区
- ②戸越二・四・五・六丁目地区

- ③東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区および西中延三丁目地区（追加）
- ④旗の台四丁目、中延五丁目地区
- ⑤豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区
- ⑥大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区
- ⑦大井二丁目地区（新規）



3. 補助実績

既設木造住宅の補助実績

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般（分電盤）	41 件(200 件)	77 件(200 件)	27 件(50 件)	24 件(50 件)	50 件(50 件)
一般（簡易）				5 件(100 件)	11 件(100 件)
高齢者・障害者等（分電盤）				49 件(80 件)	45 件(80 件)
高齢者・障害者等（簡易）				2 件(120 件)	3 件(60 件)
補助合計	41 件	77 件	118 件	80 件	109 件

※（ ）内数字は予算件数

新築木造住宅の補助実績

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
分電盤タイプのみ	1 件(10 件)	0 件(10 件)	0 件(10 件)	0 件(3 件)	0 件(3 件)

※（ ）内数字は予算件数

* 令和 4 年度予算額 10,224 千円

3. 防災関係組織の育成・支援

（啓発・支援係、防災設備係、防災安全・国民保護担当）

防災区民組織を育成・強化するとともに、防災に関係する組織を積極的に支援しています。

1. 防災区民組織育成（啓発・支援係）

災害時、住民が自助・共助の考えに基づき主体的に災害対応を行えるように、「品川区における防災区民組織の育成に関する要綱」に基づき助成を行い、町会・自治会を母体とした区民の自主組織である防災区民組織の育成・強化を図ります。

(1) 防災区民組織などの現況 (令和4年4月1日現在)

現在区内には、防災区民組織 200、区民消火隊 66 隊およびミニポンプ隊 182 隊が活動しています。

(2) 消火ポンプの更新・維持管理

定期的な維持管理と経年劣化したポンプの取り換えを行っています。

(3) 防災区民組織などへの助成

防災区民組織の活動を広く支援するために、各種助成金を交付しています。また、各地域の特性に応じた独自の取り組みを支援することを目的に、防災資器材整備助成金を平成 29 年度より新設し、防災区民組織に上限 10 万円として交付します（平成 30 年度からは申請方式、令和元年度まで上限 5 万円）。このほか、東京都の令和 2～4 年度の緊急 3 か年事業「地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金」を利用し、発電機等の電源資器材の購入に関し費用の 1/2（1 組織につき 3 年間で 60 万円上限）を補助することで、災害時の地域の電源確保にも努めております。

単位：円

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
防災区民組織育成助成金	9,318,600 (201 組織)	9,396,300 (201 組織)	9,528,400 (200 組織)	9,642,800 (200 組織)	9,577,475 (200 組織)
区民消火隊助成金	1,980,000 (66 隊)	1,980,000 (66 隊)	1,980,000 (66 隊)	1,980,000 (66 隊)	1,980,000 (66 隊)
ミニポンプ 隊助成金	3,660,000 (183 隊)	3,640,000 (182 隊)	3,680,000 (184 隊)	3,680,000 (184 隊)	3,640,000 (182 隊)
訓練助成金	4,020,000 (201 組織)	3,480,000 (201 組織)	3,765,000 (200 組織)	3,660,000 (200 組織)	3,710,000 (200 組織)
防災資器材整備助成金		5,172,250 (105 組織)	6,123,222 (90 組織)	13,868,893 (144 組織)	12,611,243 (129 組織)
(都) 地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金				11,390,000 (86 組織)	3,737,000 (37 組織)
計	29,028,600	23,668,550	25,076,622	44,221,693	35,255,718

〈助成による防災区民組織の主な活動など〉

- ・研修会の実施・消火ポンプおよびスタンドパイプ操作訓練実施
- ・炊き出し訓練実施・訓練周知用チラシ作成
- ・防災資器材の購入（テント・発電機・無線機 など）

＊ 令和 4 年度予算額 81,377 千円

2. 避難行動要支援者支援（啓発・支援係）

自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者）の円滑かつ迅速な避難を確保するため、共助の要となる防災区民組織に対し、要支援者ひとりひとりの避難支援方法や支援者に関する計画書（品川区避難支援個別計画書）の作成や福祉との連携などの

支援体制構築の支援を行っています。また、避難誘導ワークショップの実施や支援体制構築のため品川区避難支援個別計画作成名簿を避難支援など関係者に配付しています。

(1) 避難行動要支援者支援業務（防災と福祉の連携）（啓発・支援係）

- ① 防災区民組織を対象とした福祉関係者との検討会の開催
防災区民組織、福祉関係者および区職員を参加者とし、避難行動要支援者支援に係る相互の取り組み内容を協議し、連携方法を検討します。
- ② 防災区民組織を対象とした福祉関係者との避難誘導訓練の開催
①の検討会において検討した内容を基に、防災区民組織および福祉関係者が連携した避難行動要支援者の避難誘導訓練を実施します。
- ③ 避難行動要支援者の自助の推進
避難行動要支援者やその家族自身における防災の取り組みを推進するため、自助を促進する啓発用資料を作成し、配布しました。

品川区避難支援個別計画作成名簿登録数の推移

区 分	平成 29 年 更新時	平成 30 年 更新時	令和元年 更新時	令和 2 年 更新時	令和 3 年 更新時
登録者数	4,682	5,042	5,161	5,316	5,396

(2) 避難誘導ワークショップの実施支援（啓発・支援係）

地域の方々が、避難行動要支援者の方を車いすなどで避難所まで避難誘導し、町内の危険箇所や道中の問題点などを話し合い、避難ルートや避難誘導方法の確認を行い、災害時に備えていく訓練を支援します。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施町会数（町会）	9	8	4	2	3

避難誘導ワークショップの様子



* 令和 4 年度予算額 1 2, 4 9 0 千円

3. 防災協議会の支援（啓発・支援係、防災設備係）

自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供および意識の高揚を図ることを目的とし、区内 13 地区で設立されている防災協議会に、街頭消火器の外観点検や協議会総会、地区防災訓練および研修における事務経費の支援を行います。

街頭消火器外観点検委託・防災協議会運営事務委託料などの状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
街頭消火器 外観点検委託	6,147 本	6,224 本	6,240 本	6,300 本	6,371 本
防災協議会運営 事務委託料	2,239 千円	2,256 千円	2,276 千円	1,920 千円	2,119 千円

* 令和4年度予算額 8,708千円

4. 消防団支援（防災安全・国民保護担当）

3 消防本団、17 消防分団および3 消防少年団に対して「品川区消防団等補助金交付要綱」および「品川区消防団員に対する報奨金等支給要綱」に基づき補助などを行い、消防団の活動を支援しています。

補助金支給

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本団補助（団）	3	3	3	3	3
分団補助（団）	17	17	17	17	17
少年団補助（団）	3	3	3	3	3
装備品補助	ミストファン、 AED、Tシャツ、 火点表示用 標的	LED 懐中電 灯、トランシーバ ー、スタンドパイ プ、ミストファン	警戒用腕 章、除細動 パッド、組立 水槽、火点 表示用標的	消防団用バ ック、警戒 本部用ポー タブル電 源、Tシャ ツ（長袖）	仮眠用寝 袋・敷きパッ ド、ウィンド ブレーカー、 小型プロジ ェクター等

歳末警戒手当

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付人数	700 人× 延べ4 回	700 人× 延べ4 回	700 人× 延べ4 回	700 人× 延べ4 回	700 人× 延べ4 回

優良消防団員表彰

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
表彰人数	28 人	32 人	27 人	29 人	29 人

* 令和4年度予算額 20,951千円

5. 防火防災対策助成（防災安全・国民保護担当）

区民に対して防火防災思想を啓発する各防火防災協会を「品川区防火防災協会補助金交付要綱」に基づき支援します。

補助金交付実績

単位：千円

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
品川防火防災協会	405	406	406	407	407
大井防火防災協会	407	406	407	407	407
荏原防火防災協会	388	388	387	386	386
決算金額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

* 令和4年度予算額 1,200千円

4. 防災普及教育（啓発・支援係）

防災に関する情報を様々な手段を利用して積極的に提供し、区民などの防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めます。



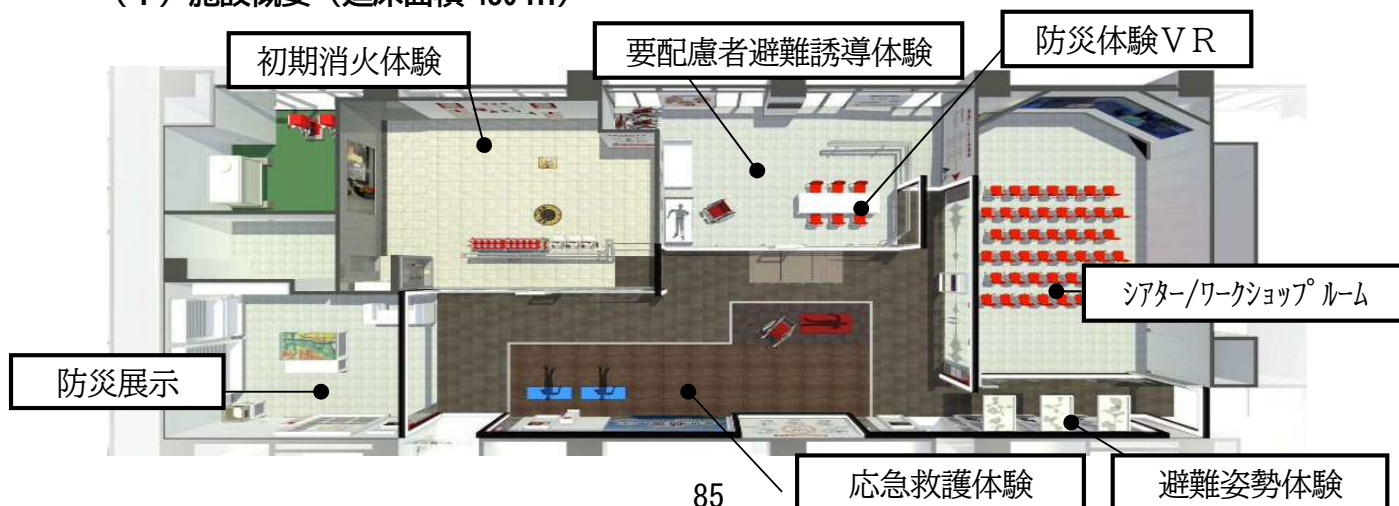
1. しながわ防災体験館運営

平成28年3月11日にリニューアルオープンした体験型の防災普及教育施設である「しながわ防災体験館」の運営業務と施設や設備機器の維持管理を行っています。本物のスタンバイパイプを使用した初期消火体験、要配慮者避難誘導体験およびシアター/ワークショップルームなどを活用し、防災意識の更なる向上に努めています。

日本語の他に、英語、韓国語および中国語の字幕も併記し、日本人だけでなく、外国人も利用しやすいものとしています。開館日は日、火～金（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後5時までとし、より多くの方が利用できるようにしています。

令和4年度からは、家庭用消火器あっせん販売や感震ブレーカーの設置補助、防災ラジオの販売などについて、しながわ防災体験館での電話受付を開始し、分かりやすい申請窓口の実現を図ります。

（1）施設概要（延床面積 480 m²）



① 防災展示

非常持出品など、家庭で日頃から備えるものを実際に手に取って見ることが出来ます。また、品川シェルターやマンホール耐震化模型などを設置し、その仕組みが分かるようにしています。

令和4年度より、受付横にて防災普及教育DVDの貸出業務を開始しました。

② 初期消火体験

訓練用消火器、スタンドパイプおよび屋内消火栓で、実際に放水することができます。スタンドパイプを体験する時に開閉する消火栓の蓋は、実際の道路にあるものと同一であり、蓋の重さや開閉することの困難さなどを体験できます。



③ 要配慮者避難誘導体験

自分で避難することが困難な要配慮者などに見立てた人形を使用し、車椅子にて搬送する体験や、高齢者疑似体験セットを活用して高齢者の立場を体験することができます。



④ シアター/ワークショップルーム

普及啓発映像として区民向け、子ども向けおよび区内事業者向けの3種類を用意しています。また、しながわ防災学校や親子で防災体験などのワークショップを実施するスペースとして活用しています。



⑤ 避難姿勢体験

火災時に充満する煙に巻き込まれないために、身を低くした正しい避難姿勢を体験できます。

⑥ 応急救護体験

心肺蘇生法やAEDの操作方法を訓練用の人形を使用しながら、スタッフの指導のもと実践的な体験をすることができます。



⑦ 防災体験VR（バーチャル・リアリティ）

最新の技術を活用した防災体験VRで、災害時の様相をよりリアルに体験することができます。

<主な体験内容>

- ・マンション室内における長周期地震動
(区オリジナル)
- ・地震発生直後の避難 (区オリジナル)
- ・ビル火災からの避難

※各種防災訓練や防災講演での使用もできます。



運営実績

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数	254 日	255 日	229 日	207 日	240 日
入場者数（延）	10,809 人	12,385 人	11,804 人	2,696 人	5,357 人

※令和元年度は3月3日～31日までの期間で、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大防止のため休館

※令和2年度は4月1日～5月31日までの期間で、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大防止のため休館

※令和3年度は4月27日～5月11日までの期間で、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大防止のため休館



（2）親子で防災体験

楽しく防災を学ぶ場として、親子を対象にワークショップを実施しています。

消火器を使った的当てゲームや、アクセサリーづくりを通じてロープの結び方を学ぶなど、楽しみながら防災に関する実践的な体験ができる内容となっています。



区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加者数	213 名	265 名	296 名	61 名	350 名
回数	24 回	24 回	21 回	4 回	24 回

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月～1月に予定していた計20回が中止。2月より再開

2. 防災フェア

区民の防災意識の高揚を図るため、防災フェアを開催し、各防災機関の取り組み状況を展示・公開しています。

<主なコーナー、展示など>

- 品川区：ポイントラリーによる景品交換、防災フェアオープニングセレモニー（感謝状贈呈式）、カレーの炊き出し、防災課ブース（防災体験VRを設置）の出展
- 消防署：車両展示、ハイパーレスキュー救出救助演習、ミニ消防カー乗車体験、はしご車乗車体験、ブース出展
- 警察署：車両展示、クイズ形式による防災まめ知識教養、ブース出展
- 自衛隊：車両展示、豚汁炊き出し、ブース出展
- 品川縄保存会：木遣り・縄振りの実演
- その他関係団体：ブース出展（防災関係情報の啓発、案内、相談対応など）



区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催日	3月10日	3月9日	中止※1	3月13日 (中止) 3月14日～ 4月30日※3	3月11日 (中止) ※5
入場者数※2	1,346	1,798	—	587※4	46※6

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止(3月14日実施予定)

※2 累計入場者数 190,483 人(昭和58年～)

※3 3月13日イベントは中止、体験館イベントのみ開催

※4 体験館イベント参加者

※5 防災フェアは中止、代替オンラインイベント(おうち防災運動会)を開催

※6 代替オンラインイベント(おうち防災運動会)の参加組数

3月の防災フェアに向け、1年を通してイベントや情報発信などの様々な取り組みを行い、区民の防災意識の向上を図ります。

<主なイベント予定、情報発信手段>

SNS(Instagram)での情報発信や各種イベントでの啓発ノベルティの配布等を行い、防災意識の向上を図るとともに、子ども用防災服の作成や品川歴史館での防災展示、区内企業との合同企画など、防災へ興味を持つきっかけとなる企画を実施します。

3. しながわ防災学校

防災区民組織、事業者、区民などが、品川区災害対策基本条例に示す「努め」に応じて災害の予防・応急・復興対策におけるそれぞれの「役割」を果たし、各対策活動を実践できるようにするとともに、これらの活動の中心となる「しながわ防災リーダー」を育成し、しながわの地域防災力の向上を図ります。

(1) 対象者別研修(会場：しながわ防災体験館、オンライン開催など)

①防災区民組織コース

- ・地域防災ベーシックコース：災害対策に必要な知識／避難誘導など
- ・地域防災ステップアップコース：災害対応に必要な基礎技術／避難所運営など
- ・地域防災フォローアップコース：防災リーダーとして必要な心構えや知識など

②事業所コース：一斉帰宅の抑制／事業継続対策の実施など

③Kidsサマークラス(一般向けコース)：個人の初動対応／家庭で取り組むべき対策など

④福祉関係者コース：防災に関する基礎知識や／福祉と防災の関わりについてなど

(2) テーマ別研修(会場：区施設、オンライン開催など)

一般向けコース：乳幼児親子の防災対策、ペットの防災対策など

(3) 現場型研修（会場：地域の会館、集会所など）

・地域実践コース（出前）：避難誘導ワークショップ／防災マップ作成など

・地域コミュニティコース：防災マップ・便利グッズの製作／日頃からの備えなど

※新型コロナウイルス感染症に対応した実施方法として、e ラーニングを開始（令和 2 年度試行、令和 3 年度実施）（令和 3 年度申込者：40 名、受講修了者：基本編 30 名、風水害編 12 名、地震編 14 名）



コース名		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
防災 区民 組織 コース	地域防災 ベーシッ クコース	5 回	77 名	5 回	67 名	5 回	60 名	—※3	—※3	3 回	44 名
	地域防災 ステップ アップコ ース	3 回	62 名	3 回	61 名	3 回	46 名	—※3	—※3	3 回	35 名
	地域防災 フォロー アップ	—	—	—	—	—	—	—※3	—※3	2 回	74 名
事業所コース		3 回	49 名	2 回	58 名	3 回	122 名	—※3	—※3	2 回	34 名
Kids サマークラス （令和元年度まで 家庭・区民コース）		5 回	95 名	8 回	213 名	6 回	157 名 ※2	—※3	—※3	6 回 ※5※6	96 名
一般向けコーステ ーマ別（令和元年度 まで防災カフェ）		4 回	599 名 ※1	6 回	745 名 ※1	5 回	490 名 ※1 ※2	—※3	—※3	5 回 ※7	60 名
地域実践コース		15 回	457 名	21 回	528 名	17 回	692 名 ※2	4 回※4	94 名	11 回 ※8	167 名
地域コミュニティ コース		—	—	—	—	—	—	2 回	13 名	12 回 ※9	369 名

- ※1 子育てメッセのブースにて資料などを配布した数を含む。
- ※2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭・区民コース1回・防災カフェ1回・地域実践コース3回を中止とした。
- ※3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止
- ※4 うち2回は書面開催
- ※5 7～8月の夏休み期間中で実施予定だったが、緊急事態宣言発令により1～2月に延期し、Kids ウィンタークラスとして実施した。
- ※6 うち1回は「Kids オンライン」としてオンライン版で開催
- ※7 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、すべてオンライン開催
- ※8 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、6回を中止とした。オンライン版で実施した2回を含む。
- ※9 E-ラーニング(3回、人数は修了者数)および福祉関係者向け防災基礎講習(5回、オンライン試行版)を含む。

4. 高層マンションにおける防災対策の強化

災害時におけるマンション内の住民同士や地域との助け合いによる備えを強化します。

(1) マンション防災アドバイザーの派遣

職員をマンション防災アドバイザーとしてマンションへ派遣し、防災セミナーなどを実施します。



(2) 高層マンション防災訓練の実施

マンションの防災訓練の企画運営をサポートし、消防署と連携した防災訓練を実施します。

種別	内容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		件数	参加人数	件数	参加人数	件数	参加人数	件数	参加人数	件数	参加人数
講演	マンションの防災対策	8 件	150 名	6 件	153 件	5 件	131 名	2 件	87 名	9 件	104 名
訓練	地震体験車、初期消火訓練、応急救護訓練、安否確認訓練など	4 件	101 名	9 件	290 件	9 件	225 名	6 件	92 名	4 件	76 名

5. 地震体験車などによる防災教育

区内学校や事業者、地域の防災訓練などにおいて、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、事前の防災対策や発災時の初動対応について啓発しています。



区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地震体験車による防災教育	106 回	100 回	80 回	13 回	29 回
	8,301 人	8,476 人	6,798 人	847 人	1,361 人
煙体験による防災教育	17 回	17 回	19 回	0 回	0 回
	2,424 人	2,461 人	2,161 人	0 人	0 人

※ 令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、密を生じさせてしまう煙体験の受付を停止

6. ポスターコンクールの開催

区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに応募者全員の作品を展示しています。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募作品数	468 点	451 点	443 点	中止	410 点

《金賞受賞作品》（令和3年度）

小学校の部



中学校の部



7. しながわ防災ハンドブック・品川区防災地図

平成24年度に作成した「わが家の防災ハンドブック」をリニューアルし、最新の情報や課題を反映した防災知識を普及するとともに、防災意識を啓発するため、「しながわ防災ハンドブック」と「品川区防災地図」を平成30年度に、英語、韓国語および中国語の3か国語版並びに音声コード対応版を令和元年度に作成しました。

令和4年度は、風水害時の避難場所等の避難情報を更新するため、「品川区防災地図」をリニューアルし、品川区民へ全戸配布を行います。



8. 着ぐるみ作成

「しながわ防災キャラクター ジージョくん」の着ぐるみをリニューアルします。より親しみやすい見た目とし、各種防災訓練・イベントに出演することで、親子層を中心に更なる防災の普及・啓発を図ります。

9. 子どもBOOK

小学一年生とその保護者を対象に、親子で学べる防災絵本を配布し防災教育を図ります。小学校入学により通学等で一人で行動することが増えることや、家族にとってもライフステージが変わることから、災害への備えを見直すきっかけ作りをします。

＊ 令和4年度予算額 105,102千円

5. 防災訓練（防災安全・国民保護担当）

自助・共助のための防災訓練を支援するとともに、職員の災害対応能力向上のための各種訓練を実施し、災害発生時の対応に備えています。

1. 総合防災訓練（防災安全・国民保護担当）

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識（自助・共助）の高揚を図るため、各地区の防災協議会が主催する訓練を支援します。

また、令和3年度より各訓練会場に「手話通訳者」を派遣し、聴覚障害者が防災訓練に参加しやすい環境を整え、地域全体の防災力を向上させるとともに、地域住民との交流を図れるよう計画しました。

なお、令和4年度の各地区総合防災訓練は、東京都・品川区合同総合防災訓練により多くの区民の参加を促すことにより代替える予定です。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
地区数	5 地区	11 地区	10 地区	中止	6 地区
参加人数	5,643 人	11,637 人	10,207 人	中止	980 人 (2,898 人)

※平成 29 年度は雨天などのため 7 地区が中止

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全地区が中止

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小実施や分散実施となった。

(2,898 人) は、総合防災訓練期間中（令和 3 年 9 月 1 日～11 月 30 日）に行われた町会・自治会単位での訓練への参加延べ人数

<主な訓練内容>

・初期消火訓練・応急救護訓練・煙体験・地震体験・一斉放水・親子で防災体験など

放水訓練



傷病者搬送訓練



2. 区内一斉防災訓練（避難所訓練、災害対策本部運営訓練）（防災安全・国民保護担当）

大規模震災の発生に備え、区民と区役所などの関係機関が同一の状況下で訓練を実施し、災害発生時の対応を確認しています。

（1）避難所訓練

区民による避難所の開設・運営要領の習熟を目的とし、避難所運営本部立ち上げ、避難者の受付、備蓄物資の確認、名簿作成訓練、仮設トイレ設営、災害用伝言ダイヤル体験、新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル対応訓練などを実施しています。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
避難所訓練 会場数	43 会場	46 会場	45 会場	11 会場	29 会場
参加人数	18,027 人	5,975 人	16,236 人	544 人	7,846 人
うち職員数	1,225 人	823 人	1,297 人	293 人	616 人

※平成 29 年度、令和元年度、令和 3 年度は、土曜日（学校登校日）に実施（児童生徒含む）

※令和 2・3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加避難所、人数が大きく減少

受付訓練



非常電源供給確認



（2）災害対策本部運営訓練

災害発生時における職員の初動活動要領の習熟を図るため、災害対策本部の運営や各機関との連携などを避難所訓練と連動させて実施しています。

3. 風水害対応本部訓練（防災安全・国民保護担当）

集中豪雨や台風などによって発生する風水害時における職員の災害対策本部運営の習熟を図ることを目的として、図上訓練を実施しています。

訓練実績

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施日	6 月 13 日	6 月 13 日	6 月 5 日	6 月 5 日	6 月 2 日
参加人員	228 人	132 人	128 人	38 人	121 人

<主な訓練内容>

- ・災害対策本部各部の運営訓練、災害対策本部審議訓練、被災情報管理システムを活用した情報連絡・情報共有訓練

訓練の様子



4. 水防訓練（防災安全・国民保護担当）

水防活動能力の向上を図り、浸水などによる区民の生命、身体および財産の被害を軽減させるため、品川区と消防・町会・学校・鉄道事業者などの関係機関が合同で実働の水防訓練を実施しています。

訓練実績

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施日	5 月 20 日	5 月 19 日	5 月 18 日	中止	中止
参加人員	583 人	534 人	475 人		

※令和 2・3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

<主な訓練内容>

- ・指揮本部設置・運営訓練・情報収集活動訓練（ドローン活用含む）・積み土のう工法訓練、災害廃棄物処理対応訓練など

全体の様子



土のう作成の様子



積み土のう工法訓練



5. 避難施設開設訓練（防災安全・国民保護担当）

集中豪雨や台風シーズンを前に、職員における自主避難施設等の開設要領を確認することを目的として、鍵の開錠、セキュリティの解除、本部との連絡、備蓄倉庫および各施設の確認、受付場所、ペットの避難場所、各機資材の配置、間仕切りの構成などを実働で訓練しています。

区 分	令和 3 年度
実施日	5 月 22 日
実施場所	城南小学校 芳水小学校 立会小学校 豊葉の杜学園
参加人員	79 人

受付設営の様子



テント設営の様子



6. 災害対策職員待機寮防災訓練（防災安全・国民保護担当）

災害対策職員待機寮は、夜間休日など職員の勤務時間外に発生した災害時の初動対応に従事する職員を確保するための住宅です。

待機寮に居住する職員の災害発生時の活動要領を習熟させるため、定期的に防災訓練を実施しています。

訓練実績

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
回数	21	22	23	18	20

<令和 3 年度実施内容>

- ・礼式
- ・職員参集・安否確認システムによる通信
- ・座学「区民避難所について」
- ・資器材取扱講習
- ・座学「災害対策本部について」
- ・応急手当に関する e ラーニングの受講



7. 東京都・品川区合同総合防災訓練の実施（防災安全・国民保護担当）

9 月 1 日の「防災の日」を含む防災週間にあわせ、毎年各区市町村と都が合同で実施しており、品川区では令和 4 年度、45 年ぶりに実施します。

震災発生直後における自助・共助態勢確立を促進させるとともに、災害時に区・都・警察・消防・自衛隊・事業者・団体等の防災関係機関が実施する応急対策に関する確認・検証および相互連携の強化ならびに区民に対する防災意識の向上を図ります。

<主な訓練内容>

日	訓練名	訓練場所
9月2日(金)	災害対策本部審議訓練	区災害対策本部室
9月3日(土)	避難所運営訓練 (親子防災学校、避難所運営訓練)	小山台小学校
	自助・共助訓練、展示・体験訓練	林試の森公園
	緊急支援物資搬送訓練	大井競馬場等
	船舶等を利用した物資等搬送訓練	目黒川
9月4日(日)	救出救助等活動訓練	西大井広場公園
	医療救護班訓練	しながわ中央公園ヘリポート
	検視・検案・身元確認訓練	中小企業センター
	防災サッカー	しながわ中央公園

* 令和4年度予算額 29,357千円

6. 地域との連携（計画係、防災安全・国民保護担当）

1. 事業所の地域協力（防災安全・国民保護担当）

地域・事業所・行政の三者で「地域防災対策三者連絡会議」を構成し、地域の連携強化および防災力向上を図ります。

地域防災対策三者連絡会議 会議実施状況（参加団体数）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
品川第二	3町会/6社	4町会/4社	中止※	書面開催※	書面開催※
大崎第一	3町会/7社	4町会/7社	3町会/5社	書面開催※	書面開催※

※令和元年～3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止および書面開催

地域防災対策三者連絡会議 防災訓練実施状況（参加者数）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
品川第二	182	226	229	中止※ ¹	55※ ²
大崎第一	123	雨天中止	雨天中止	中止※ ¹	中止※ ¹

※¹ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

※² 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため人数制限を設けて縮小実施

簡易トイレ組み立て訓練



結索訓練



2. 災害時協力協定（計画係）

事業者や団体などが有する専門技術や施設を、災害時に区の応急活動に提供いただくことを定める災害時協力協定の締結を進め、災害時の応急活動体制の強化を図ります。

区 分	平成 29 年度 以前	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	合 計
協定 締結数	150	10	5	6	11	182

分野別協定締結数

（令和 3 年度末）

分 野	主な内容	協定数
医療救護	医療などの応急救護活動、医薬品の供給	8
物資供給	飲料水、食料、生活物資、石油、プロパンガスなどの供給	24
緊急輸送	協力隊の出動、車両供給、応急救護物資、要員輸送	5
避難収容	補完避難所、二次避難所、福祉避難所、一時待機場所（津波避難施設含む）、一時滞在施設の提供など	94
災害広報	警報、地震予知情報の伝達、避難勧告・指示などの伝達、避難者の救難・救助、交通規制・緊急輸送に関する広報の実施	3
施設等復旧	区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去など	14
相互援助	飲料水、食糧品の供給、被災者の一時受入れ、建築資材・仮設住宅用地の供給、職員の派遣、資器材の供給など （相互支援対象自治体：93 区市町村）	10
役務提供	従業員の派遣、避難所運営補助など	8
その他	郵便差出箱の設置、し尿処理、情報連絡員派遣、標識の設置、栈橋の使用、ボランティアセンターなど	23
分野別 協定締結数（A）		189
分野が重複する協定数（B）		7
協定締結数（A-B）		182

災害時協力協定



協力事業者を表すステッカー



7. 避難所運営体制の整備（防災設備係、啓発・支援係、避難体制係、防災安全・国民保護担当）

避難所運営の体制を平素から整備するとともに、災害時に必要な応急物資の確保および各避難所に対し物資を輸送する体制を整備します。

1. 避難所運営体制の整備（避難体制係）

災害時、地域の避難拠点となる区立小中学校などに、区民避難所として必要な設備と災害対策用備蓄物資（2. 災害時応急物資の確保（2）参照）を計画的に備蓄し、避難所機能の充実を図ります。また、平時に避難所連絡会議を開催し、避難所の開設や運営の手順、方策などを協議して円滑に避難所が運営できるよう避難所毎にマニュアルを整備するとともに訓練を実施し、体制を強化します。令和3年度には、基本事項の変更や物資の拡充に伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル【品川区標準版】」を更新しました。令和4年度も引き続き避難所における感染症対策を進めます。



（1）避難所運営（避難体制係、防災安全・国民保護担当）

防災区民組織、施設管理者、区で構成する避難所連絡会議を開催し、避難所の開設・運営の手順を話し合い、避難所運営マニュアルに反映しています。また、その検証のため、訓練を実施しています。

区分(実施避難所数)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
避難所連絡会議	52	51	51	55	54
避難所訓練	8	6	8	3	5

（2）避難看板設計委託（防災設備係）

令和3年度に実施した避難看板等現況調査委託において検討した、区内52箇所の区民避難所や防災情報の記載がある総合的な防災看板等について、設置に向けた設計・検討を行います。また、今後の適切な施工、維持管理にむけた検討を行います。なお、令

和 5～6 年度に看板設置工事を行う計画です。

(3) 広域避難場所看板更新工事（防災設備係）

令和 3 年度に実施した避難看板等現況調査委託において、
広域避難場所周辺に設置されている案内看板を調査しました。
調査結果に基づき、より見やすくするための修繕を行います。



(4) 広域避難場所運営マニュアルの作成（避難体制係）

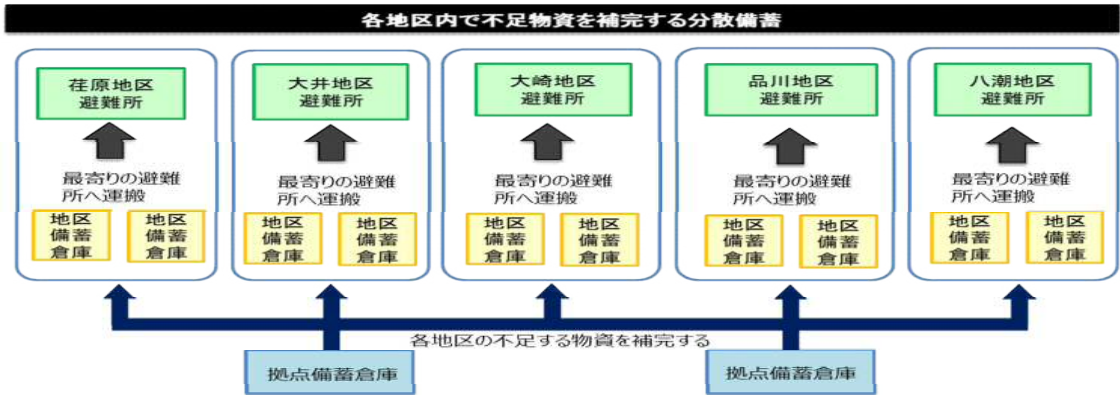
大地震等に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所である広域避難場所が東京都により 10 か所指定されています。区職員の災害発生前後において必要となる体制、取組等について整理し、広域避難場所に所在する施設・敷地を対象として共通の運用マニュアルを作成します。

＊ 令和 4 年度予算額 48,184 千円

2. 災害時応急物資の確保（避難体制係・防災設備係）

災害時に区民避難所などで不足した応急物資を迅速に供給するため、災害用備蓄物資を区内 5 地区に物資を分散して備蓄しています。また、飲料水・生活用水などを確保するために設置した井戸・ろ過機の維持管理を行います。

分散備蓄の考え方



(1) 主な区災害対策備蓄倉庫

名 称	面積(㎡)	名 称	面積(㎡)
品川備蓄倉庫	233	御殿山倉庫	101
天王洲倉庫	186	大崎備蓄倉庫	180
大崎西口公園内備蓄倉庫	57	目黒駅前備蓄倉庫	118
西五反田六丁目備蓄倉庫	57	しながわ中央公園内備蓄倉庫	416
西品川一丁目備蓄倉庫	260	大井備蓄倉庫	316
大井一丁目備蓄倉庫	77	西大井倉庫 (J タワー内)	48

名 称	面積(㎡)	名 称	面積(㎡)
八潮 22 号棟備蓄倉庫	231	八潮 38 号棟備蓄倉庫	394
八潮南備蓄倉庫	256	しながわ区民公園内備蓄倉庫	109
荏原備蓄倉庫	54	中延備蓄倉庫	120
都立大崎高等学校倉庫	20	戸越備蓄倉庫	378
荏原平塚備蓄倉庫	35	ゆたか教職員待機寮内備蓄倉庫	59
東中みんなの広場内備蓄倉庫	27	平塚二丁目備蓄倉庫	34
旗の台三丁目防災倉庫	73	伊藤職員待機寮内備蓄倉庫	196
旧東品川清掃作業所備蓄倉庫	370	東大井職員待機寮内備蓄倉庫	23
合 計		28 カ所 4,428 ㎡	

(2) 備蓄品などの管理

区民避難所には、区立学校など 52 箇所を指定し、各避難所に次の備蓄品などを配備しています。

分類	品 名	数 量	品 名	数 量
食料品	アルファ化米・ビスケット	3,000 食	梅干	500 粒
	梅粥	150 食	飲料水	1,800ℓ
	アレルギー対応食料品	100 食	粉ミルク（アレルギー対応含む）	26 缶
	野菜ジュース※1	510 缶		
分類	品 名	数 量	品 名	数 量
資機材等	鍋・カマドセット	2 組	非常用発電装置	1 台
	L P ガスバーナー	1 台	特設公衆電話	5 台
	固形燃料	72 個	仮設トイレ用便槽	5～12 槽
	給水容器（20ℓ）	30 個	レスキューセット	1 セット
	ろ過機	1 台	ソーラーパネル付ポータブル蓄電池	1 台
	受水槽遮断装置	1 台		
分類	品 名	数 量	品 名	数 量
生活用品等	毛布	500 枚	トイレットペーパー	100 巻
	エアーマット	100 枚	おむつなど	1,500 枚
	防水シート	50 枚	生理用品	120 枚
	仮設トイレ	5 基	医療ミニセット	2 セット
	洋式トイレ用台座	5 台	医療資材セット*	1 式
	組立式簡易トイレ	100 回	手指消毒液	60～120 本
	簡単トイレセット	5,000 回	照明（ランタン）	10 個
	マスク	6,000 枚	フェイスシールド	100 枚
	感染症対策セット	1 式	ペーパー歯磨き※2	810 回分

*救護所指定校のみ

- ※1 令和3年度から継続して購入し、令和4年度完了予定（目標数1,020缶）
- ※2 令和3年度から計測して購入し、令和5年度完了予定（目標数2,010回分）



（3）要配慮者向け備蓄物資の拡充

令和4年度は、要配慮者向けの食料品の備蓄を行います。乳幼児や高齢者等に配慮した食品、乳幼児・高齢者用等おせんべい（※1）や、腎臓病等によりたんぱく質の摂取制限がある方に向けた食品、低たんぱく米（※2）の備蓄を行います。



※1



※2

※1. 令和4年度から継続して購入し、令和7年度完了予定（目標数21,000袋）

※2. 令和4年度には、一食分の置換えとして一括で購入予定（目標数1,400食）

（4）備蓄物資輸送・倉庫管理体制の強化

災害時に必要な応急物資の確保・管理とともに物資の輸送体制整備を強化していきます。令和4年度より物流事業者等と連携し、平時の物流拠点・備蓄物資輸送・倉庫管理を実施するとともに、発災時の物流体制を構築します。

物流拠点（京浜トラックターミナル）



ターミナル全体図



ターミナル内荷捌き場

(5) 新型コロナウイルス感染症対策

避難所における感染症対策のため、マスクや手指消毒液を増備しました。また、避難所運営のための感染症対策セットとして、非接触型温度計、フェイスシールド、ゴム手袋等の受付用品、泡ハンドソープ、ペーパータオル等のトイレ用衛生用品、除菌スプレー、雑巾等の除菌清掃用品を配備しました。令和4年度は引き続き、間仕切り等の拡充を行います。

(6) 備蓄物品の現況（学校備蓄分含む区全体）

東京都の被害想定では、区内の避難所生活者は約12万人とされています。食糧については、都と区の役割分担により、区は1日分（36万食）を備蓄する必要がありますが、高齢者などに配慮した食糧を含め、36万食に予備を加えた約51万食を備蓄しています。また、避難所生活に必要な毛布は12万枚、簡易トイレは約184万回分を確保しています。

備蓄物品（保存期間）		備蓄量
ビスケット（5年）		175,500食
アルファ化米（アレルギー対応食を含む）（5年）		325,000食
梅がゆ（高齢者等向け）（5年）		8,700食
粉ミルク（1年半）		1,392缶
アレルギー用粉ミルク（1年半）		116缶
ミネラルウォーター（飲料水）（5年）		120,000ℓ
梅干（5年）		29,000粒
※野菜ジュース（5年）（令和4年度購入30,000缶）		120,000缶
毛布		120,000枚
簡易トイレ（15年）便袋タイプ		1,838,800回
ペーパー歯磨き（8年）（令和4年度購入48,000包）		384,000包
帰宅困難者用	アルファ化米（5年）	31,650食
	ビスケット（5年）	21,280食
	ミネラルウォーター（飲料水）（5年）	12,972ℓ

※野菜ジュースは令和3年度から4年間で備蓄完了の予定

※ペーパー歯磨きは令和3年度から8年間で備蓄完了の予定

(7) 水の確保

① 飲料水

飲料水は1人1日3ℓ、3日分の備蓄が必要とされています。12万人の避難所生活者には108万ℓの備蓄が必要ですが、区は発災時に約480万ℓ（約4,800m³）を供給する体制を整えています。

発災時には①区内の4箇所の給水施設の利用、②各避難所の受水槽の活用、③ペッ

トボトル飲料水の提供、④消火栓および区民避難所の応急給水栓からの供給（上水道が無事な場合に限る）などにより安全な飲料水を確保しています。

また、令和4～5年度に区民へ配布する給水袋(6ℓ)を30,000枚を配備予定です。

震災対策用応急給水施設一覧

所在地		保有水量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	1,500 m ³
しおじ公園	品川区八潮 5-6	1,500 m ³
林試の森公園	目黒区下目黒 5-37	1,500 m ³
八潮高校	品川区東品川 3-27-22	100 m ³
合 計		4,600 m ³

② 生活用水

区立学校などのプールや震災対策用井戸の水などを利用します。

震災対策用井戸

所在地		日量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	約 170 m ³
荏原第一中学校	品川区荏原 1-24-30	約 260 m ³
西大井広場公園	品川区西大井 1-4-10	約 250 m ³
合 計		約 680 m ³

※荏原第一中学校については、設置していた震災対策用井戸の能力が低下し、水量が大きく減水しているため、令和3年度に改修を行いました。

ろ過機の現況（令和3年度末現在）

種 別	保有台数
エンジン式ろ過機	16 台
手動式ろ過機	37 台
合 計	53 台

※その他に給水機器 2 台有り

手動式ろ過機



(8) 電力・燃料の確保

発災時の照明、通信手段などの電力を確保するため、各区民避難所には非常用発電設備を備えており、年2回の点検を行っています。また、被災者の重要な情報収集手段であるスマートフォンなどを充電するため、ソーラーパネル付ポータブル蓄電池※を、区民避難所をはじめとした区有施設へ配備しています。この他、災害対策備蓄倉庫には発電機を備蓄しています。

※蓄電池 62台（区民避難所 52箇所 区有施設 10箇所）

種 別	保有台数
ガソリン発電機	120 台
ディーゼル発電機	20 台
合 計	140 台



(9) 避難所生活環境改善

風水害などにより住家を失い、避難生活が長期化した時に生活環境の悪化が懸念されます。令和4年度は引き続き、避難生活の環境改善のため、エアーマットの追加配備を行います。

＊ 令和4年度予算額 189,538千円

8. 帰宅困難者対策の整備（避難体制係）

1. 駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営

災害時に発生するターミナル駅周辺の滞留者および帰宅困難者ならびに帰宅支援対象道路沿線の徒歩帰宅者を支援するため、地域の住民、事業所、各種団体および防災関係機関が対策・体制を検討するための協議会を設置し、滞留者支援ルールを作成や防災訓練を実施します。区は、協議会の運営支援を行います。

＜訓練【大崎駅協議会】＞



令和3年度は、テレビ会議システムを併用した協議会開催など、参加事業者のテレワーク環境を踏まえた協議会活動を進め、事前学習訓練、WEB掲示板（試行版）投稿訓練、活動拠点立ち上げフェーズを主とした実動訓練、活動備品の確認や拠点の立ち上げ手順の確認訓練等を実施し、帰宅困難者対策への理解と協議会の連携を強化しました。さらに、各協議会に防災タブレットを1台ずつ配備し、情報共有体制の充実に図りました。令和4年度は、引き続き参加事業者のテレワーク環境を踏まえた協議会活動を進めながら、新規配備した防災タブレットを用いて区災害対策本部と協議会の連携訓練等を実施し、情報共有体制を強化します。

協議会名 (設立年月)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
国道 15 号徒歩帰宅者支援対策協議会 (25 年 12 月)	救出救護訓練、情報連携訓練、支援ルール修正	三者連絡会議防災訓練への参加、情報連携訓練、支援ルール修正	三者連絡会議防災訓練への参加、情報連携訓練、支援ルール修正、講演会、活動報告会	事前学習訓練、WEB掲示板を活用した情報伝達訓練、備品確認訓練、滞り者支援ルール修正、連絡会、意見交換会	三者連絡会議防災訓練への参加、事前学習訓練、WEB掲示板（試行版）投稿訓練、備品確認訓練、滞り者支援ルール修正、講演会、活動報告会
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会 (25 年 5 月)	実動訓練、地域ルール修正	実動訓練、滞り者支援ルール修正	実動訓練、滞り者支援ルール修正、講演会、活動報告会	事前学習訓練、WEB掲示板を活用した情報伝達訓練、備品確認訓練、滞り者支援ルール修正、連絡会、意見交換会	事前学習訓練、活動初期における対応手順確認訓練、滞り者支援ルール修正、講演会、活動報告会
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会 (27 年 4 月)	情報連携訓練、地域ルール修正	現地確認および情報連携訓練、滞り者支援ルール修正	拠点立上げ訓練および情報連携訓練、滞り者支援ルール修正、講演会、活動報告会	事前学習訓練、WEB掲示板を活用した情報伝達訓練、備品確認訓練、滞り者支援ルール修正、連絡会、意見交換会	事前学習訓練、WEB掲示板（試行版）投稿訓練、備品確認訓練、拠点の立ち上げ手順の確認訓練、滞り者支援ルール修正、講演会、活動報告会
大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 (29 年 3 月)	都市再生安全確保計画作成	—	—	—	—
大崎駅周辺帰宅困難者対策協議会 (30 年 7 月)	—	設立、滞り者支援ルール（基本方針編）作成	滞り者支援ルール（行動手順編）作成、図上訓練、講演会、活動報告会	事前学習訓練、WEB掲示板を活用した情報伝達訓練、備品確認訓練、滞り者支援ルール修正、連絡会、意見交換会	事前学習訓練、活動拠点立上げフェーズを主とした実動訓練、滞り者支援ルール修正、講演会、活動報告会

五反田駅周辺帰宅 困難者対策協議会 (30年8月)	—	設立、滞留者 支援ルール (基本方針 編)作成	滞留者支援 ルール(行動 手順編)作 成、図上訓 練、 講演会、活動 報告会	事前学習訓 練、WEB掲 示板を活用 した情報伝 達訓練、備品 確認訓練、滞 留者支援ル ール修正、連 絡会、意見交 換会	事前学習訓 練、活動拠点 立上げフェ ーズを主と した実動訓 練、滞留者支 援ルール修 正、講演会、 活動報告会
---------------------------------	---	----------------------------------	--	--	--

2. 一時滞在施設の拡充

災害発生時、観光や買い物などで区内を訪れていた、行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の拡充を推進します。現在、区有施設は7施設、区内都立施設は7施設を一時滞在施設に指定しています。また、災害時協力協定を締結し、区内の民間事業所などの51施設が一時滞在施設として提供されることになっており、今後も拡充を進めます。

3. 帰宅困難者用備蓄物資の確保

災害時、帰宅困難者が一時滞在施設に滞在する際に必要な物資を購入・管理しています。各一時滞在施設に受入れ人数に応じて3日分の食糧、飲料水、毛布、簡易トイレなどを保管しています。令和元年度からは主要駅（目黒・五反田・大崎・大井町）においてスマートフォンなどの充電ができるよう、蓄電池を駅周辺の備蓄倉庫に保管しています。また、帰宅困難者用備蓄物資を適正に配備するため、令和3年度は備蓄物資の充実や帰宅困難者用備蓄物資配備方針の作成、備蓄物資のシステム管理を実施しました。令和4年度は、令和3年度に作成した備蓄物資配備方針をもとに配備を進めます。



* 令和4年度予算額 35,613千円

9. 初動体制の整備（計画係、防災安全・国民保護担当）

災害発生時に迅速に対応できるように、職員の初動体制を整備します。

1. 職員等緊急連絡システム（計画係）

災害発生時に、職員の安否確認と速やかな参集を促進するため、緊急情報を電子メールと機械音声で区職員に一斉配信します。

2. 災害監視業務委託（計画係）

首都直下地震や気象状況の急変など、緊急事象が夜間休日に発生した場合に備え、区職員が参集するまでの情報収集や応急対応を委託し、区の初動体制の強化を図ります。

3. 防災気象情報提供業務（計画係）

気象に関する情報を職員向けに配信し、区の行う水防活動を支援します。

4. 災害対策本部室の機能強化（計画係、防災安全・国民保護担当）

災害対策本部に入る情報の整理・共有を迅速化し的確な判断に役立てるため、電子作戦卓および電子ホワイトボードを導入し、初動体制の強化を図りました。

荒天時でも運用可能な災害対策用無人航空機（以下、ドローン）により被災状況を迅速に把握するとともに、多言語で避難誘導アナウンスができる体制を整備しています。

（1）災害対策用ドローンの導入

画像伝送システムを使用しドローン撮影映像がリアルタイムで災害対策本部に伝送可能になるとともに、搭載されたスピーカーを使用したアナウンスにより、滞留者の誘導や情報提供などの運用が可能です。訓練により運用体制の強化を引き続き図ります。

（2）ドローン操縦パイロット養成

令和3年度、「JUIDA 認定ライセンス 操縦技能証明証」を2名、「JUIDA 認定ライセンス 安全運行管理者証明証」を1名、防災課職員が取得しました。令和4年度もパイロットを養成すべく同ライセンス取得させ、運用体制基盤の拡充を図ります。



5. 品川区強靱化計画（計画係）

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含め、総合的に取り組むため、令和3年度に品川区強靱化計画を策定しました。今後も計画的な施策の実施に努め、強靱な地域づくりを推進します。

6. 品川区災害廃棄物処理計画（計画係）

人命救助などの応急救助活動や区民の生活再建の妨げになる災害廃棄物を円滑に処理ができるよう、あらかじめ災害廃棄物処理に必要な事項を定めた、品川区災害廃棄物処理計画を令和3年度に策定しました。災害時における区民生活の早期再建を図ります。

7. 災害時ボランティアセンター（計画係）

災害時ボランティアセンターに必要な資機材を整備し、災害時に円滑に開設・運営できる体制を整備し、区民に対する災害時対応の充実を図ります。

＊ 令和4年度予算額 37,215千円

10. 防災情報通信体制の整備

（計画係、啓発・支援係、 防災安全・国民保護担当）

防災情報通信体制を整備し、災害に関する区の情報を迅速かつ正確に伝達します。

1. 緊急時連絡通信機器（計画係）

災害時の情報伝達手段の確保のため、携帯電話（スマートフォン）およびハイブリッド型IP無線機を配備します。ハイブリッド型IP無線機は、令和4年度に各避難所・主要駅・一時滞在施設などに配備します。

- ・スマートフォン 52台（令和3年度末）
- ・ハイブリッド型IP無線機 242台（地域活動課分を含む）

2. 総合防災情報（高層等カメラ・河川監視）システム（計画係）

災害時の情報収集手段の一つとして、情報収集用高層カメラをファミリー下神明（西品川1-20-16）に2機設置しています。遠隔操作で向きや望遠・広角を切り替えることができ、災害時の区内の様子を災害対策本部室で確認することができます。令和元年度に各水位・雨量観測局などの情報を集約する河川監視システムと統合し、情報収集・操作を一元管理できるようにカメラおよびシステムの改修を行いました。令和2年度には、目黒駅・五反田駅周辺、令和3年度には、荏原第六中学校に新たなカメラを設置し、災害時における情報収集体制の強化を図りました。

情報収集用カメラ機能



河川監視機能



3. 緊急地震速報の周知（計画係）

「震度」、「到達時間」などの地震速報を区施設の利用者および職員などに早期に周知し避難行動を促し、地震被害の軽減を図ります。区立学校、保育園、幼稚園、地域センター、文化センター、図書館、シルバーセンター、児童センターなど区の主要施設に設置しています。（令和4年4月1日現在：179施設）

4. 被災情報管理システム（計画係）

災害発生時の区内の被害状況などを地図上や時系列の情報一覧に集約し、災害対策本部における情報の共有および迅速な判断を支援します。令和4年度は物資管理支援機能を追加し、更なる機能強化を進めます。



5. 全国瞬時警報システム（Jアラート）（防災安全・国民保護担当）

緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急情報を、防災行政無線等を利用して区民へ知らせるシステムです。令和3年度は、3回の全国一斉情報伝達試験を行いました。

令和4年度は、4回の全国一斉情報伝達試験を実施します。

（5月18日、8月10日、11月16日、2月15日）

<周知する緊急情報>

有事情報	弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報
気象情報	各特別警報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報、東海地震予知情報、東海地震注意情報 など

6. 防災情報配信管理システム（啓発・支援係）

避難情報などの防災に関する情報発信を一元管理するシステムです。このシステムにより、複数の情報配信媒体（ホームページ、SNS、携帯電話エリアメールなど）に一括入力・配信が可能です。令和2年度に実施した防災行政無線放送との自動連携により、さらに迅速かつ正確な情報を配信します。

7. 防災タブレット（啓発・支援係）

防災区民組織本部長への情報伝達および区内の警察署、消防署などとの連絡手段を補完するツールです。令和2年度に、より操作性の高い機種に更新しました。

<現在の配備先> 計250台

町会・自治会長など：219台

警察署・消防署：7台

防災課（災害対策本部）、庁内関係課、地域センター：24台



8. 防災行政無線（啓発・支援係）

（１）防災行政無線設備

① 固定系無線局

- ・親局 1局（災害対策本部）
- ・子局 435局（屋外子局155局、戸別受信機280局）

② デジタル移動通信

- ・基地局 1局（災害対策本部）
- ・移動局 206局（半固定局94局、車載型3局、携帯局109局）

（２）品川区防災ラジオの販売

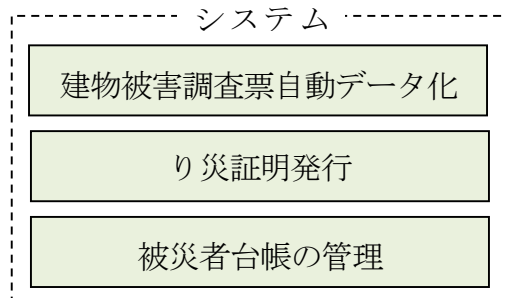
区からの防災行政無線の緊急放送を、自動で受信・起動して聞くことのできる「品川区防災ラジオ」を令和4年度、区民向けに販売します。

（３）防災行政無線確認ダイヤル

防災行政無線等の情報に関する聞き逃しサービスである「防災行政無線確認ダイヤル」を防災行政無線の補完手段として活用を促進します。

9. 被災者生活再建支援システム（計画係）

災害時における被災者の生活再建の基礎となる、り災証明書を迅速に発行するため、被災者台帳の作成および台帳を管理するシステムです。令和4年度は、専用端末に依存しないクラウド版に移行します。



＊ 令和4年度予算額 160,970千円

11. 初期消火体制強化（防災設備係）

木造住宅密集地域における延焼火災による被害の拡大をくい止めるため、初期消火体制の強化を図ります。

1. 防火水利の整備

（１）防火水槽

学校・公園などの区有施設やマンションなどの民有地に防火水槽が設置されています。開発事業主に対して、40立方メートル以上の防火水槽の設置を指導しています。



(2) 小型貯水槽（区設置・管理 5 m³ 143 基）

区立公園や民有地に設置した、5 立方メートルの震災対策用貯水槽を維持管理し、小型防災ポンプなどの水利として使用します。

2. 街頭消火器の増設（防災設備係）

火災危険度の高い木造住宅密集地域の火災対応強化のため、街頭消火器の増設・点検を行っています。

令和 2 年度に、西大井 2 丁目、西大井 3 丁目、大井 7 丁目、西中延 3 丁目の 4 つの地域を対象に増設候補地の調査を実施しました。調査結果の内容を検討し、対象地域への増設を行っています。



設置本数などの推移

（令和 3 年度末）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置本数	6,235	6,250	6,344	6,366	6,457
（木造住宅 密集地域内）	(297)	(316)	(370)	(390)	(410)

取替・点検の実績

（令和 3 年度末）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
取替[老朽分]	748	498	913	727	767
機能点検委託	796	818	823	693	855

3. 家庭用消火器のあっせん

区民による初期消火活動を徹底するため、「家庭用消火器購入助成要綱」および「家庭用消火器薬剤詰替斡旋事業実施要綱」に基づき、家庭用消火器設置の充実を図ります。

あっせん実績

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
購入助成	548	576	481	452	530
詰め替えあっせん	22	13	8	7	13

火災使用充填実績

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
火災使用充填	16	3	7	5	13

4. 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ更新

発災時には区民避難所となり地域の防災拠点でもある小学校、中学校および義務教育学校に消火ポンプの配備を行い、教職員や



地域の住民による消火能力の向上を図ります。平成 28 年度に、区内 46 校すべての配備が完了しました。今後は、配備されたポンプの保守と、10 年を経過した消火ポンプについて、順次入れ替えを行っていきます。

なお、配備した学校の生徒が総合防災訓練などに参加し、放水訓練を行っています。

＊ 令和 4 年度予算額 31,899 千円

12. 医療救護体制整備（計画係）

災害発生時の医療救護活動が円滑に行えるよう体制整備を図ります。

1. 応急医薬品ランニング・ストック

区内の薬剤師会と締結している災害時協定により、平常時より一定量の医薬品などを確保し、優先的に供給を受ける協力体制をとっています。

2. 医療ミニセット

医療ミニセット（救急箱）を各避難所に 2 箱（義務教育学校は 4 箱）配備しています。

医療ミニセットの内容（1 箱あたり）

品名	数量	品名	数量
レスキューシート	2 枚	ガーゼ	3 個
駆血帯	1 本	コットン	3 個
清浄綿	28 包	殺菌消毒液	2 個
シップ薬	10 枚	副木（大中小 3 本セット）	2 個
パット（大 30 枚入）	3 個	綿棒（10 本入）	10 個
パット（小 30 枚入）	3 個	体温計	1 本
サージカルテープ	1 個	万能はさみ	1 個
救急絆（25 枚入）	3 個	とげ抜きピンセット	1 個
三角巾	10 枚	熱冷却シート（12 包）	5 個
伸縮包帯	6 個	応急手当の心得	1 冊

3. 医療救護体制

（1）学校医療救護所

各地域センター管轄区域内の避難所 1 箇所を医療救護所（区内 13 箇所）に指定しています。医療救護所には、医療ミニセットの他、医療救護所が開設された際に必要となる医薬品や医療資機材、事務用品などを配備※し、品質保持期限に合わせ入替更新を実施しています。

※配備物資：医薬品 86 種類、医療資機材 85 種類、その他 42 種類



(2) 緊急医療救護所

区内 16 病院の内、7 箇所を緊急医療救護所に指定しています。緊急医療救護所は、発災直後から超急性期にかけて各病院前に設置され、病院に殺到するであろう傷病者のトリアージや軽症者の治療を行います。病院の状況に合わせ、必要となる医薬品や医療資機材を配備※しています。



※配備物資：医薬品 48 種類、医療資機材 134 種類、その他 35～45 種類

*病院の態勢や都からの配備状況によって、病院により数量が異なる。

* 令和4年度予算額 8,491千円

13. 国民保護（防災安全・国民保護担当）

区は、住民の生命、身体および財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する責務があります。このため、必要に応じ、国民保護協議会を開催し、国民保護計画を変更するとともに、国民保護に関する訓練を実施します。

1. 国民保護協議会

(1) 設置と委員構成

国民保護法第 40 条に基づき、区内における国民の保護のための措置に関して広く区民の意見を求め施策を総合的に推進するため、国民保護協議会を設置します。

区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など 60 人の委員で構成されています。

(2) 所掌事務

- ① 区長の諮問に応じて区内における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること
- ② 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べる
こと



2. 国民保護計画

国民保護法第 35 条に基づき作成した国民保護計画は、区内に発生する武力攻撃事態などにおいて、区民の生命、身体および財産を守るために、事態対処と体制づくり、各機関との連携、救援、情報収集などを定めるものです。



3. 国民保護に関する啓発

弾道ミサイル落下時の行動などについては総務省消防庁および東京都より「弾道ミサイル落下時の行動に係る住民への広報の充実等について」に基づき、住民への幅広い広報の実施を求められています。そのため、各総合防災訓練において、弾道ミサイル落下時の行動やJアラートなどの伝達手段などについて周知します。



* 令和4年度予算額 0千円

1 4. 自衛隊員募集事務（防災安全・国民保護担当）

自衛隊法第97条に基づき、自衛官募集に関する事務の一部を行います。

1. 自衛官募集

品川区在住の応募・入隊状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募者数	63	69	104	63	41
入隊者数	12	19	12	24	13

2. 自衛官募集に関する広報

(1) 令和3年度広報しながわ掲載状況

7月1日号、9月1日号、11月1日号、1月21日号、3月1日号(5回)

(2) 令和4年度の掲載予定

昨年度と同時期に掲載を予定します。

* 令和4年度予算額 23千円

1 5. 実際に起こった災害への対応

(計画係、防災安全・国民保護担当)

1. 災害対策本部などの対応状況（計画係）

令和3年度 災害対策本部などの対応状況

発生日	内 容	配備人員	被 害	備 考
8月15日	洪水	26名	-	洪水警報
9月18日	大雨・洪水	23名	-	大雨・洪水警報
計	2回	49名		

2. 弔慰金・見舞金の支給（防災安全・国民保護担当）

災害救助法の適用にならない小規模な火災、水害などにより、被災した区内の世帯または事業所に対して「品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱」に基づき、被害に応じて見舞金と見舞品を支給します。また、死亡者がある時はその遺族に対し弔慰金を支給します。

執行実績

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
火災 (件)	単身世帯	7	11	8	5	13
	単身世帯以外	2	5	7	3	15
	合計	9 (12 人)	16 (22 人)	15 (27 人)	8(11 人)	28(48 人)
	弔慰金 (人)	1 人	2 人	2 人	2 人	6 人
水害 (件)	床上	単身世帯	0	0	0	0
		普通世帯	2	0	0	0
		事務所	1	2	0	2
	床下浸水		0	2	3	0
	半壊		0	0	4	0
	合計		3	4	9	0
決算金額 (円)		350,000	580,000	760,000	290,000	1,060,000

*令和4年度予算額 1,757千円

16. 災害復旧特別会計（計画係）

災害発生直後に区民の生命・財産を守るため、迅速な災害救助・復旧体制を確立するにあたり、災害復旧基金繰入金を財源とする「品川区災害復旧特別会計」を設置し、財政的な備えを確保しています。

* 令和4年度予算額 1,500,000千円

★自転車交通安全教室（土木管理課）



★立会川緑道（道路課）



★大井坂下公園（公園課）



★品川第二地域防災対策三者連絡会議（防災課）



品川区防災まちづくり部
令和4年5月発行

東京都品川区広町2-1-36
電話03(3777)1111(代)



しながわ防災キャラクター
ジージョくん